

第六十五回国会 農林水産委員會議議録 第三十号

昭和四十六年五月二十一日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 実君

理事 鹿野 彦吉君

理事 佐々木秀世君

理事 遊谷 直藏君

理事 別川悠紀夫君

理事 森下 元晴君

理事 渡辺 肇君

理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房長 太田 康二君

農林省農地局長 岩本 道夫君

農林省畜産局長 増田 久君

農林省蚕糸園芸局長 荒勝 巖君

食糧庁次長 内村 良英君

氣象庁長官 高橋浩一郎君

委員外の出席者

國稅庁直税部審理課長 中村 平男君

厚生省環境衛生局長 神林 三男君

局乳肉衛生課長

農林大臣官房参事官 大河原 太一郎君

農林省農林經濟局保險管理課長 小野 重和君

農林省農政局参事官 岡安 誠君

氣象庁予報部予報課主任予報官 大野 義晴君

自治省財政局地方債課長 石見 隆三君

農林水産委員会調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

五月二十一日

辭任 松沢 俊昭君

補欠選任 阿部 昭吾君

同日 辭任 阿部 昭吾君

補欠選任 松沢 俊昭君

五月十九日

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十三名提出、衆法第二八号)は撤回された。

本日の會議に付した案件

閉會中審査に關する件

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

農林水産業の振興に關する件(昭和四十六年四月及び五月の降霜等による農作物の被害状況)

果樹農業の振興に關する件

請願

一 花卉園芸振興の法制化促進に關する請願

(二見伸明君紹介)(第八八号)

同(鈴木善幸君紹介)(第三四四号)

農業の土地基盤の整備促進に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四五号)

北上山系農業綜合開發調査事業の推進に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四六号)

米の生産調整の適正化に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四七号)

林業關係公共事業の推進に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第三四八号)

グレイプフルーツ、オレンジ等外國産果実の輸入制限に關する請願(高橋英吉君紹介)(第三四九号)

小売市場の機能充実に關する請願外一件(小川半次君紹介)(第三五〇号)

同(菅野和太郎君外二名紹介)(第三五一号)

同(辻寛一君外一名紹介)(第三五二号)

同(砂田重民君外四名紹介)(第三五三号)

同(有島重武君紹介)(第三五四号)

同(伊藤惣助君紹介)(第三五五号)

同(小川新一郎君紹介)(第三五六号)

同(大久保直彦君紹介)(第三五七号)

同(大野潔君紹介)(第三五八号)

同(近江巳記夫君紹介)(第三五九号)

同(岡本富夫君紹介)(第三六〇号)

同(沖本泰幸君紹介)(第三六一号)

同(鬼木勝利君紹介)(第三六二号)

同(貝沼次郎君紹介)(第三六三号)

同(北側義一君紹介)(第三六四号)

同(桑名義治君紹介)(第三六五号)

同(小濱新次君紹介)(第三六六号)

同(桑名義治君紹介)(第三六七号)

同(小濱新次君紹介)(第三六八号)

同(桑名義治君紹介)(第三六九号)

同(小濱新次君紹介)(第三七〇号)

同(桑名義治君紹介)(第三七一号)

同(小濱新次君紹介)(第三七二号)

同(桑名義治君紹介)(第三七三号)

同(小濱新次君紹介)(第三七四号)

同(桑名義治君紹介)(第三七五号)

同(小濱新次君紹介)(第三七六号)

同(桑名義治君紹介)(第三七七号)

同(小濱新次君紹介)(第三七八号)

同(桑名義治君紹介)(第三七九号)

同(小濱新次君紹介)(第三八〇号)

同(桑名義治君紹介)(第三八一号)

する請願(石川次夫君紹介)(第八三八号)

同(岡田利春君紹介)(第八三九号)

同(佐藤樹樹君紹介)(第八四〇号)

同(佐藤憲治君紹介)(第八四一号)

同(田中恒利君紹介)(第八四二号)

同(武部文君紹介)(第八四三号)

同(内藤良平君紹介)(第八四四号)

同(長谷部七郎君紹介)(第八四五号)

同(古川喜一君紹介)(第八四六号)

同(松平忠久君紹介)(第八四七号)

同(美濃政市君紹介)(第八四八号)

同(山口鶴男君紹介)(第八四九号)

同(横路孝弘君紹介)(第八五〇号)

同(米田東吾君紹介)(第八五二号)

同(黒田寿男君紹介)(第八五二八号)

同(相沢武彦君紹介)(第八五二九号)

同(浅井美幸君紹介)(第八五三〇号)

同(新井彬之君紹介)(第八五三一号)

同(有島重武君紹介)(第八五三二号)

同(伊藤惣助君紹介)(第八五三三号)

同(小川新一郎君紹介)(第八五三四号)

同(大久保直彦君紹介)(第八五三五号)

同(大野潔君紹介)(第八五三六号)

同(近江巳記夫君紹介)(第八五三七号)

同(岡本富夫君紹介)(第八五三九号)

同(沖本泰幸君紹介)(第八五四〇号)

同(鬼木勝利君紹介)(第八五四一号)

同(貝沼次郎君紹介)(第八五四二号)

同(北側義一君紹介)(第八五四三号)

同(桑名義治君紹介)(第八五四四号)

同(小濱新次君紹介)(第八五四五号)

同(桑名義治君紹介)(第八五四六号)

同(小濱新次君紹介)(第八五四七号)

同(桑名義治君紹介)(第八五四八号)

同(小濱新次君紹介)(第八五四九号)

同(桑名義治君紹介)(第八五五〇号)

同(小濱新次君紹介)(第八五五一号)

同(桑名義治君紹介)(第八五五二号)

同(小濱新次君紹介)(第八五五三号)

五二	同(古寺宏君紹介)(第九四六号)	九一	同(黒田寿男君紹介)(第九八五号)	一六七	同(松本忠助君紹介)(第一〇九七号)
五三	同(斎藤美君紹介)(第九四七号)	九二	同(小川信一君紹介)(第九八六号)	一六八	同(丸山勇君紹介)(第一〇九八号)
五四	同(坂井弘一君紹介)(第九四八号)	九三	同(小川進君紹介)(第九八七号)	一六九	同(宮井泰良君紹介)(第一〇九九号)
五五	同(鈴木康雄君紹介)(第九四九号)	九四	同(後藤俊男君紹介)(第九八八号)	一七〇	同(矢野詢也君紹介)(第一一〇〇号)
五六	同(瀬野栄次郎君紹介)(第九五〇号)	九五	同(佐藤鶴樹君紹介)(第九八九号)	一七一	同(山田太郎君紹介)(第一一〇一号)
五七	同(田中昭二君紹介)(第九五一号)	九六	同(齊藤正男君紹介)(第九九〇号)	一七二	同(和田一郎君紹介)(第一一〇二号)
五八	同(多田時子君紹介)(第九五二号)	九七	同(島本虎三君紹介)(第九九一号)	一七三	同(渡部一郎君紹介)(第一一〇三号)
五九	同(竹入義勝君紹介)(第九五三号)	九八	同(島本虎三君紹介)(第九九一号)	一七四	同(渡部通子君紹介)(第一一〇四号)
六〇	同(鶴岡洋君紹介)(第九五四号)	九九	同(下平正一君紹介)(第九九二号)	一七五	同(赤松勇君紹介)(第一一〇五号)
六一	同(島居一雄君紹介)(第九五五号)	一〇〇	同(武部文君紹介)(第九九四号)	一七六	同(井上普方君紹介)(第一一〇六号)
六二	同(中川嘉美君紹介)(第九五六号)	一〇一	同(橋本次郎君紹介)(第九九五号)	一七七	同(江田三郎君紹介)(第一一〇七号)
六三	同(中野明君紹介)(第九五七号)	一〇二	同(辻原弘市君紹介)(第九九六号)	一七八	同(金丸徳重君紹介)(第一一〇八号)
六四	同(西中清君紹介)(第九五八号)	一〇三	同(堂森芳夫君紹介)(第九九七号)	一七九	同(山本政弘君紹介)(第一一〇九号)
六五	同(林孝矩君紹介)(第九五九号)	一〇四	同(内藤良平君紹介)(第九九八号)	一八〇	同(齊藤正男君紹介)(第一一一〇号)
六六	同(樋上新一君紹介)(第九六〇号)	一〇五	同(中澤茂一君紹介)(第九九九号)	一八一	同(島本虎三君紹介)(第一一一一号)
六七	同(広沢直樹君紹介)(第九六一号)	一〇六	同(中嶋英夫君紹介)(第一〇〇〇号)	一八二	同(田中武夫君紹介)(第一一一二号)
六八	同(伏木和雄君紹介)(第九六二号)	一〇七	同(中谷鉄也君紹介)(第一〇〇一号)	一八三	同(千葉七郎君紹介)(第一一一三号)
六九	同(二見伸明君紹介)(第九六三号)	一〇八	同(中村重光君紹介)(第一〇〇二号)	一八四	同(中嶋英夫君紹介)(第一一一四号)
七〇	同(古川雅司君紹介)(第九六四号)	一〇九	同(西宮弘君紹介)(第一〇〇三号)	一八五	同(中谷鉄也君紹介)(第一一一五号)
七一	同(正木良明君紹介)(第九六五号)	一一〇	同(芳賀實君紹介)(第一〇〇四号)	一八六	同(平林剛君紹介)(第一一一六号)
七二	同(松尾信人君紹介)(第九六六号)	一一一	同(長谷部七郎君紹介)(第一〇〇五号)	一八七	同(八木昇君紹介)(第一一一七号)
七三	同(松尾正吉君紹介)(第九六七号)	一一二	同(平林剛君紹介)(第一〇〇六号)	一八八	同(相沢武彦君紹介)(第一一一五号)
七四	同(松本忠助君紹介)(第九六八号)	一一三	同(古川喜一君紹介)(第一〇〇七号)	一八九	同(阿部末喜男君紹介)(第一一三六号)
七五	同(丸山勇君紹介)(第九六九号)	一一四	同(堀島雄君紹介)(第一〇〇八号)	一九〇	同(新井彬之君紹介)(第一一三七号)
七六	同(宮井泰良君紹介)(第九七〇号)	一一五	同(松本七郎君紹介)(第一〇〇九号)	一九一	同(有島重武君紹介)(第一一三八号)
七七	同(矢野詢也君紹介)(第九七一号)	一一六	同(松平忠久君紹介)(第一〇一〇号)	一九二	同(伊藤惣助丸君紹介)(第一一三九号)
七八	同(山田太郎君紹介)(第九七二号)	一一七	同(三木喜夫君紹介)(第一〇一一号)	一九三	同(小川新一郎君紹介)(第一一四〇号)
七九	同(和田一郎君紹介)(第九七三号)	一一八	同(美濃政市君紹介)(第一〇一二号)	一九四	同(大久保直彦君紹介)(第一一四一号)
八〇	同(渡部一郎君紹介)(第九七四号)	一一九	同(八木昇君紹介)(第一〇一三号)	一九五	同(大野源君紹介)(第一一四二号)
八一	同(渡部通子君紹介)(第九七五号)	一二〇	同(柳田秀一君紹介)(第一〇一四号)	一九六	同(大橋敏雄君紹介)(第一一四三号)
八二	同(阿部助哉君紹介)(第九七六号)	一二一	同(山中吾郎君紹介)(第一〇一五号)	一九七	同(近江巳記夫君紹介)(第一一四四号)
八三	同(赤松勇君紹介)(第九七七号)	一二二	同(山本弥之助君紹介)(第一〇一六号)	一九八	同(岡本富夫君紹介)(第一一四五号)
八四	同(石川次夫君紹介)(第九七八号)	一二三	同(横路孝弘君紹介)(第一〇一七号)	一九九	同(沖本泰幸君紹介)(第一一四六号)
八五	同(江田三郎君紹介)(第九七九号)	一二四	同(外十九件(古屋亨君紹介)(第一〇一八号)	二〇〇	同(鬼木勝利君紹介)(第一一四七号)
八六	同(岡田利春君紹介)(第九八〇号)	一二五	同(外二十八件(栗山ひで君紹介)(第一〇一九号)	二〇一	同(鬼木勝利君紹介)(第一一四八号)
八七	同(加藤清二君紹介)(第九八一号)	一二六	同(外十四件(河野洋平君紹介)(第一〇五七号)	二〇二	同(北側義一君紹介)(第一一四九号)
八八	同(金丸徳重君紹介)(第九八二号)			二〇三	同(桑名義治君紹介)(第一一五〇号)
八九	同(川村義義君紹介)(第九八三号)			二〇四	同(小濱新次君紹介)(第一一五一号)
九〇	同(木島喜兵衛君紹介)(第九八四号)				同(古寺宏君紹介)(第一一五二号)

二〇五	同(斎藤英君紹介)(第一一五三三號)	二四一	同(田中恒利君紹介)(第二三二七號)	二六七	同(田澤吉郎君紹介)(第一七五六號)	二九五	同(永田亮一君紹介)(第一九一〇號)
二〇六	同(坂井弘一君紹介)(第一一五四四號)	二四二	同(武部文君紹介)(第二三二八號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	二九六	同(古川文吉君紹介)(第一九一一號)
二〇七	同(鈴切康雄君紹介)(第一一五五五號)	二四三	同(土井たか子君紹介)(第二三二九號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	二九七	同(古川文吉君紹介)(第一九一一號)
二〇八	同(瀨野栄次郎君紹介)(第一一五六六號)	二四四	米の生産調整に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一三三三號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	二九七	同(古川文吉君紹介)(第一九一一號)
二〇九	同(田中昭二君紹介)(第一一五七七號)	二四五	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(阿部末喜男君紹介)(第一三三四四號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	二九八	米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一八三〇號)
二一〇	同(多田時子君紹介)(第一一五八八號)	二四六	同(小林進君紹介)(第一三四五五號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	二九九	同(浦井洋君紹介)(第一八三二號)
二一一	同(武部文君紹介)(第一一五九九號)	二四七	同(阿部末喜男君紹介)(第一四一三三號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇〇	同(小林政子君紹介)(第一八三三號)
二一二	同(鶴岡洋君紹介)(第一一六〇〇號)	二四八	同(木原実君紹介)(第一四一四四號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇一	同(田代文久君紹介)(第一八三三號)
二一三	同(島居一雄君紹介)(第一一六一一號)	二四八	同(小林進君紹介)(第一四一五五號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇二	同(谷口善太郎君紹介)(第一八三四號)
二一四	同(広沢直樹君紹介)(第一一六一二號)	二四九	同(坂元親男君紹介)(第一四一六六號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇三	同(津川武一君紹介)(第一八三五號)
二一五	同(伏木和雄君紹介)(第一一六三三號)	二五〇	同(武部文君紹介)(第一四一七七號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇四	同(寺前巖君紹介)(第一八三六號)
二一六	同(橋崎弥之助君紹介)(第一一六四四號)	二五一	同(阿部末喜男君紹介)(第一四一八八號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇五	同(土橋一吉君紹介)(第一八三七號)
二一七	同(井岡大治君紹介)(第一一六五五號)	二五二	同(大原亨君紹介)(第一四八八五號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇六	同(林百郎君紹介)(第一八三八號)
二一八	同(井上普方君紹介)(第一一六六六號)	二五三	同(阿部末喜男君紹介)(第一四八八五號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇七	同(東中光雄君紹介)(第一八三九號)
二一九	同(北山愛郎君紹介)(第一一六七七號)	二五四	同(大原亨君紹介)(第一四八八五號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇八	同(不破哲三君紹介)(第一八四〇號)
二二〇	同(小林進君紹介)(第一一六八八號)	二五五	同(安宅常彦君紹介)(第一五三〇〇號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三〇九	同(松本善明君紹介)(第一八四一號)
二二一	同(中井徳次郎君紹介)(第一一六九九號)	二五六	同(武部文君紹介)(第一五三〇一號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二二	同(阿部末喜男君紹介)(第一一七〇〇號)	二五七	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二三	同(川崎寛治君紹介)(第一一七〇一號)	二五八	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二四	同(久保三郎君紹介)(第一一七〇二號)	二五九	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二五	同(久保三郎君紹介)(第一一七〇二號)	二六〇	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二六	同(田邊誠君紹介)(第一二〇四四號)	二六一	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二七	同(武部文君紹介)(第一二〇五五號)	二六二	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二八	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六三	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二二九	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六四	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三〇	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六五	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三一	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三二	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三三	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三四	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三五	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三六	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三七	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三八	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二三九	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)
二四〇	同(外四十四件)(谷垣專一君紹介)(第二二〇六六號)	二六六	同(安井吉典君紹介)(第一四一二二號)	二六八	同(田村良平君紹介)(第一七五七號)	三一〇	同(山原健二郎君紹介)(第一八四二號)

三三一	同(坂井弘一君紹介)(第一八六三三)	三七〇	同(沖本泰幸君紹介)(第一九二四四)	四〇九	同(阿部未喜男君紹介)(第二〇二三三)	四四八	同(高田富之君紹介)(第二〇六二二)
三三二	同(鈴木康雄君紹介)(第一八六四四)	三七一	同(鬼木勝利君紹介)(第一九二五五)	四一〇	同(赤松勇君紹介)(第二〇二四四)	四四九	同(武部文君紹介)(第二〇六三三)
三三三	同(瀧野栄次郎君紹介)(第一八六五五)	三七二	同(貝沼次郎君紹介)(第一九二六六)	四一一	同(井岡大治君紹介)(第二〇二五五)	四五〇	同(橋本次郎君紹介)(第二〇六四四)
三三四	同(田中昭二君紹介)(第一八六六六)	三七三	同(北側義一君紹介)(第一九二七七)	四一二	同(井野正輝君紹介)(第二〇二六六)	四五一	同(千葉七郎君紹介)(第二〇六五五)
三三五	同(多田時子君紹介)(第一八六七七)	三七四	同(桑名義治君紹介)(第一九二八八)	四一三	同(井上晋方君紹介)(第二〇二七七)	四五二	同(辻原弘市君紹介)(第二〇六六六)
三三六	同(竹入義勝君紹介)(第一八六八八)	三七五	同(小濱新次君紹介)(第一九二九九)	四一四	同(石川次夫君紹介)(第二〇二八八)	四五三	同(戸叶里子君紹介)(第二〇六七七)
三三七	同(鶴岡洋君紹介)(第一八六九九)	三七六	同(古寺宏君紹介)(第一九三〇〇)	四一五	同(石橋政嗣君紹介)(第二〇二九九)	四五四	同(土井たか子君紹介)(第二〇六八八)
三三八	同(島居一雄君紹介)(第一八七〇〇)	三七七	同(斎藤実君紹介)(第一九三一一)	四一六	同(上原康助君紹介)(第二〇三〇〇)	四五五	同(堂森芳夫君紹介)(第二〇六九九)
三三九	同(中川嘉美君紹介)(第一八七一〇)	三七八	同(坂井弘一君紹介)(第一九三二二)	四一七	同(卜部政巳君紹介)(第二〇三一〇)	四五六	同(内藤良平君紹介)(第二〇七〇〇)
三四〇	同(中野明君紹介)(第一八七二二)	三七九	同(鈴木康雄君紹介)(第一九三三三)	四一八	同(江田三郎君紹介)(第二〇三二二)	四五七	同(中井徳次郎君紹介)(第二〇七一一)
三四一	同(西中清君紹介)(第一八七三三)	三八〇	同(瀧野栄次郎君紹介)(第一九三四四)	四一九	同(大出俊君紹介)(第二〇三三三)	四五八	同(中澤茂一君紹介)(第二〇七二二)
三四二	同(林孝矩君紹介)(第一八七四四)	三八一	同(田中昭二君紹介)(第一九三五五)	四二〇	同(大原亨君紹介)(第二〇三四四)	四五九	同(中嶋英夫君紹介)(第二〇七三三)
三四三	同(橋上新一君紹介)(第一八七五五)	三八二	同(多田時子君紹介)(第一九三六六)	四二一	同(岡田利春君紹介)(第二〇三五五)	四六〇	同(中谷鉄也君紹介)(第二〇七四四)
三四四	同(広沢直樹君紹介)(第一八七六六)	三八三	同(竹入義勝君紹介)(第一九三七七)	四二二	同(加藤清二君紹介)(第二〇三六六)	四六一	同(中村重光君紹介)(第二〇七五五)
三四五	同(伏木和雄君紹介)(第一八七七七)	三八四	同(鶴岡洋君紹介)(第一九三八八)	四二三	同(勝澤芳雄君紹介)(第二〇三七七)	四六二	同(橋崎弥之助君紹介)(第二〇七六六)
三四六	同(二見伸明君紹介)(第一八七八八)	三八五	同(島居一雄君紹介)(第一九三九九)	四二四	同(勝岡田清一君紹介)(第二〇三八八)	四六三	同(成田知巳君紹介)(第二〇七七七)
三四七	同(古川雅司君紹介)(第一八七九九)	三八六	同(中川嘉美君紹介)(第一九四〇〇)	四二五	同(角屋堅次郎君紹介)(第二〇三九九)	四六四	同(西宮弘君紹介)(第二〇七八八)
三四八	同(正木良明君紹介)(第一八八〇〇)	三八七	同(中野明君紹介)(第一九四一一)	四二六	同(金丸徳重君紹介)(第二〇四〇〇)	四六五	同(芳賀貢君紹介)(第二〇七九九)
三四九	同(松尾信人君紹介)(第一八八一〇)	三八八	同(西中清君紹介)(第一九四二二)	四二七	同(川崎寛治君紹介)(第二〇四一一)	四六六	同(長谷部七郎君紹介)(第二〇八〇〇)
三五〇	同(松尾正吉君紹介)(第一八八二〇)	三八九	同(林孝矩君紹介)(第一九四三三)	四二八	同(川俣健二郎君紹介)(第二〇四二二)	四六七	同(畑和君紹介)(第二〇八一〇)
三五一	同(松本忠助君紹介)(第一八八三〇)	三九〇	同(橋上新一君紹介)(第一九四四四)	四二九	同(木島喜兵衛君紹介)(第二〇四三三)	四六八	同(華山親義君紹介)(第二〇八二二)
三五二	同(丸山勇君紹介)(第一八八四〇)	三九一	同(広沢直樹君紹介)(第一九四五五)	四三〇	同(木原実君紹介)(第二〇四四四)	四六九	同(原茂君紹介)(第二〇八三三)
三五三	同(宮井泰良君紹介)(第一八八五〇)	三九二	同(伏木和雄君紹介)(第一九四六六)	四三一	同(北山愛郎君紹介)(第二〇四五五)	四七〇	同(日野吉夫君紹介)(第二〇八四四)
三五四	同(矢野純也君紹介)(第一八八六〇)	三九三	同(二見伸明君紹介)(第一九四七七)	四三二	同(久保三郎君紹介)(第二〇四六六)	四七一	同(平林剛君紹介)(第二〇八五五)
三五五	同(山田太郎君紹介)(第一八八七〇)	三九四	同(古川雅司君紹介)(第一九四八八)	四三三	同(黒田寿男君紹介)(第二〇四七七)	四七二	同(広瀬秀吉君紹介)(第二〇八六六)
三五六	同(和田一郎君紹介)(第一八八八〇)	三九五	同(正木良明君紹介)(第一九四九九)	四三四	同(小林信一君紹介)(第二〇四八八)	四七三	同(藤田高敏君紹介)(第二〇八七七)
三五七	同(渡部一郎君紹介)(第一八八九〇)	三九六	同(松尾信人君紹介)(第一九五〇〇)	四三五	同(小林進君紹介)(第二〇四九九)	四七四	同(古川喜一君紹介)(第二〇八八八)
三五八	同(渡部通子君紹介)(第一八九〇〇)	三九七	同(松尾正吉君紹介)(第一九五一一)	四三六	同(後藤俊男君紹介)(第二〇五〇〇)	四七五	同(細谷治嘉君紹介)(第二〇八九九)
三五九	同(相沢武彦君紹介)(第一八九一〇)	三九八	同(松本忠助君紹介)(第一九五二二)	四三七	同(河野密君紹介)(第二〇五一〇)	四七六	同(堀昌雄君紹介)(第二〇九〇〇)
三六〇	同(浅井美幸君紹介)(第一八九二〇)	三九九	同(丸山勇君紹介)(第一九五三三)	四三八	同(佐々木更三君紹介)(第二〇五二二)	四七七	同(松浦利尚君紹介)(第二〇九一一)
三六一	同(新井彬之君紹介)(第一八九三〇)	四〇〇	同(宮井泰良君紹介)(第一九五四四)	四三九	同(佐藤観樹君紹介)(第二〇五三三)	四七八	同(松沢俊昭君紹介)(第二〇九二二)
三六二	同(有島重武君紹介)(第一八九四〇)	四〇一	同(矢野純也君紹介)(第一九五五五)	四四〇	同(佐野憲治君紹介)(第二〇五四四)	四七九	同(松平忠久君紹介)(第二〇九三三)
三六三	同(伊藤惣助丸君紹介)(第一八九五七)	四〇二	同(山田太郎君紹介)(第一九五五六)	四四一	同(斉藤正男君紹介)(第二〇五五五)	四八〇	同(松本七郎君紹介)(第二〇九四四)
三六四	同(小川新一郎君紹介)(第一八九八八)	四〇三	同(和田一郎君紹介)(第一九五五七)	四四二	同(阪上安太郎君紹介)(第二〇五六六)	四八一	同(三木喜夫君紹介)(第二〇九五五)
三六五	同(大久保直彦君紹介)(第一九一九九)	四〇四	同(渡部一郎君紹介)(第一九五五八)	四四三	同(島本虎三君紹介)(第二〇五七七)	四八二	同(三宅正一君紹介)(第二〇九六六)
三六六	同(大野潔君紹介)(第一九二〇〇)	四〇五	同(渡部通子君紹介)(第一九五五九)	四四四	同(下平正一君紹介)(第二〇五八八)	四八三	同(美濃政市君紹介)(第二〇九七七)
三六七	同(大橋敏雄君紹介)(第一九二一一)	四〇六	同(安宅常彦君紹介)(第二〇二〇〇)	四四五	同(田中武夫君紹介)(第二〇五九九)	四八四	同(八百板正君紹介)(第二〇九八八)
三六八	同(近江巳記夫君紹介)(第一九二二二)	四〇七	同(阿部昭吾君紹介)(第二〇二一一)	四四六	同(田中恒利君紹介)(第二〇六〇〇)	四八五	同(八木昇君紹介)(第二〇九九九)
三六九	同(岡本富夫君紹介)(第一九二三三)	四〇八	同(阿部助哉君紹介)(第二〇二二二)	四四七	同(田邊誠君紹介)(第二〇六一一)	四八六	同(安井吉典君紹介)(第二〇一〇〇〇)

四八七	同(柳田秀一君紹介)(第二一〇一號)	五二六	同(林孝矩君紹介)(第二一四〇號)	五八四	同(曾松益君紹介)(第二八六五號)
四八八	同(山口鶴男君紹介)(第二一〇二號)	五二七	同(樋上新一君紹介)(第二一四一號)	五八五	同(竹本孫一君紹介)(第二八六六號)
四八九	同(山中吾郎君紹介)(第二一〇三號)	五二八	同(広沢直樹君紹介)(第二一四二號)	五八六	同(塚本三郎君紹介)(第二八六七號)
四九〇	同(山本幸一君紹介)(第二一〇四號)	五二九	同(伏木和雄君紹介)(第二一四三號)	五八七	同(丹羽資四郎君紹介)(第二八六八號)
四九一	同(山本政弘君紹介)(第二一〇五號)	五三〇	同(二見伸明君紹介)(第二一四四號)	五八八	同(門司亮君紹介)(第二八六九號)
四九二	同(山本弥之助君紹介)(第二一〇六號)	五三一	同(古川雅司君紹介)(第二一四五號)	五八九	同(吉田之久君紹介)(第二八七〇號)
四九三	同(横路孝弘君紹介)(第二一〇七號)	五三二	同(正木良明君紹介)(第二一四六號)	五九〇	同(江田三郎君紹介)(第二八七二號)
四九四	同(横山利秋君紹介)(第二一〇八號)	五三三	同(松尾信人君紹介)(第二一四七號)	五九一	同(塩崎潤君紹介)(第二九一四號)
四九五	同(米田東吾君紹介)(第二一〇九號)	五三四	同(松尾正吉君紹介)(第二一四八號)	五九二	同(國有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願)(竹内繁一君紹介)(第二八七一號)
四九六	同(相沢武彦君紹介)(第二一一〇號)	五三五	同(松本忠助君紹介)(第二一四九號)	五九三	同(森田重次郎君紹介)(第二八七二號)
四九七	同(浅井美幸君紹介)(第二一一一號)	五三六	同(丸山勇君紹介)(第二一五〇號)	五九四	同(田澤吉郎君紹介)(第二九〇五號)
四九八	同(新井彬之君紹介)(第二一一二號)	五三七	同(宮井泰良君紹介)(第二一五一號)	五九五	同(堀原俊郎君紹介)(第三三二七號)
四九九	同(有島重武君紹介)(第二一一三號)	五三八	同(矢野純也君紹介)(第二一五二號)	五九六	同(堀原俊郎君紹介)(第三三二七號)
五〇〇	同(伊藤惣助君紹介)(第二一一四號)	五三九	同(山田太郎君紹介)(第二一五三號)	五九七	同(中川一郎君紹介)(第三三二八號)
五〇一	同(小川新一郎君紹介)(第二一一五號)	五四〇	同(和田一郎君紹介)(第二一五四號)	五九八	同(森山欽司君紹介)(第三三二九號)
五〇二	同(大久保直彦君紹介)(第二一一六號)	五四一	同(渡部一郎君紹介)(第二一五五號)	五九九	同(國有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願)(天野光晴君紹介)(第三三三〇號)
五〇三	同(大野潔君紹介)(第二一一七號)	五四二	同(渡部通子君紹介)(第二一五六號)	六〇〇	同(外七件)(稻村利幸君紹介)(第三三三一號)
五〇四	同(大橋敏雄君紹介)(第二一一八號)	五四三	同(谷口善太郎君紹介)(第三二九六號)	六〇一	同(龜岡高夫君紹介)(第三三三二號)
五〇五	同(近江巳記夫君紹介)(第二一九九號)	五四四	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第二二五七號)	六〇二	同(外八件)(熊谷義雄君紹介)(第三三三三號)
五〇六	同(岡本富夫君紹介)(第二二〇〇號)	五四五	同(佐々木秀世君紹介)(第二二五八號)	六〇三	同(佐々木秀世君紹介)(第三三三四號)
五〇七	同(沖本泰幸君紹介)(第二二〇一號)	五四六	同(下平正一君紹介)(第二二五九號)	六〇四	同(外三件)(竹内繁一君紹介)(第三三三五號)
五〇八	同(鬼木勝利君紹介)(第二二〇二號)	五四七	同(外四件)(渡部元三郎君紹介)(第二二六〇號)	六〇五	同(田澤吉郎君紹介)(第三三三六號)
五〇九	同(貝沼次郎君紹介)(第二二〇三號)	五四八	同(堂森芳夫君紹介)(第二二六一號)	六〇六	同(羽田孜君紹介)(第三三七七號)
五一〇	同(北側義一君紹介)(第二二〇四號)	五四九	同(藤井勝志君紹介)(第二二六二號)	六〇七	同(外二件)(森田重次郎君紹介)(第三三三八號)
五一一	同(桑名義治君紹介)(第二二〇五號)	五五〇	同(外八件)(奥野誠亮君紹介)(第二二九一號)	六〇八	同(外十五件)(森山欽司君紹介)(第三三三九號)
五一二	同(小渡新次君紹介)(第二二〇六號)	五五一	同(田中正巳君紹介)(第二二九二號)	六〇九	同(外三件)(小坂善太郎君紹介)(第三三四〇號)
五二三	同(古寺宏君紹介)(第二二〇七號)	五五二	同(堂森芳夫君紹介)(第二二九三號)		
五二四	同(斎藤実君紹介)(第二二〇八號)	五五三	同(松浦周太郎君紹介)(第二二九四號)		
五二五	同(坂井弘一君紹介)(第二二〇九號)	五五四	同(安田貴六君紹介)(第二二九五號)		
五二六	同(鈴切康雄君紹介)(第二二一〇號)	五五五	同(堂森芳夫君紹介)(第二二五六號)		
五二七	同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二一一號)	五五六	同(八木昇君紹介)(第二二五七號)		
五二八	同(田中昭二君紹介)(第二二一二號)	五五七	同(井出一太郎君紹介)(第二二五八號)		
五二九	同(多田時子君紹介)(第二二一三號)	五五八	米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二二五九號)		
五三〇	同(同義勝君紹介)(第二二一四號)	五五九	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二二六〇號)		
五三一	同(鶴岡洋君紹介)(第二二一五號)				
五三二	同(鳥居一雄君紹介)(第二二一六號)				
五三三	同(中川嘉美君紹介)(第二二一七號)				
五三四	同(中野明君紹介)(第二二一八號)				
五三五	同(西中清君紹介)(第二二一九號)				

六二〇	同(澁谷直藏君紹介)(第三四四号)	六三六	同(菅波茂君紹介)(第三八二五号)	六六〇	同外二件(小沢辰男君紹介)(第三八二三号)	六八七	同(安田貴六君紹介)(第四〇〇八号)
六二一	同外一件(早川崇君紹介)(第三四四五号)	六三七	同外二件(瀬戸山三男君紹介)(第三八二六号)	六六一	同外一件(大野市郎君紹介)(第三八二四号)	六八八	同外十九件(小沢一郎君紹介)(第四〇〇九号)
六二二	同外一件(井出一太郎君紹介)(第三五二七号)	六三八	同(瀧野榮次郎君紹介)(第三八二七号)	六六二	同外三件(鍛冶良作君紹介)(第三八二五号)	六八九	同外一件(笹山茂太郎君紹介)(第四〇〇九号)
六二三	同外二件(熊谷義雄君紹介)(第三五二八号)	六三九	同外一件(浜田幸一君紹介)(第三八二八号)	六六三	同外一件(佐伯宗義君紹介)(第三八二六号)	六九〇	同外一件(始関伊平君紹介)(第四〇九一號)
六二四	同(齋藤邦吉君紹介)(第三五二九号)	六四〇	同外十五件(栗山ひで君紹介)(第三八二九号)	六六四	同(塩谷一夫君紹介)(第三八二七号)	六九一	同(瀧野榮次郎君紹介)(第四〇九二号)
六二五	同外二件(竹内繁一君紹介)(第三五三〇号)	六四一	同外二件(森田重次郎君紹介)(第三八三〇号)	六六五	同外二件(園田直君紹介)(第三八二八号)	六九二	同外三件(塚原俊郎君紹介)(第四〇九三号)
六二六	同外二件(向山一人君紹介)(第三五三二号)	六四二	同(安田貴六君紹介)(第三八三二号)	六六六	同外一件(細田吉蔵君紹介)(第三八二九号)	六九三	同外三件(坊秀男君紹介)(第四〇九四号)
六二七	同外六件(森田重次郎君紹介)(第三五三二号)	六四三	同外七件(江藤隆美君紹介)(第三八八〇号)	六六七	同外五件(吉田実君紹介)(第三八二〇号)	六九四	同(松浦周太郎君紹介)(第四〇九五号)
六二八	同外四件(龜岡高夫君紹介)(第三五七五号)	六四四	同外五件(田澤吉郎君紹介)(第三八八一號)	六六八	同(金丸徳重君紹介)(第三八八五号)	六九五	同外九件(渡辺肇君紹介)(第四〇九六号)
六二九	同外一件(伊東正義君紹介)(第三六四〇号)	六四五	同外一件(増田甲子七君紹介)(第三八八二號)	六六九	同(矢野絢也君紹介)(第三八八六号)	六九六	高隈山系を自然休養林として指定に關する請願(池田清志君紹介)(第四一〇四号)
六三〇	同外三件(佐々木秀世君紹介)(第三六四一號)	六四六	同(森田重次郎君紹介)(第三八八三號)	六七〇	同(足立篤郎君紹介)(第三九四〇号)	六九七	農業改良及び生活改善普及職員設置費に對する現行国库補助率の維持に關する請願(池田清志君紹介)(第四一〇五号)
六三一	同外四件(本名武君紹介)(第三六四二號)	六四七	同外十三件(森山欽司君紹介)(第三八八四号)	六七一	同(西田入郎君紹介)(第三九四一號)	六九八	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に關する請願(寒川喜一君紹介)(第四二〇五号)
六三二	同外七件(増田甲子七君紹介)(第三六四四号)	六四八	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に關する請願外三十一件(木野晴夫君紹介)(第三五七六号)	六七二	同(大石八治君紹介)(第四〇〇〇号)	六九九	同(和田耕作君紹介)(第四二〇六号)
六三三	同外八件(松澤雄藏君紹介)(第三六四五号)	六四九	同(大竹太郎君紹介)(第三六四八号)	六七三	同(小林信一君紹介)(第四〇〇〇一號)	七〇〇	国有林野の活用に関する法律案の成立促進に關する請願(合沢栄君紹介)(第四二〇七号)
六三四	同(栗山ひで君紹介)(第三六四六号)	六五〇	同外一件(大橋武夫君紹介)(第三六四九号)	六七四	同外二件(遠藤三郎君紹介)(第四〇〇九七号)	七〇一	同外一件(坂元親男君紹介)(第四二〇八号)
六三五	同外四件(森田重次郎君紹介)(第三六四七号)	六五一	同(金丸信君紹介)(第三六五〇号)	六七五	同外一件(渡辺栄一君紹介)(第四〇〇九八号)	七〇二	同(向山一人君紹介)(第四二〇九号)
六三六	同(小平忠君紹介)(第三七一七号)	六五二	同外一件(木部佳昭君紹介)(第三六五一號)	六七六	国有林野の活用に関する法律案の成立促進に關する請願外一件(大野光晴君紹介)(第三九四二号)	七〇三	米価の物価統制令適用廃止反對に關する請願(田代文久君紹介)(第四二一〇号)
六三七	同(斎藤実君紹介)(第三七一八号)	六五三	同(櫻内義雄君紹介)(第三六五二號)	六七七	同外三件(稻村利幸君紹介)(第三九四三號)	七〇四	同(谷口善太郎君紹介)(第四二一一号)
六三八	同(瀧野榮次郎君紹介)(第三七一九号)	六五四	同外三件(竹下登君紹介)(第三六五三號)	六七八	同(小宮武喜君紹介)(第三九四四号)	七〇五	同(松本善明君紹介)(第四二一二号)
六三九	同(鶴岡洋君紹介)(第三七二〇号)	六五五	同(中尾栄一君紹介)(第三六五四号)	六七九	同(鈴木一君紹介)(第三九四五号)	七〇六	同(和田耕作君紹介)(第四二一三號)
六四〇	同(一見伸明君紹介)(第三七二一號)	六五六	同外一件(早川崇君紹介)(第三六五五号)	六八〇	同(和田一郎君紹介)(第三九四六号)	七〇七	同(辻原弘市君紹介)(第四二一四号)
六四一	同外十四件(池田清志君紹介)(第三八二一號)	六五七	同(松野幸泰君紹介)(第三六五六号)	六八一	同(佐々木義武君紹介)(第四〇〇二號)	七〇八	米価の物価統制令適用除外反對等に關する請願(原茂君紹介)(第四六一〇号)
六四二	同外三件(小平忠君紹介)(第三八二三号)	六五八	同外二件(武藤嘉文君紹介)(第三六五七号)	六八二	同(瀧野榮次郎君紹介)(第四〇〇三號)	七〇九	同(中澤茂一君紹介)(第四六一一號)
六四三	同(齋藤邦吉君紹介)(第三八二三号)	六五九	同(池田順治君紹介)(第三七一六号)	六八三	同外二件(田中正巳君紹介)(第四〇〇四號)	七一〇	外国産豚肉の輸入抑制に關する請願(原茂君紹介)(第四六一一號)
六四四	同外七件(江藤隆美君紹介)(第三八八〇号)			六八四	同外一件(羽田政君紹介)(第四〇〇五号)		
六四五	同外五件(田澤吉郎君紹介)(第三八八一號)			六八五	同外一件(八田貞義君紹介)(第四〇〇六号)		
六四六	同外一件(増田甲子七君紹介)(第三八八二號)			六八六	同外五件(向山一人君紹介)(第四〇〇七号)		
六四七	同(森田重次郎君紹介)(第三八八三號)						
六四八	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に關する請願外三十一件(木野晴夫君紹介)(第三五七六号)						
六四九	同(大竹太郎君紹介)(第三六四八号)						
六五〇	同外一件(大橋武夫君紹介)(第三六四九号)						
六五一	同(金丸信君紹介)(第三六五〇号)						
六五二	同外一件(木部佳昭君紹介)(第三六五一號)						
六五三	同(櫻内義雄君紹介)(第三六五二號)						
六五四	同外三件(竹下登君紹介)(第三六五三號)						
六五五	同(中尾栄一君紹介)(第三六五四号)						
六五六	同外一件(早川崇君紹介)(第三六五五号)						
六五七	同(松野幸泰君紹介)(第三六五六号)						
六五八	同外二件(武藤嘉文君紹介)(第三六五七号)						
六五九	同(池田順治君紹介)(第三七一六号)						

七二一	同(中澤茂二君紹介)(第四六六二二號)	七三四	同(正示啓次郎君紹介)(第四九六二二號)	七六〇	同(小金義照君紹介)(第五二五九號)	七八五	同外一件(坂本三十次君紹介)(第五二二二八號)
七二二	國有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(小平忠君紹介)(第四六六三三號)	七三五	同(省波茂君紹介)(第四九六三三號)	七六一	同外二件(河野洋平君紹介)(第五一六〇號)	七八六	同外一件(正示啓次郎君紹介)(第五二二九號)
七二三	同外六件(小山長規君紹介)(第四六六四三號)	七三七	同(中島源太郎君紹介)(第四九六五五號)	七六二	同外二件(省波茂君紹介)(第五一六一號)	七八七	同外四件(山本幸雄君紹介)(第五二三〇號)
七二四	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第四八二〇號)	七三八	同外二件(武藤嘉文君紹介)(第四九六六六號)	七六三	同外二件(田中榮一君紹介)(第五一六二二號)	七八八	同(秋田大助君紹介)(第五二四五號)
七二五	中國産食肉輸入禁止解除に関する請願(松浦利尚君紹介)(第四八二二二號)	七三九	國有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願外一件(伊東正義君紹介)(第四九五六六號)	七六四	同外二件(西岡武夫君紹介)(第五一六三三號)	七八九	同外二件(伊東正義君紹介)(第五二四六六號)
七二六	米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願外一件(小林進君紹介)(第四八二二二號)	七四〇	食糧管理制度の堅持に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四九七二二號)	七六五	同(廣瀬正雄君紹介)(第五一六四四號)	七九〇	同外二件(久保田円次君紹介)(第五二四七七號)
七二七	同(小林進君紹介)(第四八四四四號)	七四一	國有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願外九件(松澤雄蔵君紹介)(第五〇三三三號)	七六六	同(福田篤泰君紹介)(第五一六五五號)	七九一	同外二件(中村梅吉君紹介)(第五二四八八號)
七二八	同(小林進君紹介)(第四八六〇〇號)	七四二	同外一件(椎名悦三郎君紹介)(第五一〇五五號)	七六七	同(森喜朗君紹介)(第五一六六六號)	七九二	同外二件(濱野清吉君紹介)(第五二四九九號)
七二九	同外一件(小林進君紹介)(第四九一六六號)	七四三	同外一件(稻葉修君紹介)(第五一〇六六號)	七六八	同(稻村佐近四郎君紹介)(第五一六七七號)	七九三	同外十件(山手満男君紹介)(第五二五〇〇號)
七三〇	外國産豚肉の輸入抑制に関する請願(向山一人君紹介)(第四九〇八八號)	七四四	狩猟者団体法制定に関する請願外五件(吉田実君紹介)(第五〇一一一號)	七六九	外國産豚肉の輸入抑制に関する請願(井出太郎君紹介)(第五一〇二二號)	七九四	同外二件(吉田実君紹介)(第五二五一五號)
七三一	同(羽田孜君紹介)(第四九六七七號)	七四五	同外三件(大野明君紹介)(第五〇一二二號)	七七〇	同(増田甲子七君紹介)(第五一〇三三號)	七九五	同(勝岡田清一君紹介)(第五二七六六號)
七三二	狩猟者団体法制定に関する請願(足立篤郎君紹介)(第四九〇九〇號)	七四六	同(佐藤文生君紹介)(第五〇一三三號)	七七一	米価の物価統制令適用廃止反対に関する請願(小林進君紹介)(第五一〇七七七號)	七九六	同外二件(木島喜兵衛君紹介)(第五三〇三三號)
七三三	同(稻村佐近四郎君紹介)(第四九一〇〇號)	七四七	同(河野洋平君紹介)(第五〇一四四號)	七七二	同(小林進君紹介)(第五一六九九號)	七九七	同(辻原弘市君紹介)(第五三〇四四號)
七三四	同(小湖恵三君紹介)(第四九一一一號)	七四八	同(中曾根康弘君紹介)(第五〇一五五號)	七七三	BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願外二件(坊秀男君紹介)(第五一六八八號)	七九八	同(中谷鉄也君紹介)(第五三〇五五號)
七三五	同外一件(河野洋平君紹介)(第四九一二二號)	七四九	同外二件(石井桂君紹介)(第五一〇八八號)	七七四	狩猟者団体法制定に関する請願(大石八治君紹介)(第五一九一一一號)	七九九	同外一件(足立篤郎君紹介)(第五三三七七號)
七三六	同外十一件(福田篤泰君紹介)(第四九一三三號)	七五〇	同外二件(大平正芳君紹介)(第五一〇九九號)	七七五	同(田川誠一君紹介)(第五一九二二號)	八〇〇	同(秋田大助君紹介)(第五三七七八號)
七三七	同外十件(古屋亨君紹介)(第四九一四四號)	七五一	同(神田博君紹介)(第五一一〇〇號)	七七六	同外八件(田村元君紹介)(第五一九三三號)	八〇一	同(伊東正義君紹介)(第五三七九號)
七三八	同外九件(山下元利君紹介)(第四九一五五號)	七五二	同外二件(島村一郎君紹介)(第五一一一〇號)	七七七	同外三件(中井徳次郎君紹介)(第五一九四四號)	八〇二	同外四件(宇野宗佑君紹介)(第五三八〇號)
七三九	同外二件(天野公義君紹介)(第四九五七七號)	七五三	同外一件(武部文君紹介)(第五一一二二號)	七八〇	同(中谷鉄也君紹介)(第五一九五五號)	八〇三	同外一件(上村千一郎君紹介)(第五三八一號)
七四〇	同外八件(伊東正義君紹介)(第四九五八八號)	七五四	同(辻原弘市君紹介)(第五一一三三號)	七八一	同(内海英男君紹介)(第五二二四四號)	八〇四	同(森下元晴君紹介)(第五三八二二號)
七四一	同外五件(奥野誠亮君紹介)(第四九五九九號)	七五五	同(西村英一君紹介)(第五一一四四號)	七八二	同外八件(金子一平君紹介)(第五二二五五號)	八〇五	同外六件(大竹太郎君紹介)(第五三八三三號)
七四二	同(飯谷忠男君紹介)(第四九六〇〇號)	七五六	同(藤本孝雄君紹介)(第五一一五五號)	七八三	同外一件(木島喜兵衛君紹介)(第五二二六六號)	八〇六	同(大村襄治君紹介)(第五三八四四號)
七四三	同(塩谷一夫君紹介)(第四九六一一號)	七五七	同(益谷秀次君紹介)(第五一一六六號)	七八四	同外九件(鯨岡兵輔君紹介)(第五二二七七號)	八〇七	同外二件(菊池義郎君紹介)(第五三八五五號)
七四四	同(堀谷一夫君紹介)(第四九六一一號)	七五八	同外四件(山本幸一君紹介)(第五一一八八號)	七八五	同外九件(鯨岡兵輔君紹介)(第五二二七七號)	八〇八	同外一件(小峯柳多君紹介)(第五三八六六號)

九〇八 同(本名武君紹介)(第六四八〇号)

九〇九 同外八件(早稻田柳右エ門君紹介)(第六四八二号)

九一〇 同外一件(池田正之輔君紹介)(第六七五七号)

九一一 同外一件(大村襄治君紹介)(第六七五八号)

九一二 同(加藤六月君紹介)(第六七五九号)

九一三 同(金子岩三君紹介)(第六七六〇号)

九一四 同(小峯柳多君紹介)(第六七六一号)

九一五 同(森山欽司君紹介)(第六七六二号)

九一六 中国産食肉輸入禁止解除に關する請願外一件(小林進君紹介)(第六六二四号)

九一七 同外一件(黒田寿男君紹介)(第六七六四号)

九一八 かすみ網の一般販売禁止等に關する請願外二十九件(瀬野栄次郎君紹介)(第六六二五号)

九一九 鹿兒島縣霧島町の農免道路等に關する請願(池田清志君紹介)(第六七七一号)

九二〇 BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に關する請願(白濱仁吉君紹介)(第六八八二号)

九二一 狩猟者団法制定に關する請願(石橋政嗣君紹介)(第六八八三号)

九二二 同外六件(竹下登君紹介)(第六八八四号)

九二三 同外七件(野中英二君紹介)(第六八八五号)

九二四 同外二件(羽田野忠文君紹介)(第六八八六号)

九二五 同(廣瀬正雄君紹介)(第六八八七号)

九二六 同外一件(渡部恒三君紹介)(第六八八八号)

九二七 同外一件(小沢辰男君紹介)(第六九五七号)

九二八 同外一件(大村襄治君紹介)(第六九五八号)

九二九 同(金子一平君紹介)(第六九五九号)

九三〇 米価の物価統制令適用廃止反対に關する

請願外七件(二見伸明君紹介)(第六九五六号)

○草野委員長 これより會議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の兩案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に改め、「農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行」を削る。

第二條第二項中「行」を「行なう次に」に改め、同項第一号中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。を、「変更」の下に「(あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業を一体とした事業を含む。を加え、同項第三号中「農用地間における地目交換の事業を含む、埋立て及び干拓を除く」を「農用地以外の土地の農用地への地目交換又は農用地間における地目交換の事業(埋立て及び干拓を除く。及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一

体とした事業をいう」に改め、同項第五号中「その保全若しくは利用上必要な施設」を「土地改良施設」に改める。

第三條第五項中「第五十條第一項の規定により譲与する土地」を「第五十條第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての国若しくは地方公共団体」に改め、同項を同條第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 換地計画において換地を定めぬ従前の土地若しくは換地計画において第七條第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三條の二第一項若しくは第五十三條の二の三第一項(これらの規定を第八十九條の二第三項及び第九十六條の四において準用する場合を含む。の規定により指定された土地の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四條の二第五項(第八十九條の二第十項及び第九十六條の四において準用する場合を含む。の規定により土地を取得した者には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

8 第五條第六項又は第七項(これらの規定を第四十八條第七項(第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。、第八十五條第五項、第八十五條の二第五項、第八十七條の二第六項、第八十七條の三第六項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。の承認又は同意に係る土地(承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十條第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、(当該土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て)農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

第三條第四項中「第九十四條の八第六項」を「第九十四條の八第七項(第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。に改め、「(昭和二十七年法律第二百二十九号)を削り、「基」を「基づく」に改め、同項を同條第五項とし、同條中第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七條第一項第十三号の指定を受けているとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている農用地を農地保有合理化促進事業(同法第三條第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が省令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

第五條第一項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他及び「その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他」を削り、同條第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他を削り、「全体構成」の下に「次項において同じ。」を加え、「當る」を「當たる」に改め、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「農用地造成事

業」を「農用地造成事業等」に、「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「掲げる事業」の下に「又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号に掲げる事業」を加え、「農用地造成事業」というを「農用地造成事業等」と総称するに、「前項」を「第二項」に、「その農用地造成事業」を「同条第二項第三号に掲げる事業」に改め、「地域」の下に「（以下「農用地造成地域」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の者は、同項の認可の申請をするに、前項の規定による公告をする前に、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならない。

第五項に次の一項を加える。

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを合せて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならぬ。

第六項の見出し中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当該農用地造成事業」を「当該農用地造成事業等」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地について」に、「農用地造成事業に参加する」を「農用地造成事業等に参加する」に改め、同条第二項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改める。

第七條第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地について」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の工事に關する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地の区域を分けて、それぞれにつき定めなければならない。

第八條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「場合」の下に「及び次の規定に該当する場合」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、前条第四項に規定する土地改良事業に係る同条第一項の規定による申請については、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適当とする旨の決定をしてはならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他の農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確定であると見込まれるものが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は国土若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供するため土地が新たに必要の場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的経済的社会的諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見込まれる場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

第九條第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十八條第六項中「行方」を「行方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。

第十八條中第十七項を第十八項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 役員（設立当時の役員を除く。）は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。

第二十三條第三項中「禁」を「禁」に改める。

第三十六條第一項中「の規定」を「第九十條第九項又は第九十一條第五項の規定」に改め、同条第二項中「当つては」を「当たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により」に改め、同条第三項中「外」を「ほか、定款の定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

8 土地改良区は、第一項又は第三項の規定による場合のほか、定款の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行方土地改良事業によつて利益を受ける者で省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

9 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見をきかなければならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。
(特別徴収金)
第三十六條の二 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地がその者の第三條に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

2 土地改良区は、定款の定めるところにより、第九十條の二第二項、第五項若しくは第七項又は第九十一條の二第二項若しくは第五項において準用する第九十條第四項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつた行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。

第三十八條中「第三十六條第一項又は第三項」を「第三十六條第一項、第三項若しくは第八項又は第三十六條の二」に改め、「以下」を「第八十九條の二第三十三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下」に改める。

「第三十六條第一項、第三項若しくは第八項又は第三十六條の二」に改め、「以下」を「第八十九條の二第三十三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下」に改める。

第四十条第一項本文中「行ふ」を「行なう」に改め、「都道府県知事の認可を受け」を削り、「起し」を「起こし」に改め、同項ただし書を削る。

第四十七條第一項中「第七條第四項」を「第七條第五項」に改め、同條第二項中「第七條第五項」を「第七條第六項」に改める。

第四十八條第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他及び「その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他」を削り、同條第三項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他を削り、「左の」を「次の」に改め、同條第九項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項中「行おう」を「行なおう」に、「第八條第五項」を「第八條第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項前段中「第五條第五項、第七條第四項及び第五項」を「第七條第五項及び第六項」に改め、「第五項の規定」の下に「（第三項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五條第三項、第六項及び第七項の規定）を加え、同項後段中「第五條第五項」を「第五條第六項及び第七項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「その施行に係る地域」を「農用地造成地域」に、「第五條第四項」を「第五條第五項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「農用地造成事業に係る土地改良事業の計画」を「農用地造成事業等に係る土地改良事業の計画」に、「地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の」を「地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は」に改め、「又は新たに農用地造成事業」を「農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、又は新たに農用地造成事業等」に、「前項を」第三項又は前項に、「その農用地造成事業の施行に係る地域」を「農用地造成地域」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の變更で省令で定める

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十号

昭和四十六年五月二十一日

第一類第八号

第一類第八号

る輕微なものをしようとする場合においては、当該變更について、その變更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部分となる区域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその變更によりその變更後のその土地改良事業の施行に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代へることができる。

第五十條第一項中「かんがい、排水路」を「用排水路」に改める。

第五十二條第七項中「第七條第四項及び第五項」を「第七條第五項及び第六項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項を同條第八項とし、同條第五項中「第三項の會議」を「第五項の會議」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項を同條第六項とし、同條第三項中「所有權、地上權、永小作權、質權、賃借權、使用貸借による權利又はその他の使用及び収益を目的とする權利」を「第五條第七項に掲げる權利」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同條第五項とする。

この場合には、前項の規定によりきいた意見の内容を示さなければならぬ。

第五十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の換地計画を定めるには、省令の定めるところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見をきかなければならぬ。

第五十二條第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けてそれぞれ前項の換地計画を定める場合において、必要があるときは、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定め

ないことができる。この場合には、その従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。

第五十二條の二第三項中「前條第六項ただし書」を「前條第八項ただし書」に改め、同條第四項中「第八條第二項及び第五項」を「第八條第六項」に、「同條第五項」を「同項」に改める。

第五十二條の三第一項中「第八條第五項」を「第八條第六項」に改め、同條第二項中「この場合において」の下に、「同條第二項中「前條第二項に掲げる技術者」とあるのは第五十二條第四項に掲げる者」と、「同條第六項」とあるのは「前條第六項」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第五十三條第一項中「左に」を「次に」に、「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあつては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあつては当該非農用地区域外の土地であること。

第五十三條第二項中「相殺することができない部分がある場合には」を、「当該換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定める他の場合との比較において不均衡が生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地が同等でない」と認められるときは」に改める。

第五十三條の二を第五十三條の二の二とし、同條の次に次の一項を加える。

第五十三條の三の三 土地改良区は、換地計画を定める前に、前條第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定

によるこれらの者の同意を得たものに限る。）を、これを従前の土地とする換地を定めない土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第五十三條の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項に規定する同意」とあるのは、「第五十三條の二の二第一項の規定による申出又は同意」と読み替へるものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前條第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。

第五十三條の次に次の一項を加える。

（非農用地区域内に換地する土地の指定）

第五十三條の二 土地改良区は、特定用途用地以外の土地につき、これを従前の土地とする換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の土地に定めることについて前條第一項ただし書の規定による同意を得たときは、換地計画を定める前に、当該特定用途用地以外の土地を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、その旨を通知してするものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第五十三條の三の見出し中「土地改良施設」を「土地改良施設等」に改め、同條第一項中「かんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設を、土地改良施設」に改め、「供されるものを」の下に、「当該土地改良施設以外の施設で農業経営の合理化のために必要なもの（省令で定めるものに限る。）のうち、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として

利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるものに供するための土地が新たに必要な場合には、当該土地改良事業の計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、それぞれを加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項前段の場合には、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合その他政令で定める者のうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、その者の同意を得て、当該土地を取得すべき者として定めなければならない。

第五十三条の三に次の一項を加える。

3 第一項前段の場合には、第五十三条の二の第二項の規定を準用する。ただし、換地計画において第一項の土地改良施設の用に供される土地を取得すべき者として定められる者が土地改良区である場合にあつては、この限りでない。

第五十三条の三の次に次の一項を加える。

第五十三条の二の二 換地計画においては、第五十三条の二の二第一項の規定により換地を定め、換地の地積を合計した面積をこえない範囲内で、当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、換地として定め、第八條第五項第二号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項の省令で定める施設の用に供する土地を除く。）又は第八條第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。

第五十三条の四第二項中「第五十二條第三項から第七項まで」を「第五十二條第四項から第九項まで」に改め、同項後段中「第五十二條第三項」を「第五十二條第五項」に改める。

第五十三条の五第三項、第四項及び第六項中「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改める。

第五十三条の六第一項中「第五十三條の二第一項」を「第五十三條の二の二第一項」に改め、「従前の土地」の下に「（次項に規定する土地を除く。）」を加え、「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項に規定する土地に」、「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区は、換地処分を行なう前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。

第五十三条の七中「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項に」、「同項」を「これらの各項に改め、「従前の」を削る。

第五十三条の八第一項及び第二項中「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同条第三項中「第五十三條の二第二項」を「第五十三條の二の二第二項に」、「第五十三條の三第二項」を「第五十三條の三の二第二項」に改める。

第五十四條第一項中「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の換地処分、第三項の規定による届出、第四項の規定による公告及び前項の規定による通知は、第五十二條第二項の規定により、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこととした場合には、それぞれ、当該一の区に係る換地計画及び当該地の区に係る換地計画について同時にしなければならぬ。この場合には、これらの換地計画

に係る換地処分は、第二項の規定にかかわらず、これらの換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後に、遅滞なくしなければならない。

第五十四條の二第四項中「第五十三條の二第二項」を「第五十三條の二の二第二項」に、「第五十三條の三第二項」を「第五十三條の三第三項及び第五十三條の三の二第二項」に改め、同条第五項中「第五十三條の三第一項」を「第五十三條の三第一項又は第五十三條の三の二第一項」に、「土地改良区」を「第五十三條の三第二項（第五十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画において当該換地を取得すべき者として定められた者に改める。

第五十四條の三「清算金の額と」の下に「第五十三條の二の三第三項の規定により支払った仮清算金又は」を加え、「又は支払った」を「若しくは支払った」に改める。

第五十六條第一項中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に、「行行」を「行なり」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。）が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を当該施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地

改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認を得なければならない。）に改める。

第五十七條中「かんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）」を「土地改良施設に改める。

第五十七條の二第一項中「かんがい排水施設を「農業用排水施設」に改め、「当該土地改良事業計画で定めるものを除き」を削り、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二章第一節第三款第一目中第五十七條の二の次に次の一項を加える。

（予定外廃水の排除等のための措置）

第五十七條の三 土地改良区は、前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定めるところにより、当該廃水を排出する者に対し、その排出を停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第六十八條第二項中「第十八條第十五項から第十七項まで」を「第十八條第十六項から第十八項まで」に改める。

第八十二條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 役員（土地改良区連合設立当時の役員を除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、総会で選任することができる。

第八十五条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を申請し、その他を削り、同条第三項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「第五項第四項」を「第五項第五項」に改め、同条第五項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合には、第五項第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

第八十五条の二第一項中「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に、「二以上の農用地造成事業」を「農用地であつて、その農用地につき第三項第四項の規定により農地保有合理化法人が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。」に、「当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び収益している」を「当該地方公共団体等有資格地について第三項に規定する資格を有する」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長の意見については、この限りでない。

第八十五条の二を第八十五条の三とし、第八十五

五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があるとき認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して）国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三項に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の規定による申請をするには、市町村は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五項第五項及び第六項の規定を準用する。

5 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五項第六項及び第七項の規定を準用する。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二項第二号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でないとき認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二項第二号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をすることができ

7 市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林大臣の指定する者の意見をきくとともに、国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。

8 都道府県は、前項の同意をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

9 市町村は、第一項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項）を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該議決及び当該申請に係る第七項の同意）があつたことを証する書面を添附し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接）農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十六条第一項中「第八十五条第一項」の下に「第八十五条の二第一項」を加え、同条第二項中「土地改良事業の適否の決定」を「土地改良事業（第八十五条の二第六項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第一項の規定による申請に係る土地改良事業（以下「市町村特別申請事業」という。）を除く。）の適否の決定」に改め、「第八十五条第二項」の下に「若しくは第八十五条の二第二項」を加え、「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と」を削り、同条第三項を次のように改める。

8 都道府県知事は、都道府県が行なう市町村特別申請事業につき、第一項の規定により適当と

4 第一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、その非農用地区域は第八条第五項各号に掲げる要件に適合することとなるように定めなければならない。

第八十七條の第二項中「又は第八十五條の第二項」を、「第八十五條の第二項又は第八十五條の第三項」に、「行」を「行なう」に、「外」を「ほか」に、「左にを」次に「に」に改め、同項第三号中「同項第五号」を「同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同項第五号」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条第三項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」を施行し、その他を削り、同条第四項中「場合には」の下に「、第五條第六項及び第七項を加え、第八十六條第二項及び第三項を削り、前條第四項から第九項まで」を「前條第五項から第十項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 第 項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第三号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、前項の規定による公告をする前に、)その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事

都道府県知事は、国営土地改良事業につき農林大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

第八十七條の第三項中「第八十五條の第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画」を「市町村特別申請事業の計画、第八十五條の第三項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業計画」に改め、「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、「第八十五條の第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに」を「市町村特別申請事業、第八十五條の第三項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

國又は都道府県は、第八十五条第一項若しくは第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、又はこれらの規定による申請に基づいて行なう土地改良事業で農用地造成事業等でないものを農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意又は第六項において準用する第四十八条第四項の三分の二以上の同意のほか、その計

前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項の規定を準用する。

第八十七條の三第八項中「第八十六條第二項及び第三項」を「前條第四項及び第五項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第七項中「又は第五項」を、第七項又は第十二項に、「前項において準用する第八十七條第四項から第六項まで」を「第六項、第十項又は前項において準用する第八十七條第五項から第七項まで」に改め、同項を同條第十項とし、同條第六項中「第一項又は」を削り、第八十六條第二項及び第三項並びに第八十七條第四項から第九項までを「第八十七條第五項から第十項まで並びに第四項及び第五項」に改め、同項に段號として次のように加える。

この場合において、第四項中「同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項」とあるのは「第八十七条の第三十二項の規定により同項に規定する事項を示す前に、その示す事項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事（その変更について第八十七条の第三十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である都道府県の知事を除く。）」と、同項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは「関係市町村長（その変更について第八十七条の第三十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。）」と読み替へるものとする。

第八十七條の第三第六項を同条第十三項とし、同第五項中「第八十五條の第二項」を「第八十五條の第三項」に、「土地について権原に基づき使及び収益をしている」を「地方公共団体等有資格について第三條に規定する資格を有する」に改

4 第一項に規定する土地改良事業計画の変更をするには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

5 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

6 第二項の場合には、第五條第六項及び第七項、第八條第二項及び第三項、第四十八條第四項並びに第八十七條第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五條第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八條第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十七條の三第一項の三分の二以上の同意」と読み替えるものとする。

農林大臣又は都道府県知事は、市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分の変更をしようとする場合に

は、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該変更につき、関係土地改良区その他農林大臣の指定する者の意見をきくとともに、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域）の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべての同意を得、かつ、国営土地改良事業にあつては、これらの市町村の全部又は一部をその区域に含むすべての都道府県の同意を得なければならぬ。

8 市町村又は都道府県は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該変更につき、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経なければならない。

9 都道府県知事は、市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更をしようとする場合には、同項の規定によるほか、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該変更につき、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

10 第七項の場合には、第八條第二項及び第三項並びに第八十七條第五項から第十項までの規定を準用する。

第八十八條の二中「左に」を「次に」に、「行ふ」を「行なう」に改め、同条第一号中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第八十九條の二第二項中「第五十二條第二項から第五項まで」を「第五十二條第二項、第三項、第五項前段、第六項及び第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「内容」の下に

「（これに係る事前措置を含む。）」を加え、「第五十三條の三」を「第五十三條の三の二」に改め、同項に後段として次のようを加える。

この場合において、第五十三條の三第二項（第五十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。）中「土地改良区、市町村」とあるのは、国又は都道府県、土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事が」と読み替へるものとする。

第八十九條の二第四項中「第八十七條第四項から第九項まで」を「第八十七條第五項から第十項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「第五十二條第三項」を「第五十二條第五項」に、「第八十七條第四項」を「第八十七條第五項」に改め、同条第六項中「第五十三條の二第一項」を「第五十三條の二の二第一項」に、「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同条第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第四項及び第五項」を「第四項から第六項まで」に、「第五十四條の二第五項及び」を「同条第六項中「第一項の換地処分、第三項の規定による届出」とあるのは「第八十九條の二第九項の換地処分」とに改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11 国又は都道府県は、第三項において準用する第五十三條の二の三第三項、第八項において準用する第五十三條の八又は前項において準用する第五十四條の三の規定により、仮清算金、補償金、清算金その他の金銭（以下第十三項までにおいて「仮清算金等」という。）を土地改良区の地区内にある土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者から徴収する場合には、省令の定めるところにより、仮清算金等をこれらの者に支払い、又はこれらの者から徴収するに代えて、これらの者に支払うべきすべての仮清算金等の額（第百二

十三條第一項の規定により供託しなければならない金銭の額を除く。）を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区に支払い、又はこれらの者から徴収すべきすべての仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区から徴収することができる。この場合には、これらの者に係る仮清算金等の明細を明らかにして、その支払又は徴収の期日の相当期間前までにその旨をその土地改良区に通知しなければならない。

12 土地改良区は、前項の規定により金銭の支払を受けた場合には、省令の定めるところにより、その支払の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならない。

13 土地改良区は、第十一項の規定により徴収される金銭を国又は都道府県に納付した場合に、省令の定めるところにより、その徴収の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。

第八十九條の二第八項中「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に、「第五十三條の六第一項後段及び第三項」を「第五十三條の八の規定」の下に、「前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三條の六第一項後段及び第三項並びに第五十三條の七の規定を」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前において、第三項において準用する第五十三條の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。

第八十九條の二の次に次の一条を加える。

（清算金等の徴収）

第八十九條の三 国は、前条第八項において準用する第五十三條の八第二項若しくは第三項、前条第十項において準用する第五十四條の三又は前条第十一項の規定により徴収すべき金銭（以下この条において「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 国は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者がその督促状で指定する期限までに清算金等を支払わないときは、その期限満了の日の翌日から清算金等の支払のある日までの日数に應じ、滞納額につき年十四・五パーセントの割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

3 清算金等及び前項の延滞金は、国税滞納処分例により処分することができる。この場合において、清算金等及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

5 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二條（書類の送達）、第三十八條第一項（繰上請求）、第六十二條（一部納付が行なわれた場合の延滞金の額の計算等）、第六十三條（納税の猶予の場合の延滞金の免除）、第六十八條第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）及び第百十九條第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二條及び第六十三條中「延滞税」とあり、同法第百十八條第三項及び第百十九條第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替へるものとする。

第九十条第二項中「國營土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く。)」を加え、「前項の規定を同項の規定に改め、同条第三項中「行」を「行なう」に、「外」を「ほか」に、「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第五項中「國營土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く。)」を加え、同条第七項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第八項中「第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第一号若しくは第二号の事業又ははを削り、「規定による國營土地改良事業」を「規定により国が行なう土地改良事業」に改め、「(第三項の規定による負担金に代えて第四項の規定により徴収するものを除く。)」を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第七項」を「第七項又は前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で国が行なう市町村特別申請事業(以下「國營市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下この項において「國營土地改良事業」という。)を行なう者その他國營市町村特別申請事業によつて利益を受ける者から、その者の受ける利益(國營土地改良事業を行なう者にあつては、その行なう國營土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該國營市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

(國營土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、國營土地改良事業(第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業、國營市町村特別申請事業及び第八十八條第一項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該國營土地改良事業の工事の完了につき第百十三條の二第三項の規定による公告があつた日(その日前に、農林大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日(以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該國營土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。))には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該國營土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には、前条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、國營土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、國營土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき同条第二項、第四項又は第五項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、國營土地改良事業につき同条第五項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該國營土地改良事業につき同条第六項の規定により市町村が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4 国、都道府県又は市町村は、第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。))には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該國營土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。))には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と読み替へるものとする。

6 国又は都道府県は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で、國營市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの(以下この項において「國營土地改良事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該國營市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限り。))につき第三条に規定する資格を有する者が、当該國營土地改良事業の工事の完了につき第百十三條の二第二項又は第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該國營土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。))には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該國營土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。

7 前項の場合には前条第四項の規定を、前項の

特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第九項」と読み替えるものとする。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金銭を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

第九十一条第一項及び第二項中「都道府県営土地改良事業」の下に「（市町村特別申請事業を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 都道府県は、政令で定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で都道府県が行なう市町村特別申請事業（以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）を行なう者その他都道府県営市町村特別申請事業によつて利益を受ける者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業を行なう者にあつては、その行なう関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三項に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

第九十一条の次に次の一条を加える。
（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）
第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の

定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十八条第一項の規定により都道府県が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三項に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、第九十条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき同条第二項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により市町村が徴収する分担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4 都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限り、）につき第三項に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、第九十条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を、前項の場合において、同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」と、「前条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第四項」とあるのは「前条第五項」と読み替えるものとする。

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。

第九十二条中「行つた」を「行なつた」に、「第九十条第六項」を「第九十条第六項若しくは第九項」に、「第九十一条第三項」を「第九十一条第三項若しくは第五項」に改める。

第九十三条の次に次の二条を加える。
（管理規程）
第九十三条の二 国又は都道府県は、第二項第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうちの省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう

場合には、省令の定めるところにより、（都道府県にあつては、条例で、）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。（予定外廃水の排除等のための措置）

第九十三条の三 国又は都道府県が管理規程を定めて農業用排水路の管理（委託を受けて行なう管理を含む。）を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。

第九十四条の三 第一項中「政令で定める土地改良施設」を「政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設」に改め、「その他の物件」の下に「（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）」を加える。

第九十四条の四 左に「次に」を「次に」に、「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。）を「一般土地改良施設に係る土地等」に改め、同条第一号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に改め、同条第二号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に、「但し」を「ただし」に、「外を」を「ほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十四条の四の二 農林大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

2 農林大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これら

の事業を行なう者に對し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。

3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に對し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。

4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の七中「前六条」を「第九十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十四条の八第一項中「行」を「行なう」に、「基」を「基づき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人に配分される埋立予定地については、この限りでない。

第九十四条の八第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「で自作農として農業に精進する見込のあるもの」を「ののうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項と

し、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、その交付に係る配分通知書に記載された同項第一号から第五号までに掲げる事項を公告しなければならない。

第九十四条の八の次に次の一条を加える。

第九十四条の八の二 農林大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人がある場合には、省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地保有合理化法人に對し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法人は、省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に關する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添附して、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添附された同項の書面を審査して、その提出をした農地保有合理化法人に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適當であると認めるときは、当該農地保有合理化法人に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合）には、その変更後の記載事項に従ひ、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十五条第一項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）に、「行」を「行なう」に改め、同条第二項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人」に、「又は農業協同組合連合会」を「農協連合会又は農地保有合理化法人」に改め、「總會の議決」の下に「總會を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機關の議決又は決定とする。以下この節において同じ。」を加え、「二以上の土地改良事業を包括したもの」を施行し、その他を削り、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五項第七項に掲げる権利」に改め、同条第三項中「合には」の下に「第五項第三項」を加え、同条第五項中「構成する者」の下に「社団たる当該農地保有合理化法人の社員」を加える。

第九十五条の二第二項中「行」を「行なう」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改め、同条第二

項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」を施行し、その他を削り、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五項第七項に掲げる権利」に、「且つ」を「かつ」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改め、同条第三項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項までの規定」を「第七項第五項及び第六項、第八項、第九項、第十項第一項及び第五項並びに第四十八条第四項及び第八項から第十項までの規定（第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五項第三項の規定）」に、「同条第六項前段中「第五項第五項、第七項第四項及び第五項」とあるのは「第八項第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三項に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五項第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意」とあるのは「第九十五條の二第二項の同意」とあるのは「第九十五條の二第二項の同意」と、同条第十項に「及び第九十五條の二第二項の同意をした者」を「社団たる当該農地保有合理化法人の社員及び第九十五條の二第二項の同意又は同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意をした者」に改める。

第九十六条中「行」を「行なう」に、「第五十二條第一項から第三項まで、第六項及び第七項」を「第五十二條第一項から第五項まで、第八項及び第九項」に、「第五十五條まで、第五十七條、第五十七條の二」を「第五十五條まで、第五十六條第二項、第五十七條から第五十七條の三まで」に、「第五十二條第三項中」を「第五十二條第五項中」に、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五項第七項に掲げる権利」に、「第五十二條第三項から第七項まで」とあるのは

「第五十二條第三項、第六項及び第七項」を「第五十二條第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二條第四項、第五項、第八項又は第九項並びに」に改める。

第九十六條の二第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他を削り、且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「第五條第四項」を「第五條第五項」に改め、同条第五項中「場合」を「下に」、第五條第六項及び第七項を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五條第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と読み替へるものとする。

第九十六條の三第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他」を削り、第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限り）をし、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五條第五項及び第六條の規定を準用する。

第九十六條の三第五項中「第四十八條第六項前段及び第七項から第九項まで」を「第四十八條第四項及び第七項から第十項まで」に、「第四十八條第六項前段中「第五條第五項、第七條第四項及び第五項」とあるのは「第七條第四項及び第五項」を「第四十八條第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六條の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第七項中「第三項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五條第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六條の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五條第六項及び第七項」に、「同条第九項を「同条第十項」に改める。

第九十六條の四「行」を「行なう」に改め、「第三十六條第一項及び第四項から第七項まで」の下に、「第三十六條の二第一項」を加え、「第五十二條から第五十五條まで」を「第五十二條第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二條の二から第五十五條まで」に、「第五十七條の二から第六十五條まで」を「第五十七條の二第一項から第三項まで、第五十七條の三から第六十五條まで」に改め、この場合において、第三十六條第一項の下に「及び第三十六條の二第一項を加え、第四十九條第一項を「第三十六條の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三條に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者が、その第三條に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第四十九條第一項に、「第五十二條第四項」を「第五十二條第六項」に、「同条第五項を「同条第七項」に、「第五十七條の二第一項」を「第五十二條の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二條第四項に掲げる者」と、同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同

条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三條の四第二項中「第五十二條第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二條第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十七條の二第一項に改める。

第三章 農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行の交換分合を「第三章 交換分合」に改める。

第九十九條第二項中「第五十二條第三項から第五項まで」を「第五十二條第五項前段、第六項及び第七項」に改める。

第一百條の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条第一項中「農業協同組合」の下に「又は農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）」を加え、「行おう」を「行なおう」に改め、「総会の議決」の下に「（総会を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機関の議決又は決定）」を加える。

第一百條の二第二項中「第五十二條第四項」を「第五十二條第六項」に、「第五十二條第五項」を「第五十二條第七項」に改める。

第一百條第一項中「農業協同組合」の下に、「農地保有合理化法人」を加える。

第一百一條の二第三中「第十八條第十一項から第十五項まで」を「第十八條第十二項から第十六項まで」に、「第十八條第十五項」を「第十八條第十六項」に、「第十八條第十五項から第十七項まで」とあるのは「第十八條第十五項」を「第十八條第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八條第十六項」に改める。

第一百六條中「第八十九條の二第九項」を「第八十九條の二第十項」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百七條中「第九十四條の八第一項及び第四項」を「第九十四條の八第一項及び第五項（第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百八條第一項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「土地改良区」の下に「又は連合会」を加え、同項第四号中「第五條第一項」の下に、「第九十五條第一項若しくは第九百條第一項」を加え、「第九十五條の二第一項」を「第八十五條の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五條第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行なう者又は同項若しくは第九百條第一項の規定により土地改良事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人の役員

第一百八條第二項中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第四項中「土地改良区」の下に「若しくは連合会」を加え、「又は第四号」を「第四号の数人共同して土地改良事業を行なう者、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人又は第五号」に改め、同条第六項中「第一項第一号から第三号までの者」を「第一項各号に掲げる者」に改める。

第一百二十二條第二項中「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項」に、「第八十七條第四項（第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十七條第五項（第八十七條の二第六項並びに第八十七條の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百二十三條の二中「第五十三條の六第一項（第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）若しくは第八十九條の二第六項」を「第五十三條の六第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）若しくは第八十九條の二第六項若しくは第七項」に改める。

第一百二十五條の二中「第二條第二項第二号の土地改良事業」の下に「（当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号の土地改良事業を含む。）」を

加え、「但し」を「ただし」に改める。

第百三十六条第二項中「第五十二条第三項」を「第五十二条第五項」に改める。

第百三十九条中「き損」を「き損」に改める。

第百四十条及び第百四十一条第一項中「賄う」を「賄ふ」に改める。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

第百四十四条の二 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地保有合理化法人の役員は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地改良区の設立等に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした改正前の土地改良法(以下「旧法」という。)第五条第二項の規定による公告に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条第二項、第八十七条の二第三項、第九十五条第二項又は第九十六条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第四十八条第三項、第八十七条の三第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

(特別徴収金に関する経過措置)

6 この法律の施行前に旧法により開始の手続が完了した土地改良事業若しくはこの法律の施行

前に旧法により設立の手続を完了した土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業又は附則第二項の規定により従前の例によつて設立される土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業若しくは前三項の規定によりその開始の手続について従前の例によるものとされる土地改良事業(これらの土地改良事業のうち国が行なう埋立又は干拓公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により行なうものその他国の所有に属する土地について行なうものに限る。)を除く。)については、改正後の土地改良法(以下「新法」という。)第三十六条の二第二項(新法第九十六条の四において準用する場合を含む。)及び第二項、第九十条の二並びに第九十一条の二の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前に旧法第九十四条の八第三項の規定により交付された配分通知書に記載された埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地に係る特別徴収金については、新法第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(換地に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

9 旧法第五十三条の三第一項(旧法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定により前項に規定する換地計画において定められた換地の取得については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に換地計画を定め、又は変更する場合においては、新法第五十二条第四項(新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。))及び第九十六条において準

用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかなくともよい。

11 前項の規定により新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかないで定められ、又は変更された換地計画の適否の決定及び異議の申出の決定については、新法第五十二条の二第四項及び第五十二条の三第二項(これらの規定を新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。))及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農業用排水施設等の管理に関する経過措置)

12 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七条の二第二項(新法第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)に規定する事業を行なつている場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、これらの規定に適合するように管理規程を変更し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

13 国又は都道府県は、この法律の施行の際現に新法第九十三条の二第一項に規定する事業を行なつている場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、同項の規定により管理規程を定めなければならない。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の五第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項」に改める。
第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「(政令で定める換地の取得を除く。)」を加える。
(租税特別措置法の一部改正)
15 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「第五十三条の二第一項」を「第五十三条の二第二項」に改める。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

16 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第三条中「法第九十条の二第二項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二に改め、「貸付料」の下に、「土地改良工事由つて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価」を加え、「同項」を「第十四条第一項」に改め、「直接要する費用」の下に、「当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を加える。

第六条第二項中「第十二条第二号」を「第十二条第一項第二号」に改める。
第十一条の二中「法第九十条の二第一項の規定による徴収金を「土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金」に改める。

第十二条に次の一項を加える。
2 土地改良工事由つて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

17 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三中「第四十八条第八項」を「第四十八条第九項」に、「第八十七条第四項(第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第六項において準用する場合を含む。)」を「第八十七条第五項(第八十七条の二第六項並びに第八十七条の

三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。に改める。

(八郎潟新農村建設事業団法の一部改正)

18 八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律

第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

理由

最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合の増大に対処するため、換地に関する規定を整備し、及び土地改良施設の利用関係の調整に関する措置を定めるとともに、土地改良事業の計画的かつ効率的な推進を図るため、各種工事を組み合わせた総合的な土地改良事業の制度を設け、市町村が国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の施行を申請するものをひきき、及び土地改良事業を行なうことができる者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「まん延」を「まん延」に、「第六十二条」を「第六十二条の二」に改める。

第一条中「まん延」を「まん延」に改める。

第二条第一項中左の「を」を「次に」に改め、同項の表の一、三及び五から七までの項中「めん羊」を「めん羊」に改め、同表の八の項中「気腫疽」を「気腫疽」に改め、同表の九及び十の項中「めん羊」を「めん羊」に改め、同表の九及び十の項中「めん羊」を「めん羊」に改め、同表の十三の項を削り、十二の項を十三の項とし、十一の項の次に次のように加える。

十二 ヨーネ病 牛、めん羊、山羊

第二条第一項の表の十四の項中「アナプラズマ病」の下に「(省令で定める病原体によるものに限る。)」を加え、同表十五の項を削り、同表の十六の項中「鼻疽」を「鼻疽」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表十七の項を削り、十八の項を十六の項とし、十九から二十一までの項を削り、二十二の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八 アフリカ豚コレラ 豚

第二条第一項の表の二十三の項を十九の項とし、同表の二十四の項中「家きんコレラ」を「家きんコレラ」に改め、「あひる」の下に「七面鳥、うずら」を加え、同項を同表の二十の項とし、同表の二十五の項中「家きんペスト」を「家きんペスト」に改め、「あひる」の下に「七面鳥、うずら」を加え、同項を同表の二十一の項とし、同表の二十六の項中「あひる」の下に「七面鳥、うずら」を加え、同項を同表の二十二の項とし、同表の二十七の項中「あひる」の下に「七面鳥、うずら」を加え、同項を同表の二十三の項とし、同表二十八の項を二十四の項とし、同表第二項中「疑がある」を「疑いがある」に、「口蹄疫」を「口蹄疫」に、「鼻疽」又は「羊痘」を「鼻疽又はアフリカ豚コレラ」に改める。

第四条の見出しを「(伝染性疫病についての届出義務)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

家畜が家畜伝染病以外の伝染性疫病(省令で定めるものに限る。)にかかり、又はかかつていいる疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検察した獣医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、当該家畜について第六十二条において準用する第十三条第一項の規定により

届け出なければならない場合、家畜が前項の伝染性疫病にかかり、又はかかつていいる疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他省令で定める場合には、適用しない。

第四条第三項を削り、同条第四項中「第一項の」を「第一項の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第五条第一項中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同条第二号中「と殺」を「と殺」に、「と畜場」を「と畜場に改める。

第七条の見出し中「行なつた」を「行なつた」に改め、同条中「行つた」を「行なつた」に、「らく印」を「らく印」に改める。

第十条を次のように改める

削除

第十二条第一項中「汚物だめ」を「汚物だめ」に改め、同条第二項中「けい留」を「けい留」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章の章名中「まん延」を「まん延」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項ただし書に規定する家畜についての同項の規定による届出は、運輸上支障があるときは、当該貨物の終着地を管轄する市町村長にすることが出来る。

第十三条第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜であることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他省令で定める場合には、適用しない。

第十四条第二項中「まん延」を「まん延」に、「けい留」を「けい留」に改め、同条第三項中「まん延」を「まん延」に改める。

第十五条の見出しを「(通行しや断)」に改め、同条中「まん延」を「まん延」に、「口蹄疫、鼻疽若しくは羊痘」を「口蹄疫、鼻疽若しくはアフリカ豚コレラ」に、「しや断」を「しや断」に改める。

第十六条の見出し中「と殺」を「と殺」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「口蹄疫、鼻疽又は羊痘」を「口蹄疫、鼻疽又はアフリカ豚コレラ」に改め、同項第二号中「又は口蹄疫」を「口蹄疫又はアフリカ豚コレラ」に改める。

第十七条第一項中「まん延」を「まん延」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「炭疽、気腫疽」を「炭疽、気腫疽」に改め、「結核病」の下に「ヨネ病」を加え、「トリパノゾーマ病」、「仮性皮膚疽及び」馬バラチフス、かいせん」を削り、「家きんコレラ、家きんペスト」を「家きんコレラ、家きんペスト」に改め、同項第二号中「牛肺疫」の下に「出血性敗血症、豚コレラ、家きんコレラ、家きんペスト又はニューカッスル病」を加える。

第十八条の見出し中「と殺」を「と殺」に改める。

第十九条の見出し中「と殺」を「と殺」に改め、同条中「まん延」を「まん延」に改める。

第二十一条第一項中「左に」を「次に」に、「基づいて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「口蹄疫、流行性感冒」を「口蹄疫、流行性感冒」に、「炭疽、気腫疽」を「炭疽、気腫疽」に、「鼻疽、仮性皮膚疽、羊痘、豚コレラ」を「鼻疽、豚コレラ、アフリカ豚コレラ」に、「家きんコレラ、家きんペスト」を「家きんコレラ、家きんペスト」に改め、同項第二号中「結核病」の下に「ヨネ病」を加え、「馬バラチフス、かいせん」を削り、「と畜場」を「と畜場に改める。

第二十二條中「及び前条第一項」を「前条第一項」に改め、「埋却する場合」の下に「及び同条第三項の許可を受けて家畜の死体を解体する場合」を加える。

第二十三條第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に、「洗じよう」を「洗じよう」に改め、同条第三項中「まん延」を「まん延」に、「同項但書」を「同

項ただし書に改める。
第二十五条第三項中「まん延」を「まん延」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改める。
第二十八条中「らく印」を「らく印」に改める。
第二十九条中「まん延」を「まん延」に改める。
第三十条の前の見出し中「又は薬浴」を「薬浴又は投薬」に改め、同条第一項中「まん延」を「まん延」に、「又は薬浴を行なわせる」を「薬浴又は投薬を行なわせる」に改め、同条第二項中「又は薬浴」を「薬浴又は投薬」に改める。
第三十二条中「まん延」を「まん延」に改める。
第三十三条中「まん延」を「まん延」に、「と畜場」を「と畜場」に改める。
第三十四条中「まん延」を「まん延」に、「と畜場」を「と畜場」に、「と殺」を「と殺」に、「ふ卵」を「ふ卵」に改める。
第三十五条中「まん延」を「まん延」に改める。
第三十六条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「供するため」を「供する場合その他特別の事情がある場合において」、「を受けた場合」を「受けたとき」に改める。
第三十八条の次に次の一条を加える
(動物の輸入に関する届出等)
第三十八条の二 指定検疫所たる動物で農林大臣の指定するものを輸入しようとする者は、省令で定めるところにより、当該動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならない。ただし、携帯品又は郵便物として輸入する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。
2 動物検疫所長は、前項の規定による届出があつた場合において、第四十条第一項又は第四十一条の規定による検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。
第四十四条第一項中「且つ」を「かつ」に、「らく印」を「らく印」に改める。

第四十六条第二項中「薬浴」の下に、「投薬」を加え、「行なわせる」を「行なわせる」に改める。
第四十七条中「まん延」を「まん延」に改める。
第四十八条第一項中「行なうべき事務に従事させる」を「行なうべき職務を行なわせる」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。
(家畜防疫員の派遣の要請)
第四十八条の二 都道府県知事は、家畜の伝染性疫病を予防するため緊急の必要があるときは、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請することができる。この場合において、家畜防疫員の派遣を要請された都道府県知事は、正当な理由がない限り、その派遣を拒んではならない。
2 前項の規定による要請に応じて派遣された家畜防疫員は、その派遣を要請した都道府県知事の指示を受け、当該都道府県に置かれる家畜防疫員の行なうべき職務を行なうことができる。
3 第一項の規定による要請に応じて派遣される家畜防疫員の派遣に伴い要する費用は、その派遣を受ける都道府県が支弁するものとする。
4 前項の場合において、その派遣を受ける都道府県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該都道府県は、その派遣をする他の都道府県に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。
第五十一条第一項及び第五十二条中「と畜場」を「と畜場」に改める。
第五十二条の二 第四十八条第一項を「第四十八条」に改め、「命令」の下に「(第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行なう同項の規定による命令を含む。)」を加える。
第五十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「評価額」の下に「(その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有する家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下らない範囲内において政令で定める額をこえるときは、当該政令で定める額とする。)」を加え、

「その額が牛にあつては四万三千三百円、馬にあつては二万六千六百円、めん羊及び山羊にあつては五千円、豚にあつては一万円、鶏及びひつにあらはるは三百円をこえるときはそれぞれこれらの額」を削り、同項第二号中「結核病」の下に「ヨネ病」を、「評価額」の下に「(その額が家畜の種類ごとに前号の政令で定める額をこえるときは、当該政令で定める額とする。)」を加え、(その額が牛にあつては十萬四千円、山羊にあつては一萬二千円、馬にあつては六萬四千円をこえるときはそれぞれこれらの額)を削り、同項第四号中「行つた」を「行なつた」に改め、同項第五号中「同条第一項但書」を「同条第一項ただし書」に改める。
第六十条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号及び第五号中「牛疫血清」を「牛疫予防液」に改める。
第六十一条中「第四号第四項」を「第四号第三項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「及び第五十条」を「並びに第五十条」に改める。
第六十二条中「まん延」を「まん延」に改める。
第五章第六十二条の次に次の一条を加える。
(予防のための自主的措置)
第六十二条の二 家畜の所有者は、家畜の伝染性疫病の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、家畜の所有者又はその組織する団体が行なう家畜の伝染性疫病の予防のための自主的措置を助長するため、これらに努めるものとする。
第六十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第四号第一項、第十号」を削り、同条第四号中「又は薬浴」を「薬浴又は投薬」に改め、同条第七十一号中「薬浴」の下に「投薬」を加える。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第五十八条第一項の改正規定(「結核病」の下に「ヨネ病」を

加える部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。
2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の家畜伝染病予防法第五十八条第一項第一号又は第二号に規定する患者に該当した家畜の所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
理由
最近における家畜の伝染性疫病の発生状況の変化等にかんがみ、家畜伝染病の範囲を合理化するとともに、家畜防疫事務の円滑な実施に資する等のため、動物の輸入についての事前届出の制度及び都道府県相互間における家畜防疫員の応援派遣の制度を設け、並びに患者の殺処分に伴い国が交付する手当金の最高限度額を家畜価格の推移に応じて政令で定めることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○倉石国務大臣 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
土地改良法は、昭和二十四年に制定されましたが、数回の改正を経て今日に至っておりますが、この間、本法に基づく各種の土地改良事業が施行され、農業生産基盤の整備をはかることにより農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してまいりましたのであります。
他方、わが国農業及びこれをめぐる諸情勢は、近年著しい変化を生じ、これに対応した総合農政の新たな展開をはかることが要請されているのであります。この一環として農業生産基盤の整備につきましても、これらの新たな事態に即応して、さらに一層強力かつ計画的に推進することが必要となつているのであります。また、最近における、土地改良事業の実施面について見まして

も、従来には見られなかったような広範な地域を対象とする大規模かつ基幹的な土地改良事業を推進する必要があるに生じてきているほか、都市化の進展に伴い農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合が増大してきているなど、現行の土地改良制度が農業あるいは農村の実情と必ずしもそぐわない面も生じてきているのであります。

このような情勢の変化に対応しつつ、今後の農業生産基盤の整備を計画的かつ効率的に進めるため、このたび土地改良制度の全般についてその改善合理化をはかることとし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、換地を伴う土地改良事業における農用地以外の土地の取り扱いに関する改正であります。すなわち、圃場整備事業等を実施するに際し、その実施地域内に介在する農用地以外の土地をこの事業に取り込み、事業の合理的な推進をはかることができるようにいたしますほか、共同利用施設用地、公共用地、工場用地等が新たに必要な場合にはいわゆる創設換地等の手法により、その区域内の土地をこれらの新たな用途に充てることとすることができるといたしましたのであります。

第二は、土地改良事業の総合的実施のための改正であります。現行土地改良法は、数種の土地改良工事を行なう場合には、その種類ごとに別個の計画を定めて別個の事業として実施することといたしておりますが、最近におきましては、一体的な計画のもとに各種の工事を組み合わせた総合的な土地改良事業を実施する必要が生じておりますので、これらの工事をあわせて一個の土地改良事業として施行することができるといたしました。また、土地改良事業計画の概要を公告して関係業者等の同意を得る前に関係市町村長の意見を聞かなければならないこととし、農業振興地域整備計画に基づく施策等との調整に資するよう配慮いたしました。

第三は、農業振興地域整備計画の達成上必要があるときは、市町村が国営または都道府県営の土地改良事業の施行を申請する道を開いたこととあります。この場合、農業者がこれらの事業の実施を申請する場合と同様関係業者等の三分の二以上の同意を得て申請することができるとしたほか、特に基幹的かつ先行的な施設の建設の事業につきましては、関係業者等の同意を得ないでも、関係市町村の議会の議決を経る等の手続によりその実施を申請する制度を設けることといたしております。

第四は、農業用排水施設等の利用関係の調整に関する規定を整備する改正であります。農村における都市化の進展等に即応し、農業用排水施設等につきましても、農業的利用とその他の利用との間の円滑な調整をはかるため、新たに国営土地改良事業で造成された施設については水道事業その他の公共的施設を行なう者との共有とすることができるとしたほか、下水道等と兼用することが適当となった施設の管理等に関する関係地方公共団体等との協議、農業用排水路に排出される廃水の差しとめ等に関する規定を設けることといたしております。

第五は、農地保有合理化法人に土地改良事業の実施資格等を付与するための規定の整備であります。すなわち、さきの農地法の改正により新たに制度化されました農地保有合理化法人につきましては、今後農業構造の改善をはかる上にその事業に期待するところ大でありますので、この農地保有合理化法人に、新たに土地改良事業の実施資格を付与する等土地改良事業と農地保有合理化促進事業とを有機的に関連づけて運営することができるようにならしてあります。

以上のほか、土地改良事業の受益地が一定期間内に農業外の用途等に供された場合にその土地改良事業に投下された公共投資を回収する制度を設けるほか、土地改良区の役員の出及び経費の賦課、換地計画の定め方等現行土地改良法の各般にわたる所要の改善整備を行なうことといたして

おります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

畜産の振興をはかるためには、家畜衛生、特に家畜の伝染性疾病の発生を予防し、蔓延を防止することが基本的条件でありますので、法律の定めるところにより、家畜の伝染性疾病の防遏に日ごろ絶えざる努力を払ってまいるところであります。

現行の家畜伝染病予防法は、昭和二十六年に、旧家畜伝染病予防法を全面的に改正いたしました制定されて以来、大幅な改正を経ることなく今日に至っているものでありますが、この間において、獣医技術は著しく進歩し、家畜防疫も質的に大きく変化を遂げてきております。また、最近における家畜の価格の高騰等もあり、この法律の運用に際しましては、必ずしも実情に即しない点が生じてまいりました。

このため、主として家畜衛生上の技術的な見地から現行制度を整備し、家畜防疫の適正な運営をはかることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、家畜伝染病として取り扱う伝染性疾病について、若干の加除を行なうこととしております。

家畜の伝染性疾病のうち現在二十八種類を家畜伝染病として第二条に列挙しているものでありますが、このうち、トリパノゾーマ病、トリコモナス病、馬バラチフス、仮性皮疽、羊痘及びかいせんにつぎましては、もはや法に基づく強力な措置を講ずるまでもなく防疫が可能となりましたので、これらを削除することとし、反面、新たにヨーネ

病及びアフリカ豚コレラを加えることといたしました。また、家畜の家畜伝染病に重要な関連のある七面鳥とウズラを家禽の家畜伝染病の対象家畜に加えることといたしました。

第二は、国際貿易の進展につれて、家畜等の輸入が今後ますます増大することが考えられますので、所定の動物を輸入しようとするときは、その種類及び数量、輸入の時期及び場所等について、あらかじめ動物検疫所に届け出ることとし、動物検疫所の施設の効率的利用と係留検査の円滑な実施をはかることといたしますとともに、海外から悪性伝染病が侵入いたしましたような場合等には迅速果敢な防疫措置を講ずる必要がありますので、都道府県相互間における家畜防疫の協力体制を整備することといたしました。

第三は、家畜が、家畜伝染病にかかり、またはかかった疑いがある等のため家畜を殺したまたは殺すべき旨を命じられた場合に国が家畜の所有者に対し交付する手当金につきましては、家畜の種類ごとに、最高限度額を法律で規定してあります。が、家畜価額の高騰等もありまして必ずしも実情に即しない点も生じてきておりますので、家畜価額の推移に応じて弾力的に対処できるよう政令で評価額の最高限度額を定めることといたしました。

第四は、国及び地方公共団体の助言及び指導のもとに、家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の予防のため必要な自主的措置を適切に実施するようつとめるべき旨の規定を新たに設けることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○草野委員長 次に、両案について補足説明を聴取いたします。岩本農地局長。

○岩本政府委員 土地改良法の一部を改正する法律案につきましても、提案理由を補足して御説明申し上げます。

「委員長退席、三ツ林委員長代理着席」

本法案を提出いたしました理由につきまして、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

まず第一は、換地を伴う土地改良事業における非農用地の取り扱いに関する改正であります。

すなわち、土地改良事業は、宅地等非農用地についても、その所有者その他の関係権利者の同意を得て、その施行地域内に含めて実施することができるとするとともに、この土地改良事業の実施に伴う換地の仕組みについて創設換地、異種目換地等に関する新しい制度を設けることといたしました。これは、圃場整備事業等換地を伴う土地改良事業の一そう円滑な実施をはかり、農用地の集団化等農業構造の改善の推進に資することにも、これら事業の実施を機会に土地改良施設用地等の公共施設用地、ライスセンター、カントリエレベーター等農業経営の合理化に必要な農業用施設用地のほか、農業者の住宅用地、農村地域への工業導入をはかるための工場用地等もあわせて確保し得るようになるものであります。

第二は、土地改良事業の総合的実施に関する改正であります。

現行土地改良法におきましては、区画整理事業のみについて土地の区画形質の変更の事業に付帯してその他の農用地の造成、改良、保全のための工事を行なうことができることとされておりましたが、農用地造成事業についても既耕地の区画形質の変更その他の工事を付帯して行なうことができることとするほか、新たに同一地域に重畳して行なわれる二以上の土地改良施設の新設、変更を一体とした土地改良事業及び土地改良施設の新設、変更とその施行地域で行なわれる区画整理、農用地造成その他の事業とを一体とした土地改良事業を一事業として行なうことができることといたしました。

また、土地改良事業計画の概要を公告して関係農業者等の同意を得る前に関係市町村長の意見を

聞かなければならないこととし、土地改良事業相互間及び土地改良事業と他の施策との斉合性の確保に資するようにいたしました。

第三は、市町村が国営土地改良事業または都道府県営土地改良事業の施行を申請する道を開く改正であります。

農業振興地域整備計画の達成に必要な場合には、市町村も関係農業者等の三分の二以上の同意を得て国営または都道府県営土地改良事業を実施すべき旨を申請することとしたしましたが、この場合、最近におけるかんがい排水事業の広域化、大規模化等事業内容の実態の変化を手続面にも反映させるため、基幹的な土地改良施設の新設または変更について先行的に実施する必要があるときは、この関係農業者等の同意を得ないでも申請ができることとしたしました。この同意を得ないで申請することにつきましては、あらかじめ関係土地改良区等の意見を聞かなければならないこととするほか、国営事業の場合には申請の段階で、都道府県営事業の場合には事業の適否を決定する段階で、それぞれ、都道府県の議会の議決を経なければならないことといたしております。また、この申請に基づく事業の費用の負担方式につきましては、国が都道府県に費用の一部を負担させることができるとは従来の場合と同様であります。が、都道府県は、国営土地改良事業にあつてはその負担金の全部または一部、都道府県営土地改良事業にあつてはその事業に要する費用の一部を、関連する末端土地改良事業が関係農業者等の三分の二以上の同意を得て施行される段階においてその事業主体である土地改良区その他この国営または都道府県営事業により特に利益を受ける者から徴収することができることとしたしました。したがって、基幹的な施設を利用するかなにかについての事業参加資格者の意思は、関連する末端の土地改良事業に対する同意を通じて表明されるよう担保されているわけであります。

第四は、農業用排水施設等の利用関係の調整に関する改正であります。

その一は、最近において国営土地改良事業により造成された基幹的な土地改良施設を発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業との共用とすることが適切である場合が次第に増加しているわけであり、この共用化が円滑に行なわれるよう、共用化に際し、これらの事業者と共有持ち分を与えることができることとするのと同時に、その対価の一部を地元還元することとしたしたことであります。

その二は、土地改良区は、その行なり土地改良事業によって利益を受ける組合員以外の者からも、都道府県知事の認可を受け、その事業に要する経費の一部を徴収することができることとしたしたことであります。

その三は、土地改良区等は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設が、市街化の進展等により下水道その他の施設との共用とすることが適当と認められるに至った場合には、関係地方公共団体等に対しその施設の管理、その他必要な事項につき協議を求めることができることとしたしたことであります。

その四は、農業用排水路の管理者は、その予定する廃水以外の廃水の排出により、その施設の管理に著しい支障を生じた場合等におきましては、その排出を停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができることを規定いたしましたことであります。

第五は、農地保有合理化法人に土地改良事業の実施資格を付与する等の改正であります。

その一は、農地保有合理化法人は、その行なり農地保有合理化促進事業の一環として土地改良事業を実施することが必要となる場合があることと、土地改良事業を実施する資格を与えることといたしたのであります。この場合の手続等は、農業協同組合が土地改良事業を実施する場合と同様であります。

その二は、農地保有合理化法人が所有し、または借り受けている未墾地等につきまして、地方公共団体及び農業協同組合等の場合と同じく、国営

または都道府県営農用地造成事業を施行すべきことを申請することができる道を開くこととしたしたことであります。

その三は、国営の干拓事業により造成される干拓地につきましては、その干拓地及び周辺の地域における農地保有の合理化の促進等をはかる観点から見て適当と認められる農地保有合理化法人に対し、干拓地等を配分することができることとしたしたことであります。これは、農地保有合理化法人が、その配分を受けた干拓地と周辺の地域における農用地とを一体として農地保有の合理化をはかることができるようにするものであります。

第六は、土地改良事業の受益地が農業外の用途等に供された場合にその土地改良事業に投下された公共投資を回収できることとしたことであります。

このような公共投資の回収措置につきましては、現行法では、国営干拓地における目的外用途の転用の場合に特別徴収金を徴収する制度が設けられておりましたが、干拓以外の国営土地改良事業につきましてもその施行地域内の土地が一定期間内に目的外用途に供され、または目的外用途に供するためこれにつき所有権の移転等がなされた場合には、国は、その負担した事業費の範囲内で、特別徴収金を徴収することができることとし、これにあわせて、都道府県営、団体営の土地改良事業につきましても同様の趣旨の規定の整備をすることといたしました。

最後に、その他の改正についてその概略を御説明申し上げます。

その一は、土地改良区等の役員の選出方法につきまして、従来は、選挙に限られておりましたが、他の農業団体と同様、定款で総会または総代会の議決による選任の方式をとることもできることといたしましたほか、土地改良区の経費の賦課につきまして、土地の受ける利益を勘案する際、地積、用水量その他の客観的指標により行なうことを明確にすることといたしました。

その二は、土地改良区等が換地計画を定める場

合に、あらかじめ換地に關し専門的な知識等をする技術者の意見を聞かなければならないこととした。

その三は、土地改良事業計画の変更につきまして、土地改良事業の施行地域の変更は、事業計画の重要な部分として、従来施行地域全体の事業参加資格者の三分の二以上の同意を要することとされておりましたが、その変更が軽微なものにつきましては、その変更により施行地域に編入され、または除外される地域の事業参加資格者の三分の二以上の同意をもってこれにかえることができることとした。

その他従来運用上問題とされておりました諸点につきまして規定を整備いたしております。

以上をもちまして、土地改良法の一部を改正する法律案についての補足説明といたします。

○三ツ林委員長代理 増田畜産局長

○増田(久)政府委員 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので以下その内容について御説明申し上げます。

第一は、現行第二条において家畜伝染病として規定されております二十八種類の家畜の伝染性疫病のうち六種類を削除するとともに、二種類を新たに加えることとしております。削除いたします疫病のうちトリパノゾーマ病、仮性皮疽及び馬バラチフスは、馬の伝染性疫病であります。前二者はすでに長期間にわたりまして国内での発生がなく、媒介昆虫または細菌の分布及び病性等からして国内における発生、流行の可能性が著しく薄らいできており、また、馬バラチフスは、ワクチンの改良により予防が効果的に行なえるようになりまして、今後これら疫病を家畜伝染病から除外いたしましても、防疫上支障はないと判断されます。羊痘及びかいせんは、綿羊の疫病であります。獣医技術的に見ましてそれらの発生、流行の危険が著しく減少し、蔓延のおそれも全く

なくつたものと考えております。またトリコモナス病は、牛の流産と不受胎の原因となるものであります。人工授精の普及と種番検査によりまして発生率の報告もなくなり、今後の大流行を想定する必要はないものと判断したものであります。

次に、新たに加えることとしたヨネ病とアフリカ豚コレラであります。前者は、牛の下痢を主徴とする慢性病で潜伏期も長く、一たび牛群に侵入いたしますと知らず知らずのうちに蔓延し経済的に重大な被害を与えるものであります。後者は、アフリカ、ヨーロッパの一部に流行してあります豚の急性伝染病で伝染力が強い上に死亡率もきわめて高く、いまのところ有効な予防手段が全くなく、一たん国内に侵入した場合にはばく大な被害をこうむるものと思われまして、今回新たに家畜伝染病に加えることとしたわけであり。

さらにアフリカ豚コレラにつきましては、その病性から牛疫、口蹄疫と同様に最も悪質な伝染病として取り扱うこととし、第十六条を改正いたしましてその患者及び疑似患者について屠殺の義務を課することとしたのであります。

第二は、現行法第四条では、家畜が疫病のため死亡したときその所有者は、その旨を市町村長に届け出なければならぬこととしておりますが、家畜が死亡した時点で行政庁がこれを察知するのでは防疫の万全を期しがたいので、今回の改正により家畜が家畜伝染病以外の重要な伝染性疫病にかかり、またはかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断したその死体を検査した獣医師が遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならぬこととしたし、初期防疫に遺憾のないようにいたしました。

第三は、家畜伝染病の蔓延を防止するため必要があるときは、都道府県知事は、第十七条の規定により家畜伝染病の患者または疑似患者について、これらの家畜を殺すべき旨を家畜の所有者に命ずることができることとなっておりますが、豚コレラ、ニューカッスル病等につきましては、国

内での発生状況及び清浄化の過程において今後一そう強力な防疫手段を必要とすることになりますのでこれら疫病の疑似患者につきましても、都道府県知事が必要と認めるときには殺すべき旨を命ずることができることとしたのであります。

第四は、第三十六条の改正であります。現在海外からの伝染性疫病のわが国への侵入を防止するため、病性の激しい伝染性疫病の発生している地域からの畜産物の輸入は原則として禁止しておりますが、伸展する畜産に対応して広く畜産技術の進歩に資する必要があるため、家畜の品種改良のような特別な事情がある場合においても、農林大臣の許可を受けて輸入し得ることとしたわけであり。

第五は、動物の輸入に関する届け出等についての第三十八条の二の規定の新設であります。家畜等の輸入の増大に対処して効率的な動物検疫の実施をはかるため指定検疫物たる動物で農林大臣の指定するものを輸入しようとする者は、動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所等について、あらかじめ動物検疫所に届け出なければならぬこととしたし、動物検疫所長は、輸入検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、届け出にかかる輸入の時期または場所を変更すべきことを指示することができることとした。

第六は、都道府県相互間における家畜防疫員の応援派遣の要請に関する第四十八条の二の規定の新設であります。海外から悪性伝染病が侵入した場合等家畜防疫上緊急の必要があるときは、都道府県知事は他の都道府県知事に家畜防疫員の派遣を要請することとしたしております。

第七は、殺処分手当金に関する第五十八条の改正であります。現在、第十六条は第十七条の規定により患者または疑似患者を殺し、または殺すべき旨を命じられた場合におきましては、国は第五十八条第一項各号の規定によりまして、当該家畜の所有者に対し、家畜の評価額の三分の一あるい

は五分の四の手当金を交付することとしております。このうち患者に対する手当金につきましては、家畜の種類ごとに最高限度額を法律で規定しておりますが、今回これを改正いたしまして、家畜価格の推移に応じて弾力的に対処できるよう家畜の評価額の最高限度額を政令で定めることとしたのであります。

第八は、家畜の伝染性疫病の予防のための自主的措置に関する第六十二条の二の規定の新設であります。家畜の所有者は、家畜の伝染性疫病の予防のために必要な消毒その他の措置をみずから適切に実施するようつとめるべき旨を明らかにするとともに国及び地方公共団体は、家畜の所有者またはその組織する団体に対し、必要な助言と指導を行なうこととしたのであります。

以上をもちまして家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

○三ツ林委員長代理 以上で補足説明は終わりました。

○三ツ林委員長代理 引き続き、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。美濃政市君。

○美濃委員 家畜伝染病予防法の一部を改正する件で若干質問いたします。

まず第一に、いろいろ提案理由の説明で伺ったのですが、除外する六種類の法定伝染病は、今後全く出る危険性はない、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○増田(久)政府委員 ただいま補足説明の中で御説明申し上げましたとおり、現在の技術、獣医学の進歩または外国との交流の関係等から考えまして、今後発生することはないというふうに断言してしかるべきだと考えておるわけでござい

ます。○美濃委員 私も通例、除外した六種類の伝染病については、常識としてはそう考えられると思う

のです。現在の発生状況はほとんどないといつていいのですから、これは現在では除外していいだろう。しかしこれは伝染病ですから、何かの機会といひますか、急に発生しないといふことは断定できないのじゃないか。その場合の緊急措置はどういうふうにお考えになりますか。除外したんだから殺処分もできないし、かなり蔓延しておつても、国会が開かれて、また蔓延したから第二条に追加するといふことをしなければ殺処分をやるのか。そういうことはどういふふうにお考えになつておられますか。

○増田(久)政府委員 ただいま御説明申し上げましたが、ちよつと間違ひがございましたので訂正させていただきますと思いますが、いわゆる法定伝染病といふは殺処分をするといふような強い規制の病気の対象から除外はいたしましたけれども、それが依然伝染病であることについては間違ひございませんので、法定伝染病以外の伝染性疾病といふようなことに省令で指定をいたしまして、たとへば発生いたしました場合には移動について証明書をとりとかあるいは消毒の命令をさせるとか、今後発生した場合にほそいふような措置は当然とるというこの法律体制にいたしているわけでございます。

○美濃委員 次に疑似患者の取り扱いの問題ですが、疑似患者をもつて殺処分命令を出すというところは、これは疑似患者ですから、疑似患者といふものは真症であるかどうかかわからない時点であり、またその蔓延防止のためには、かなり濃厚な疑似症状と判断したときに、それが真症という診断になるまでおくといふことは、その病気の性格によつてはすでに蔓延する危険状態になつてくる、こゝろいえると思つて、こゝろいふ場合における、疑似症状で殺処分命令を出すという場合の総合判定の規模、これをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 先生御承知のとおり、疑似患者につきまして、その殺処分を命令するといふ場合にも二種類ございまして、たとえば明らか

に疑似患者らしいといふ場合と、それから口蹄疫は入つておりませんけれども、たとえば口蹄疫にたまたまかかったものがあつて、たまたまその付近を通つたといふことで、まだかかつてゐるかどうかかわからないけれども、口蹄疫といふ病気の特性から考へて、その一定の地域のものには全部殺処分しなければならぬといふ二つのグループがあるわけでございます。したがつてその病気の及ぶその病気の発生が、たとえば口蹄疫のようなものと考えた場合に、その家畜がどこまで動いたかといふようなことできまつてくる問題であるわけでございます。それはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない問題であらうといふふうに考へておるわけでございます。

○美濃委員 その判断はそれでいいのですが、そういう判断を下す場合に機構ですか、最終決定をする場合にはやはり疑似で最終決定するわけですか。あるいは想定に基づいて、疑似までいかなくても、いまお話があつたように、非常に危険な伝染病が発生するといふ推定に基づいてでも殺処分命令が出る場合があるわけですから、そういう場合の最終決定はどこの行なうのか。最終判断といふか最終診断ですね。その具体的な最終はどこの決定するよふな機構で取り扱つていくのか。

○増田(久)政府委員 具体的には家畜保健所の職員が診断したしまして、知事の判断を得てその判断をいたすわけで、問題の性質によつては農林省に協議して、農林省と協議のもとにきめるといふことをいたしておるわけでございます。

○美濃委員 非常に重要なものについては農林省の技術陣がいくといふ場合もあるわけですか。その判断してよろしうございませうか。

○増田(久)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○美濃委員 次に動物輸入に關してであります。最近少しくなつたといふのですが、私のところでも種馬を輸入しました。いまから四年か五年くらい前ですが、横浜の検疫所へ到着したから見てくれ、行つたら設備が悪かつたですね。こん

な設備で検査するといつたつてどうもならぬじゃないかといふよふな状況でありましたが、家畜検疫所の関係ですね。この設備とそれから判定能力を高めて、輸入したものはそこに一日でも少ないほうがいいわけですから、輸入する動物は主として種畜関係あるいは競争馬が一部あると思ひますけれども、肉で輸入するものはほとんど生体で外国から輸入してないと思ひます。主として枝肉で輸入することになると思ひます。生体で輸入する場合に非常に金額も高いし、大切な動物ですからもう少し施設も整備することが必要だしそれから検査期間、一定の期間は要するでしょう。しかし可能な限り、やはり人員なりあるいはその反応を見る機械なりの設備を強化して、検査期間といふものは可能な限り圧縮する必要があると思ひます。設備改善とかそういう考へ方はどうなつておりますか。

○増田(久)政府委員 現在五カ所の支所と十カ所の出張所で検疫体制をやつておるわけでございますが、まず人の問題につきましては、ここ二年の間に検査官を三十七名増員をいたしまして、検査事務の渋滞ならしめるように措置いたしておりました。また施設につきましても、毎年設備計画を持ちまして設備いたしておりました。現在におきましても、約四十棟、六千平米に近い施設を持つておるわけでございますが、今後のことも考へまして、さらに門司、横浜等、それから成田空港といふことにつきましては、いま計画を持って急速に設備をいたしているわけでございますので、今後輸入が施設面で問題になるようなことはまずないと私も考へておるわけでございます。

ただ、先生のおっしゃいました検査期間を短縮するといふ問題、これは確かに長くないほうがいいといふことはわかるわけでございますが、病気のよつては必ずしも一定の潜伏期間といふものがある。そういうことを基準としてある期間をきめておるわけでございますので、これはその点との関連であつた日数はきまつておるわけでございます。その点、短縮といふのはなかなかむずかしい

面がございまして、その点はなお今後獣医学の進歩とからみ合わせまして検討させていただきたいと思ひます。

○美濃委員 次に、手元へ資料が参つておりますが、四十四年で牛が五千八百六十四頭輸入されておりますが、沖繩から若干肉牛が入つておりますが、沖繩からのものは輸入としてこの数字に入つておるのか。沖繩から入るものはこのほかなかこの中にあるのか。

○増田(久)政府委員 沖繩のものを含んだ数字でございます。

○美濃委員 沖繩から入る肉牛等に対する防疫関係はどういふふうになつておりますか、この前、二年ほど前に沖繩対策特別委員会が沖繩へ行つたときに、両方で、向こうは向こうで輸出検査をやつて、こちらでは到着する一週間くらいはやはり防疫検査にかかるといふことで、その経費あるいはえさが十分でなければその期間に非常にやせて肉量が減る、こゝろいふ問題があつたわけですが、現在それはどの程度改善されておるのか。二、三年前の形そのままでやつておるのか。

○増田(久)政府委員 先生いまおっしゃいますように、従来は輸入といふことで扱つておりましたので、従来の扱いを申し上げますと、沖繩では七日間保留して輸出検査をし、国内に着けば五日つないでまた輸入検査をするといふ一般のやり方をやつておつたわけでございます。しかしながら、沖繩につきましては、特殊の関係もあるといふこととほかに、入つてまいりますものはほとんどがといふよりも全部といつていいくらい屠場直行であるわけでございます。そういう意味で、われわれとしましては四十四年に片方検査といふようなことで、向こうで検査してくればこつちは船で見ただけでよろしいといふことに改めていたわけですが、さらに本年四月からは保留期間を、いままで出るときには七日といふのも一日だけ保留すればよろしいといふことにいたしますとともに、いままで入つてきたものはもよりの屠場行きだ、もよりの屠場でしか屠殺してはいけなないといふこと

にしておったわけですが、その制限も解除したというところで、現在沖縄からの輸入については大幅に簡素化しているというのが実態でございます。

○美濃委員 将来はどうですか。近く沖縄は帰ってきますが、帰ったときには——たとえば北海道から肉畜を送る場合に、青函でそういうことをやらないうけですが、そういうふうな防疫機構を早急に——沖縄の開発計画を見ると、肉牛二十万頭という計画が入っている、沖縄は肉牛生産に今後かなり力を入れてくると思うのです。その市場はほとんど内地市場ということになるわけですから、それは将来はどういう考え方で農林省としては対策を進めるお考えであるか。

○増田(久)政府委員 沖縄は、本国に帰りますれば、これは当然府県並みの扱いでございますから、いまのような検査はいたしません。ただ先生も十分御承知だと思えますけれども、あそこには悪性のダニがおりまして、ピロプラズマとかアナプラズマという病気があるわけでございますので、この関係がありますので、国内であらためて飼育直すというふうなものにつきましてはその検査だけはするということにいたしたい、かように考えているわけでありませう。

○美濃委員 次に患畜の殺処分手当の最高限度額の問題ですが、これは従来法律で定めておったものを政令にゆだねる、こうなっておりますが、それは政令にゆだねる、いわゆる適正を欠かなければいいんですけれども、これはどういう考えで——今回殺処分手当を一部引き上げるといふふうに聞いておるわけですが、その引き上げるといふ考え方の内容と、それからこれは、引き上げるといふ法律を直すということが一つあるわけですね。政令にゆだねるというののも一つの方法だとは思いますが、それから、今回殺処分手当の最高限度を引き上げようとする内容ですね。

○増田(久)政府委員 御承知のとおり、現在は法律で手当金の最高限度がきめられておるわけでございますが、法律でございますので、非常に硬直

化していると申しますか、現実と合わないようなことになってきた。今後当然家畜の価格というものには変動していくわけでございますから、そのためにはやはり弾力的に対処しなければならぬ、こういう趣旨で今度は政令に委任をさせていたということでありませう。われわれのいま考えておりますのは、牛につきましては、現行の最高限度が十三万円でございますが、これを二十六万円に上げるつもりでございます。それから馬につきましては現行が八万円でございますが、これを五十九万円まで引き上げることを考えているわけでございます。

○美濃委員 この政令にゆだねるということは、いま説明があったように、価格の変動もあるから弾力的に措置ができるようにすること、後退は意味しておりませんか、政令にゆだねてどうですか、将来の考え方は。

○増田(久)政府委員 将来の家畜の価格の変動がどうなるかということとはちょっと予測いたしかねる問題ではございますが、通常常識的に考えて、これより後退するということはまずないというふうに私は考えておるわけでございます。

○美濃委員 十三万を二十六万円に牛は引き上げる。それから馬は八万円を五十九万円に引き上げる。その中で、これは牛二十六万といつても、これは最高限度ですから、おのずと評価をするわけですが、具体的にどうですか、従来十三万円が評価をした場合、十三万円であれば最高十三万円です。それから——いまそういう種畜でなくて、乳牛でも普通の乳牛は、やはり十三万という乳牛はちょっといいないといつていいわけですね。搾乳牛では十三万という牛はちょっといいないだろう。ですから画一的に二十六万になったというものではないし、特に馬については、これは競争馬とか種畜馬といふものが入っているから五十九万であつて、通例はやはり八万もかなり——普通の農馬でも上がつておると思うんですが、こういう場合に、この引き上がった適用というものは、限度額が上がつたということ、即ち——いままでは十三万、八万

で限度額が拘束されておつたものを、評価額では、それぞれの殺処分を受ける家畜は大体時価額に近い評価が行なえる、こう判断してよろしゅうございませうか。

○増田(久)政府委員 牛についてはまずほとんど一〇〇%に近いカパー率、九七%のカパー率になるというふうな考へております。それから馬、特に農耕馬については完全に一〇〇%カパーするといふ形になっておるわけでございます。

○美濃委員 次に、殺処分を受ける場合の手当ですが、急患の場合三分の一、それから慢性の場合五分の四ですね。最近特に養鶏の多頭飼育等が出ておまして、ニューカッスルは急性に入ると思うのですが、三分の一という殺処分手当では、これは自家用かもしくは副業的なものであれば三分の一の殺処分手当でもあれですけれども、專業で大型化している場合、まあ通例私どもが考えるには、産卵率が悪いとか、大型の畜産経営をやつてみずからその経営に技術的な対応ができないで、収支が悪化して不良化するの、これは本人のやり方が悪いということになるけれども、伝染病の場合は何種善良な管理をしておつても、不幸にしてかからないという保証はないわけですから、その場合に、三分の一では立ち直りができないという場合が起るわけですね。ですから、こういう場合について、これをたとへば副業的なものは三分の二に補償額を引き上げて、補償額は少ないわけですが、これはやはり三分の一ということには私は問題があると思つてます。慢性のものは五分の四だ、急性のものは三分の一だ、ここに手当てとしての問題があると思つてます。これはどうして改正のときに直さなかつたのか。もうそういう直そうという意思はないのか。これで十分だといふふうにお考えになっておるか、どうですか。

○増田(久)政府委員 われわれがこの問題を改正する際にいろいろと内部でも検討し、大蔵省と実は激しい議論をいたした問題の一つでございます。この手当金の性格はそもそも一体何であるかという問題がいろいろ議論されたことが一つある

わけでございますが、しからば評価額といった場合に、特に急性にかかつたものにつきましては、おそらくこれは経済価値としては、たとえば乳牛とか肉の値段だけではないか、それでいいではないかというふうな極端な議論もあつたわけでございます。しかしながら、われわれはあくまでも伝染病を早期に見つけてこれに農民も協力させる、こういう意味で手当金を考えるわけでございますので、そういう奨励的な意味も含んでおるのだからということ、この手当金の引き上げを強く要望いたしたわけでございます。その率をどうすべきかというところでいろいろ議論があつたわけでありませうが、各国の例を見ましても、急患は大体三分の一、慢性は五分の四というのが諸外国の場合でも通常の例になつておるようでございますので、われわれとしてもやむを得ないということで判断をいたした、こういうことでございませう。

○美濃委員 もう一つの方法は共済の方法があるわけですね。これはまた現在農業共済保険に適用されておる家畜については、経営上危険分散をしようと思へば共済に加入しておいて、法定伝染病になつた場合は、加入引き受け額から殺処分手当を控除した保険金が払われるわけですね。ところが鶏については多頭飼育はきつめて危険が伴つておるから共済制度を考えたかどうかという意見は、この委員会でも出ておると思つてます。それはどういふふうに進められておるか。これと並行して、三分の一の殺処分手当では多頭飼育の立ち直りは経営的には困難を来たすわけですから、それを相互扶助で、共済制度でまかなうという制度について十分進められてきたかどうか、もう近くそれはいよいよ共済法の改正で入れられる段階まで進捗まつておるかどうか。

○増田(久)政府委員 ただいま問題につきましては、実は経済局と畜産局との間で種々打ち合わせをしておるわけでございますので、その進捗状況等につきましては、現在担当の保険管理課長が参つておりますので、そちらから答へさせていた

だきたいと思ひます。

○小野説明員 鶏に対する共済制度の適用の問題につきましても、四十四年度まで調査研究を行なつてきた結果、一応の制度試案が得られております。この制度試案に基づきまして、四十五年度に引き続きして四十六年度におきましても試験調査というものを行なつて、被害率の把握あるいは損害評価の方法など、そういう技術的な問題を实地に解明するというのをいたしてあります。制度の検討を急いでいるところでございます。ただ鶏につきましても、従来大きな被害をもちましておりましたニューカッスル病がおもなものでございますけれども、これに對しまして最近の有効な予防方法が出てきておるといふことでございまして、このため危険率、特に保険需要の面が相当変化しております。そういう点につきましてもさらに鋭意解明する、これがいま現在の段階でございます。

○美濃委員 以上で終わります。

○三ツ林委員長代理 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について、政府当局に質問をいたします。

最近におけるわが国の農業は、米の生産過剰に伴う作付制限または農畜産物の輸入自由化攻勢等非常にきびしい環境に置かれておるとは御承知のとおりであります。国民食糧消費構造が高度化、多様化してまいっている中で畜産物に対する需要が増大する傾向にあり、第二食糧として重要視されていることは御承知のとおりであります。これに對して畜産物は、今後ともわが国農業の拡大発展の中心的推進役として期待されておるところであります。今後の畜産経営はいままで以上に近代化、合理化が要請されております。

そこで、今回の改正で、最近における家畜飼養形態の変化並びに伝染性疾病の発生状況の変化等に對して、今回の法律でいろいろ処置されておることは十分わかりますけれども、従来から要請されてきた家畜防疫体制の改善等とどのような関連性を持つかということをもつて最初にお尋ね

をいたしたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 畜産の振興をはかるための最も基礎的な問題として、家畜防疫体制というものをどう整備拡充するかということが基本問題であるという認識をわれわれとしては持っているわけでございます。そういう考えのもとから、従来におきまして、たとえば家畜保険上整備強化いたしまして、その施設の内容の充実をはかるか、あるいは家畜防疫員というものをどう適正に配置していくか、あるいは自衛防疫体制というものをどのように進めていくのか、あるいは動物検疫体制というものをどのように整備いたしていくべきであるのかということについて、われわれ十分とは申せませんが、いろいろ御批判の点のあることは十分承知をいたしておりますけれども、われわれの力の及ぶ限りでわれわれとしてはつとめてきたつもりでいるわけでございます。その結果をいたしまして、率直に申し上げまして家畜の伝染病の発生が急速に減少してきているという点は、これはお認め願える点ではなからうかというふうに考えているわけでございます。しかしながら、先生おっしゃいましたように、最近の畜産の事情というものは非常に変わつてまいりました。立地の移動が行なわれて、畜産の山地化というふうなものが出てくる。あるいは経営の大規模化というふうなものが出てくる。あるいは海外との交流が出て、おそろしい海外からの病氣も入ってくる危険性というものはきわめてふえてきたと、あるいはその間、畜産の技術の各段の進歩というものがあつた、こういうふうなことで、いろいろ取り巻く諸条件というものは日増しに変化をしてきているわけでございます。そういう変化の中に実際の態に應じられまうように、われわれもいたしましては今回の法律改正の中におきまして、たとえば都道府県の協力体制を強化するとかあるいは自主防疫というものを強化するとか、あるいは防疫を事態に合せて、変えるとか、いろいろそういう点でくふうをこらしてまいらぬか、今度の

改正をお願いしているというわけでございます。○瀬野委員 本法の施行にあつては、私いろいろ検討してみましても、獣医師の待遇といういわゆる処遇関係がたいへん問題になつてまいります。このことについて、この機会に若干お尋ねをしておきますが、まず第一点として、獣医師が都市部に偏在している。その実態を把握して、その対策についてはどうかということをお尋ねするわけですが、御承知のように獣医師はだんだん大都市、中でも東京、大阪というふうな都市に集中してまいります。さらには地方都市においてもやはり郡部から中央に寄つてくる、こういうふうな傾向が起きておりますが、こういう傾向がいつまでも続いておりますが、もう一つ偏在ということについて、本法施行にあたり今後いろいろ問題が起きてくると思ひますので、やはりその対策についてお伺いをいたします。

○増田(久)政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。いま、獣医師の数のものから申し上げますと、私は実は家畜単位当たりにおける獣医師の数というものは、日本は実は世界で一番高いわけでございます。しかしながら先生御指摘のとおり、このごろどんどん農村を離れて都市へ流入してきている。あるいは新規の学生が農村に入りたがらないというふうなことから、地域によつて獣医師さんと家畜の間に非常なるアンバランスが出てきていることはもう御指摘のとおりでございます。私のほうでは最近、去年十二月現在で約三千の町村につきまして獣医師の実態を調査してみたわけでございますが、そのうちのちょうど一割が実は無獣医村という状態の結果が得られたわけでございます。しかも現在置いているところでは現在ですとまだ足りない。さらに五百名ぐらいは足りていないんだというふうな調査が出てくるわけでございます。なかなかそういう意味では、獣医師さんの充足、確保をどうするかということ、今後の衛生上の基本的な問題であるわけでございます。何といたしまして、私のほうはそれの待遇改善、それから仕事としての働き場としての

はり合いを持たせるということは基本的な問題であるというところで、従来からたといは家畜の点数を四十四年に三五%引き上げるとかあるいは雇入れの手当を引き上げるとかあるいは家畜共済保健所を整備してやるのか、いろいろのことをやっているし、農村への引きこめ策と申しますか、そういうことについては腐心をいたしてはいるわけでございますが、率直に申し上げましてどうしていまのわれわれの手だけでは大勢として都市に流れ込んでいくのを引きとめるまでの力には至つていない。今後これに對してはさらに検討し力を入れなければならぬというのが現在の実態でございます。

○瀬野委員 ただいま御答弁がありましたように、新卒の獣医師が農村に入りたがらないという傾向が年々強くなつてきております。そのようになつて総合農政の推進に支障はないか、こういうふうな心配をいたします。ただいまも答弁がございましたが、一割が無獣医村になつていて、そういうところほど畜産の振興をはかつていかなければならぬ、こういうこともいえるわけでございます。そのようなことを踏まえまして緊急事態というふうなことが起きた場合に對処し得るかどうか。また本法案で都道府県間の応援というものが今回規定されておりますが、体制は心配ないか。すなわち獣医師の待遇と適正配置、こういうものについてどういふように対策を考えておられるか、この点の御答弁をお願いいたします。

○増田(久)政府委員 ただいまお答え申し上げましたとおり、率直に申してわれわれの打つ手が必ずしも十分ではないことも手伝ひまして、その確保方については非常に問題があるわけでございます。そういうことではいろいろ待遇改善という点については力をいたしているわけでございます。われわれとしてはその一つの方法といたしまして、家畜保健所につきまして、あつては獣医さんのたまり場でもあるわけでございますので、たとえばあつての職員に現在調査研究費という名目で特別の手当を出す、あるいは保健所長さんの特別待

遇をする。それで無医村あるいは獣医師の数が必ずしも十分でないところには、そういう職員の手を十分活用させて、そういうところの穴は埋めていく。それから獣医師さんの雇い入れをいたしましてほかの村に応援させてやるのか、そういうことをわれわれとしては現在手を打っているわけでございます。

○瀬野委員 獣医師を雇い入れる場合の手当ですが、昨年はたしか二千五百円、これは三百円上げて二千八百円というように若干上げられておりますけれども、現在の都市における仕事の状況なんかいろいろ見ましても四千五百円から五千円、こういうふうな賃金を得ている状況から見ましてずいぶん安い。こういったことが大きな問題になっておりますが、こういった点の獣医師の待遇について、これでは安過ぎやせんか、こう思うのですが、どう考えておられるか。

○増田(久)政府委員 確かに先生の御指摘のとおりことしいろいろ予算を折衝して三百円上げてもらって二千八百円にいたしましたわけでございます。私は率直に申し上げましてこれで十分などとは考えておりません。そういう意味で今後ともそういうものの手当の増加については格段の努力を払いたいと思っております。

○瀬野委員 本法の施行にあたってこの獣医師の解決というところはたいへん大きな要素となるわけですが、現在獣医師の状況を見ましても待遇改善が解決されなければ本法の円滑な運営はできない、私はこういうふうに言いたいわけですが、そういった意味からもう一点お伺いしておきますが、現在獣医師は牛、馬、豚、鶏というような産業動物関係の獣医師がだんだん犬とかネコとかというような愛玩動物というような獣医師へ転換していく。大学の卒業生もその傾向が強い。しかも都市へ集中化してくる、こういったことで生産調整による総合農政の展開の上からもたいへんな憂慮される問題になってまいります。時間がないので詳しい説明は省きますが、と同時に獣医師がそういったことで年々減少する、同時に老齢化してく

るという問題がある。このような現状をどう踏まえ、また政府としては対策を考えておられるか、獣医師の待遇改善という問題にからんでもう一点お伺いしておきます。

○増田(久)政府委員 先生の御指摘のとおり現在の獣医師の問題につきましては、待遇の問題とからみましても一つ質の問題があるわけでございます。われわれの調査がちょっと古いので恐縮でございますが、現在の獣医師さんの、産業獣医師の平均年齢は四十二年で五十二・八歳でございます。おそろく毎年これが〇・五歳ぐらいずつとっていつていくんではないか。そうすると現在五十四、五歳という段階になっているんではないか。そういうことになりましたとどうしてもやはり学校の結局新しい卒業生をどう確保していくかという問題に相なるわけでございます。現在獣医師さんの学校を出る卒業生の数は年間約千三百名あるわけでございますが、現実にはそのうちに国家試験を受けましますのが千二百名、そのうち大体試験に合格いたしますのがその約八割、約九百名ということで、千三百名卒業いたしましたけれども、実際に獣医師さんの資格を得られているのが年間九百名程度、こういうような形になっているわけでございます。現在全体の獣医師さんが二万人いる。かなり老齢化があり、そこにまたリタイアがあるというふうなことがあるわけでございますので、やはりここら新卒をできるだけ確保して、それも質的なものを上げて、それをできるだけ農村に帰すという政策をどうとるかというのが今後の大きな課題であり、それにどう取り組むべきかということをいま真剣に考えているわけでございます。

○瀬野委員 この問題については時間の制約があるので詳しくは詰められませんが、これらはいへんな問題であります。千三百名の卒業生に対して実際国家試験で採用されるのが九百名、これではどうしようもない。これが本法施行にあたってたいへん根本的な問題になる。獣医師の老齢化と相まって新しい卒業生が少くない。こういったことも、今後政府として畜産を大きく振興していこう

という今後の農業のあり方からしましても、真剣な検討をされて対策を早急に抜本的に立てていただくように強く希望する次第です。

そこで、いまも答弁がございましたが、この質の問題ということがあります。現在の獣医大学というのとは四年制であります。私が調査したところによると、日本と韓国だけが四年で、アメリカその他の国ではもう六年制ということでありまして、こういったことから見ましても、やはり獣医に対して知識それから高度の技術をつけるというよりなことからも六年制に延長すべきである、こういうふうに思っております。これは早急に検討すべきだと思っておりますが、この点についての御見解を承りたい。

○増田(久)政府委員 この点につきましては、もろに先生の御説に賛成でございます。率直に言いますと、北里の獣医学校をつくるときに、あれは実は六年制ということであつたけれども、あれは要求をいたしたわけでございますが、実はそれが賛成を得られなくて四年制になってしまつていて、その後もわれわれはどうしても獣医学校については六年制にしてくれということで関係の方面に強く要望をいたしておるわけでございます。いろいろな関係でまだ実現を見ていないというのが実態でございます。ですから、今後ともこの点については強く要望したいと思っております。

○瀬野委員 この六年制延長については、強い決意がございましたが、今後ぜひこのようにひとつ推進をはかっていただきたいと思ひます。

次に口蹄疫または牛肺疫等の、これはきびしい伝染病であります。こういったものが海外から万々侵入してまいりますと、日本は総なめになるわけですが、こういったことについて、今後全然心配ないとは言えませんが、従来は中国あるいは韓国からもかなり入った例がございます。対策について現状は万全であるかということについて簡潔にお答えいただきたい。

○増田(久)政府委員 先ほども申し上げましたと

おり、今後海外との交通が非常に盛んになってまいりますので、われわれとしてもその危険性はますます増してきたという感じを持っております。万遺憾なきを期しているわけでございますが、さらにわれわれとしては万が一入った場合でもこの被害を最小限度にとどめなければならぬ、こういうことで、実は県の協力体制をつくる。それとちよつと時代めきまされたい、われわれは秋季大演習、春季大演習ということ、各県が万が入った場合に緊急に措置するというような演習まで現在年二回やっていると、こういう実態でございます。

○瀬野委員 一定規模以上の家畜使用農家の届け出制度や獣医師の専任または委嘱制度ということについて考えられないか、御見解を承りたい。

○増田(久)政府委員 この法律を検討する際に、実はこの問題も一つの重要な研究課題になつたわけでございますが、まず大規模のものの届け出だけについて申し上げますと、病気の観念からいへば、むしろ大規模なほうは非常に衛生知識が進んでおまして、むしろ小規模のほうに問題がある。そつちを抜いて、これだけを届け出にするということについてはいかがかということ、この問題は今後の研究課題として見送つたわけでございます。

また医者の委嘱制というものについても、一つの自衛手段として、そういう体制をとるといふことは、これは私は非常に望ましいことではあることは申すまでもありませんけれども、これは法律で強制すべき問題であるのかどうかという点に若干の疑義を感じましたので、今度の改正では見送つたわけでございます。

○瀬野委員 小規模のほうが心配だということも、やはり獣医師の不足によつて、集団化してまいります今後の畜産、こういったことを思いましたときに、相当これは答弁しなければならぬ問題

昭和四十六年五月二十一日

でもありますし、獣医師の不足という点から見ても、また獣医師の待遇を安定して生活の安定をはかつていくというより意味からも、これは根本的にやはり考えるべき問題だと思えます。研究課題として大いにひとつ研究して善処されるようにお願いするわけです。

次に、家畜保健衛生所の整備問題について二点あわせてお伺いしますが、家畜保健衛生所の整備統合の結果、数が減少し、防疫体制が十分に行なえなくなるのではないかとという心配があります。防疫措置が時期を失することはないかという問題が一つ。

それからもう一点は、検査材料を気軽に持ち込めるような施設を整備する必要がある、かように思うわけです。詳しい説明は省略いたしますが、農家あたりが特にこういった要望が強いわけです。この点について御見解を述べていただきました。

○増田(久)政府委員　先生のおっしゃいますとおり、確かに保健所を整備統合してやりますと、農民との間の距離が出てくるという点については、私も心配している者の一人でございます。しかしながらこのごろいろいろ病気が出てまいりまして、非常に専門化してくる、あるいは病性鑑定を早急にしなければならぬ。具体的に申し上げますと、従来ですと、病気が出ますと、その病性鑑定を一々国の衛生試験所まで上げなければ病性鑑定ができないというような状態であつたわけでございます。そういうことでは、もう家畜の防疫にはとても間に合いませんので、現在こういうところを整備強化して、病性鑑定はできるだけ現地でやるという体制を整備していった。そういう必要もあつてやつたわけでございます。その間の農民との間の距離というものにつきましては、たとえば機動力をつけるとかあるいはそれぞれの担当官をきめて巡回せしめるといふようなことで、その穴を埋めてまいりたいと思つておるわけでございます。

いろいろ検査できるということ、おっしゃるとおりでございますので、県に一カ所、要するに保健所の中の一つのセンターになるところには全部さういう施設をいたしまして、農民が気軽にいろいろな施設を利用して調査するというような施設を県に一カ所ずつ整備いたしましたわけでございます。

○瀬野委員 次に、殺処分手当金は時価に見合ふ必要がある、こういうふうに私は思うのですが、今回の改正で馬の場合は五十九万、または牛の場合ですと十三万から二十六万、こういうふうになつておりますが、これはいろいろ問題があるわけですから、こういうものが時価に見合ふいわゆる手当が支給されない、結局患者のはるかふりしておくとか、また獣医師が来た場合にもそれを適当に隠して最小限にこれを報告するといふようなことになつて、いろいろ問題が起くる。やはり悪性の伝染病が入つた場合には、全畜舎の

全頭数の殺処分をすべきだということになるわけですが、こういっただけから、時価に見合ういわゆる殺処分手当を出すということについて十分配慮すべきだと思うのですが、これについても先ほど質問があったわけですから、さらに私はこれについてお伺いをいたしておきたいと思うのです。

○増田（人）政府委員　先生のおっしゃいますとおり、時価に見合つて機動、彈力的にこゝういふ問題には対処していきませんと、所期の目的が達成されないといふふうに考えておりますので、私ども先生の御質問の趣旨に應じて今後も運用してまいりたいといふように考えておるわけでございます。

○瀬野委員　本法案によつて自衛防疫ということ規定づけられておりますが、自衛防疫を曲解して、しろうと療法が自衛防疫と考へている向きがあるわけでありませう。たとえば牛の乳房炎なんか起きた場合に、チューブ入りの乳房炎治療剤といふものを使ひましていろいろ治療をしている。一見なおつたように思ふけれども、その使用が十

分でない、結局その治療剤に含まれているところの抗生物質、ペニシリン、ストマイ、こういったものが残留して、これが乳に入り、人間が飲んだときに人体にこれが残留するといういわゆる悪循環を繰り返す、すなわち抗生物質の残留ということになります、人為的公害と申しますか、たいへんな問題が起きてまいります。こういったことから考えまして、しろうと治療によって自衛防疫の名に隠れて範囲を越えてしまふというようなことになりかねないという心配が起きます。自衛防疫の普及はけっこうであります、そのような自衛に對する法的判断をどのようにお考えであるか、お聞きしたい。

○増田(久)政府委員　自衛防疫におきましても、当然獣医師が行なうべき業務につきましては、獣医師法によつてきめられているわけでございますから、しろうとがやればこれは獣医師法違反である。あるいはまた、抗生物質につきましても、薬事法によつて要指示とされているわけでございますから、そういう獣医師の指示によらずやれば、当然これは薬事法違反というようにことに法律的には相なるわけでございます。

しかしながら、率直に申し上げて、先生の御指摘がありましたとおり、特に私は、日本の場合、薬の販売のあり方というものについて、ややルーズな面がありはしないか。そういうことが、日本人の薬好きというようなことも手伝う問題等あると思えますけれども、それがいろいろ末端において問題を起し、あるいは大きなけがのものとなるような場合もあるわけでございます。そういう意味で、今後はわれわれは、やはり法は法でございしますので、医薬品の販売業者に對してはそういうことのないように、ひとつ強い指示をもつてこれから臨んでまいりたい、かように考えているわけでございます。

○瀬野委員 次に、斃獣取り扱い場の現状についてお伺いしたいのですが、斃獣取り扱い場が少ないうえに、あちこちでたいへんな苦情、問題が起きているわけです。詳しい説明は省略しますが、公

營の施設を考えてやるべきである、今後畜産振興に伴つて当然必要である、こういうふうに思うのですが、国としてすいぶんこれは後手になっております。この点についての今後の対策、考え方を伺ひしたい。

○増田(久)政府委員　お説のとおり、弊獣処理場につきましましては、御指摘のような実は多くの問題があるわけでございます。そういう意味で、直ちに公営にするかどうか、こういう問題につきましましては、実は所管が厚生省でございますので、私どもとしてお答えしかねる面があるわけでございますけれども、農林省といたしましては、処理を必ずすけれども、農林省といたしましては、処理を必ず要とするものを衛生的かつ効率的に処理するように、都道府県の家畜死体等の処理施設を設置して、それをもう一度廃物利用と申しますか、そういうものをたんに白資源の再活用をはかっていって、畜産業の健全な発展に資するというようなことから、家畜死体等処理施設事業というものを本年度から実施いたしまして、その必要な金の二分の一を助成するという事業を本年度から始めることとしたわけでございます。

○瀬野委員　もう一点、畜産局長にお伺いしておきますが、昭和四十七年にいよいよ返還を予定されておる沖繩の畜産衛生問題について、本土復帰後、どういう対策を考えているか。

それと、もう一点は、従来沖繩から来る畜産については、一週間の係留期間がありまして、たいへん迷惑をかけ、沖繩の方たちの苦情が出ておったわけですが、最近改正されてこれを一日にされたようにも聞いておりますが、その点について簡単に御答弁いただきたい。

○増田(久)政府委員　沖繩につきましては、現在獣医師さんが約二百人おるわけでございまして、家畜との関連から見まして、数だけからいいますと決して不足していない状態でございます。しかし、問題は質であるということが一つ。それから実際の診療をしているのは実は政府職員が大部分であつて、開業医というものがないという一つの特異な事態が実はあるわけでございます。それ

で、われわれ、今後復帰いたしましたら、ごうい
う人たをやはりもう一度訓練し直すという
ちよつとあれでありますけれども、一度訓練し
て、そういう衛生問題だけじゃなしに、いろいろ
ほかのほうにも、畜産の技術一般についても非常
におくれた面がございますので、沖繩が返つた際
には、そういう技術者の再訓練、再養成というこ
とをわれわれとしてはぜひやりたい、かように考
えておる次第でございます。

同時に、先ほどもお答え申し上げましたけれど
も、従来沖繩から入ってくる牛につきましては、
向こうは一日だけの係留で、こちらへ直行するも
のについては、こちらでは洗浄だけで、しかも屠
畜場もよりのものということだけの制限はしな
いということ、最大限の簡素化をはかつておる
わけでございます。

○瀬野委員 最後にもう一点伺ひして質問を終
わりにしますが、厚生省神林乳肉衛生課長おいで
だそうですから、農林省側とそれぞれ一点ずつお
伺ひします。

獣医師の待遇という問題、それからまたいろいろ
の衛生上、狂犬病というような問題で問題がある
ので、あえて伺ひするのですが、昨年東京畜犬
事件がありまして、いろいろ世上を騒がせまし
た。野犬の横行が最近激しく、郵便屋さんにかみ
ついたりあるいは狂犬病がうつるというようなこ
とでいろいろ問題になっておりますが、現在の東
京都の例をとりましても、大体二十万頭が登録さ
れておりますけれども、従来からいって野犬もた
くさんそのほかにもおるわけですから、そういうこ
から、これに対する根本対策を考えなければなら
ぬ。現に東京都では四億円の予算を今度組んで野
犬対策を考えて、捕獲、あるいは捕殺、あるいはこ
ういった人のための人件費、それから焼却場とい
うような経費をばく大に使つておるうちに聞いて
おりますが、この野犬の問題につきまして、やは
り愛玩用として子供をふやさないという家庭もた
くさんあるわけです。ところが、現在春秋二回予
防注射をする、このときに、獣医師がいわゆる避

妊のための注射をするあるいは手術をして生殖機
能を不能にする、こういうような手術と避妊と二
つ方法があるわけですが、現在薬もちゃんとでき
ておりますし、手術も十分可能であるのですが、
こういつたことで、いわゆる春秋二回の予防注射
のときに一緒にやれば経費も安く済む、こういう
ことになるわけですか。こういつた去勢手術などを
考慮したらどうか、または避妊のための注射をす
るということをしらどうか、こういつたことで
いろいろ私、考えたわけですが、事件が起きてか
ら野犬を退治する、そして狂犬病を防ぐというの
でなくて、もともと根源であるところの繁殖機能
を抑制する、こういつたことをやればこんなばく
大な金を使わなくてもできる、かように思うわけ
です。こういつたことに国なり地方自治団体で財
政援助を考えていく、そうしたら獣医師の収入も
ふえ、また獣医師自身も大いに力を尽くしていた
だけ、いわゆる社会の衛生上からもこれはけつ
こうなことである、かように思うわけですが、また
昨年の東京畜犬事件は、相当数の獣医師が、待遇
が悪いためにこういつた事件に巻き込まれて、金
をよけいもらえ、そして待遇をよくするといふ
ことになびいていくというような事件に発展して
まいりました、悲しいことでございましたが、こ
ういつたことを踏まえて、今後どのように考えて
いかれるつもりであるか、この点を伺ひして質
問を終わります。

○神林説明員 ただいま先生の御指摘のとおり、
確かに野犬をなくする根本対策の一つは、避妊手
術なりあるいは避妊の注射をするというような方
法が非常に有効な方法であるといふことを私たち
も感じておるわけでございます。

厚生省といたしましては、昭和四十二年から昭
和四十五年まで野犬の掃蕩運動というものを展開
してまいりました。これは先ほど先生の御指摘さ
れました秋の狂犬病予防接種の時期を見はかっ
まして、その一カ月間野犬掃蕩を各都道府県にお
願ひししてやつたわけでございます。そのとき
の行事の中に、もちろんこれは野犬をただとらま
えるということではなしに、いま先生のおっしゃ

いましたいわゆる避妊手術というようなことも獣
医師会と協力してやつてまいってきております
が、今後こういつたことに関しまして、私たちとい
たしまして日本獣医師会とよくお話し合ひいた
しまして、その線に沿つてこれを推進していきたい
、こういつたふうに考えております。

○増田(久)政府委員 率直に申し上げまして、畜
産局というものはペット用の問題についてはあまり
関心を示していなかったという感じが私としてし
ているわけです。しかしながら今後考えてみます
と大、ネコのようなペットのもの、あるいは競馬
馬、こういつたものも大きな一つの産業部門と
なつてくるわけでございますので、われわれとし
てもただ単に牛、馬、豚といふことだけでなし
に、畜産局としてもこの問題には前向きで取り組
むべき問題である。ただそのために一方に野犬が
ふえるあるいはネコがふえるというようなこと
とは話にならないことでございますので、いま
神林さんからお答えしたような線もあわせ考へま
して、その点についてはできるだけ前向きで対処
したいと考えておるわけでございます。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 阿部昭吾君。
○阿部(昭)委員 いま議題になっております家畜
伝染病予防法の一部を改正する法案、これもいま
畜産というものの持つウエイトが非常に重くなつ
てきておるということから、たくさんの方の要望が出
ておるわけであります。

そういう観点から若干具体的な問題でお尋ねを
したいのでありますが、実は私の地域で、あるえ
さ会社のある、養豚、養鶏等を非常に熱心に
やつておるグループがあるのであります。ところが
このえさ会社は東北飼料株式会社というえさ会
社であります、このえさを食べさせましたと
ころ、豚が大きく育つのでなくて、かじかん
で、だんだん縮こまつて小さくなってしまふ。鶏
なども卵の産みがだんだん悪くなる。したがつ
て、いま養豚など、政府の奨励するように多頭飼
育をやつていく。その場合に一定の約束をしてお

ります。目標の時期に相当の量の出荷をする、こ
ういふ前提でワク組みをやるわけでありまして。と
ころが不良なえさを使ひましたために、豚が大き
くなるのじゃなくて、かじかんで小さくなってい
く。これだたいへん大きな問題が起つておるの
であります。つい三カ月ほど前に私のところに農
協青年部の諸君が参りまして、私の地域は、御案
内のように米作地帯としては全国有数のところで
あります。いま米がこのとおり非常にきびしい情
勢、そこで新しく生産と所得を追求しようといふ
ので、養豚なり養鶏なり、そういつた分野に非常
に情熱を燃やして取り組んでおる。その際に、い
まのように不良なえさ会社が不良なえさを出して
おりますために、そのえさによつてたいへんな打
撃を受けておる。これはいろいろ調べてみます
と、いろいろな事情はあつたやうであります、水
田を全部整理をして、そして養豚、養鶏の多頭羽
飼育で新しい農業のあり方をつくらうというので
取り組んだのでしたが、いまの問題にぶつかりま
してついに破産をした。しかもそのことが原因に
なつて夫婦は離婚した、そして失敗をしたその本
人は季節労働者から年じゅう出かせぎに変わら
ざるを得ない、こういう状態が起つておるので
あります。

そこで私のお伺ひしたいのは、農林省のほ
うで飼料の品質、改善に関する法律というものを
持つていらつしやる。ここで一定の基準というも
のを示しておるわけであります。成分の規格であ
ります。粗たん白あるいは粗脂肪、粗繊維、粗灰
分、こういふふうにならば大まかに定めておるのであり
ますが、農林省のほうに分析を依頼いたしました
ところ、若干の問題はあつてもおおむね規格には
なつておる。それから全購連なりその他民間の
ほうに分析を依頼いたしましたところ、大体分析
結果は同じなのでありますが、所見がまるきり違
うのであります。問題は、いまの規格で大まかに
分類してある分類になつておればそのえさは優
良なえさだということにはならぬのだというふう
に指摘をされておるのであります。そういう意味

では、現在農林省が持つておる成分規格というものを、やはりもっと現実に適合するような詳しいものに改める必要があるのじゃないかというふうに思うのですが、そういう御用意があるかどうかということをお伺いしたいのであります。

○増田(久)政府委員 現在農林省の定めております公定規格のあり方につきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように粗灰分だとかあるいは粗たん白というような大まかな形で主要な栄養素についての成分の規格をきめていくわけではございまして、それが一応われわれといたしましては現在の家畜、家禽に關する栄養学というものの知識を前提といたしまして家畜、家禽別に与えられる濃厚飼料として必要にして十分な栄養素を含有するものというところで一応きめてきているわけでございます。しかし、先生おっしゃいましたようにいろいろな現地において問題があるということになれば、これはたいへんな問題でございますので、先生の御指摘のような問題を踏まえまして、われわれとしてはもう一度十分現在の栄養学者等の協力も得まして検討していきたい、かように考えるわけでございます。

○阿部(昭)委員 そこで特に問題だと思ひますのは粗たん白という成分規格の中身であります。むしろ問題は、この粗たん白というのは消化されるたん白の量というものが問題なのではないか。したがって農林省の所見にはその辺が入つてこないものであります。民間に分析を依頼いたしましたところでは、粗悪な飼料ということをなぜ言えるかといふと、粗たん白といつております内容の中に、実際上豚なり鶏なりの体質の中では消化されないものがたくさん含んでいゝんだ、科学的な分析をやれば粗たん白が確かにこの規格でいっております一五%とか一二%とか出てくる。その中に消化されないたん白というものを含んでおる。それから粗灰分なんという部分も炭酸カルシウムというか、一定量あればよろしいものが、この分析の結果では、たとえば全購連の分析によりますと、粗灰分というものがいまの問題の東

北飼料のえさに比べますと六分の一くらいなんです。しかし農林省規格からいふと、いまの問題のえさがちよつと多い程度。したがって、この規格それ自体もやはり検討の要があるのではないかと、このことを民間の分析センターはいつておるわけでありまして、そのえさの中には鳥の羽が大量に入つておたり、いろいろ出てくるというのであります。したがって、もちろんその際指摘をされたのは、そのえさが優良なものであるかどうかということは生体実験をやつてみなければ、ただ科学的に、技術的に分析をやつただけではほんとうのことは出てこないものだということをいつておるわけでありまして、そういう意味では農林省のこの規格も型どりのものでなしに、これから特に畜産行政というものが現状のように購入飼料にほとんど依存するといふ形態から、もつと自給飼料に多くを依存するといふ方向に変えていかなければならぬのではないかと思ひます。しかし現状段階ではどうしても多頭飼育が畜産というものの大きな問題だといふことになりまして購入飼料に大部分を依存するといふのが現状であります。それだけにこのえさ会社のえさ、購入飼料の持つ意味というものは非常に大きいと思ひます。そういう意味では農林省の現在の規格というものは、いま局長が言われましたように根本的に検討の要があるのではないかと、かように思ひます。しかしこれは時間がございませぬので答弁はあとで一緒にお願ひしたいと思います。

そこでもう一つは、畜産の場合に技術指導と経営指導という二つの面が強化をされなければならぬといふかと思ひます。いま問題の皆さん、私のところに持つてまいりました青年部の皆さんはグループで二十何名であります。その皆さんの中である方は、このえさはどうもおかしいといふのでさつと切りかえをやつています。切りかえをやりましたから何とか立ち直つたわけでありまして、ところが切りかえるわけにいかぬ皆さんがおつた。それはえさ会社が一定量約束に基づいてえさを供給するわけでありまして、根担保と

稱して施設なり不動産なりというものをちやんと押えておるのであります。そつちのほうを押えられておりますから、このえさはどうもうまくないぞといふことで苦情を言つたが切りかえるわけにいかぬといふことで縛られておるという、豚が大量に入るんじやなくて小さくなるわけでありまして、鶏が卵をよけい産むんじやなくてだんだん参つていくわけでありまして、経営が行き詰まる、こういう状況が起つております。したがつてこの場合に私どもはやはり技術指導と同時に経営の指導というものをもつと強化しなければいけない。その場合に経営の指導は単に政府の責任だけだとは思ひません。もちろん生産団体独自の立場での経営の指導体制というものを強化しなければならぬと思ひます。しかし問題は、いま米から畜産へといふ方向を大にやつておられるのでありますから、やはり行政当局がもつとどろをかぶつてもとんどん経営を引っぱつていくといふような指導体制を強化しなければいけない。いまの場合のように切りかえたいと思つても担保がみんな取られておつて切りかえられないわけにいかぬ。そこからだんだん深みにはまつて悲劇が起る、こういう状況がいま起つておるものであります。したがつて私が伺ひたいのは、こういう不良業者に対して行政当局として現行法の中でどういうチェックができるのかということはこの機会に承つておきたいのであります。

○増田(久)政府委員 最初に成分規格の問題につきましてのきめ方に、農林省の公定規格のあり方はずさんではないかといふ趣旨の御質問があつたわけでございます。確かに先生のおっしゃるとおり消化たん白ではなくて粗たん白できめるという点に問題があることは私も率直に感じておるものでございまして、たん白というものは分析してしまえば窒素量ではかられるものでございまして、それが具体的にどれだけ消化になるかといふのは別問題だといふ点で確かに御指摘のとおりだと思ひます。ただ技術的な問題を若干弁明させていただきますと、可消化というものは家畜の種類な

り、年齢、品種、そういうもので全部違つてくるんだといふ点がつどうしてもあるわけでございます。それを一体どうきめていくのかという問題があるわけでございます。それから飼料の種類なり飼料の他の成分含有によつても消化率というものは変わつてくる。それだけではない、ほかのものとの関連でまた消化率も変わつてくるという具体的な問題がある。それから分析方法としてそれをどういふふうにするのかといふことになる、結局動物実験をしていかなければ正確には出てこないといふ分析上の問題が一つあるわけでございます。しかしそういう問題は確かに一つの問題点であるといふことは御指摘のとおりでありますので、そういうものを含めての研究課題ということにさせていただきますと思つておるわけでございます。

それからあともう一つ言わせていただきますと、いろいろなものが入つて、たとえば鳥の羽、それからあまり有効でもないものが入つていたんだ、こういう御指摘があつたわけでございますが、具体的な問題は別といたしまして一般の検査方法といたしましては、われわれは鑑定という事業をやつておまして、きかないものは鑑定というところでもチェックしている。それから異物混入といふことは当然排除させる、それからあるものについては特に表示させるというふうなことをわれわれは法律でしているわけでございます。もし現実にそういうことをやつておりましたら、ある場合には登録の取り消し、その他罰則というものが当然加えられていくことに相なるわけでございます。

○阿部(昭)委員 そこであとのほうの質問であります。いまの切りかえたいと思つても切りかえ得ないようなやつに最初から根担保が何かで縛る、そういうがんじがらめをされておらぬ皆さんは、このえさはどうもおかしいといふので、さつと切りかえをやつた。したがつて、不良なえさだといふので代金や何かの問題は争ひとして別途に残した、こういうあれがあるのですが、担保

や何か取られて切りかえも簡単にいかぬような皆さんはする深みにはまる、こういうところから悲劇が起ったわけですね、こういうものを現行法でチェックできるのかどうか、これは農林省だけでできるものじゃないのじゃないかと思ふのですが、たとえば登録制度になっておる、立ち入り検査もやることのできる、いろいろあるわけですね、農林省でこういう技術、経営の面で介入し得る限度は一体どこにあるのかというところをお聞かせ願いたい。

○増田(久)政府委員 具体的にそういう不良なえさが出回っておるといふ場合は、当然われわれは立ち入り検査をして実態をつかまえて、その製造を停止させたりあるいは登録を取り消したりするということとはわれわれとしてやるべき性質の事柄であるというふうに考えております。さらにこれは法律上の権限ではございませんけれども、実際にそういう不良なものだとわかっていて、しかも根拠に取られて経営の転換ができないというような場合があるとするならば、それは当該農家にとってはゆゆしき問題でございまして、そういう意味で、われわれは都道府県なり市町とともに一緒に、一つの行政指導としてそこら辺の問題の具体的な解決に当たるようにつとめてまいりたい、かように考えるわけでございます。

○阿部(昭)委員 渡辺政務次官おいででありますから、実は先ほど次官お留守の際に、私の地域は日本有数の米どころで、米がたいへん打撃を受けておる。そこで畜産という問題に私もずいぶん意欲を燃やして進めてまいりました。ところが秋田かどこかにある会社なんです、小さな会社なんです。東北飼料という会社のえさを食べさせたら、豚がでかくなるのじゃなくて、だんだんかじかんで小さくなる、鶏はだんだんかじかんで妙なかっこうになっていくというので倒産をした、あるいは夫婦離婚をしたなどといった悲劇が起っておるのであります。したがって、最近政務次官はたいへんハッスルをなさっておるのであ

りますが、いま畜産局長も答弁されましたように、行政指導というところにはいろいろな意味での限度があると思ひます。民間の生産農家の側の自発的な立ち上がりなり意欲というものが中心にならなければいかぬのでありますが、不良なえさが出回って、そしてそのためにせっかく畜産というものに意欲を燃やしておることが挫折をさせられるという現象が起っておるといふことは重大な問題だと思つておるのであります。したがって、先ほど畜産局長も、いま農林省の持つておられる成分規格、これが非常に荒い。粗たん白何%あればよろしい、粗灰分何%あればよろしい、あるいは粗脂肪は何%、こういうぐあいであらまかに四段階に分類して成分規格をきめておるわけですが、粗たん白といつても、食べさせて消化しないたん白も分析をやればちゃんと粗たん白何%と出てくる。粗灰分といつても、やはりここに必ずしも家畜にとつてプラスにならぬ内容の粗灰分といふものを含んでくるということになります。ために、たとえば家畜のほうはそれを受け付けられない、たまたま食糧のほうはそれを食べると栄養障害を起すというところで、太るべきはずのものが太らずにかじかんでいく、小さくなっていく、こういう状況が起っておるのであります。農林省の現在の成分規格といふものをきめておる、このまかなものに改める必要があるのじゃないかということに指摘いたしましたところ、畜産局長は確かに検討の問題だと思ひ、こういう御答弁があつたのであります。渡辺政務次官の所見もこの機会に承つておきたいのであります。

○渡辺政府委員 その事実関係は私まだ聞いておらないのでよくわかりませんが、もしほんとうにそういうような実態であるということであるならば、きわめてたいへんな問題であります。したがって事実関係を説明するということにもっと力を入れさせたい。

それから規格等の問題は、御指摘のようにもう少しきめのこまかい規格をつくれという御趣旨はもっともだと思ひますから、これは検討させたいと思ひます。

○阿部(昭)委員 それではもう一つ、これも畜産局長にもお尋ねをした問題ですが、そういう不良なえさを輸出しておる、こういう業者に対して、そのことによって畜産に対する生産農家の意欲を挫折をさせるということは大問題ですから、現行の状態で立ち入り検査なり登録制をとつておるわけではあります、営業の停止なりいろいろなことのできるのだというお話でありましたが、実際論の上はなかなかそうもいかぬ場合が多いと思ふのです。業者に対してそういう強い措置をとるな

○阿部(昭)委員 そこで畜産局長にお伺ひいたしますが、粗灰分といふのは、たとえば全購連あたりで売つておるもの、これに比べるといまの問題の東北飼料のえさはたいへんに違ふのであります。問題のえさは八・二五%から一〇・一二%であります。えさの内容が三、四に分かれておるわけですから、それから全購連あたりでは粗灰分といふのは二・五%から五・五%程度にしておるようでありまして、したがって粗灰分といふのは一定量あればよろしいので、これがうんとよけい入れた場合にどうなるかということになると、その部分だけ、たとえばトウモロコシなりいろいろな、ほんとうに家畜の血となり肉となる部分の栄養分といふものがそれだけ制限されるのだ、こういう所見が、民間の分析センターの中では、確かにあらわされたパーセントではほぼ規格に合致しておる。しいて言へばカルシウム分、粗灰分の分量がちょっと多過ぎる。しかし問題は、現実にやっておられ

る方面の所見を承りますと、全購連あたりよりもはるかに多い粗灰分、カルシウム分、これが飼料の問題だろう、こう言つておるのでありますけれども、そういう意味ではいまのこのあらまかに出されておる成分規格といふものは検討の要あり、こういうふうに思ふのですが、いかがでしょう。

○増田(久)政府委員 粗灰分、特にカルシウム分の問題につきましては一般的に申し上げますと、えさとして与えるカルシウムと磷といふものは、大体相互比率が二対一または一対一というより比率である場合には非常に有効なんだ、それ以上、ちよつとバランスを欠きますと、たとえば牛では乳の出が悪くなるとかあるいは卵ではやわらかい卵ができるとかあるいは小さいものが成長がややとまるとか、そういうようないろいろな問題が出てくるということが一般にいわれているわけでございます。また極端にカルシウムを入れますと、結局全体としての飼料価値は低下して、こういうことになるわけでございます。そういう意味で、こういう粗灰分、特にカルシウム分の問題については確かに御指摘の点もございまして、これは事実関係も十分調査してこの問題には対処してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○阿部(昭)委員 時間がございせんので、最後にもう一つ承つて終わりたいと思ひますが、先ほど申し上げましたように、われわれの地域の生産農家は米によつて受けておる打撃、したがって畜産という問題に対して持つておる意欲と期待はたいへん大きいのであります。その際にこういう不良なえさの業者、そこから不良なえさが出回つたということで、離婚さまで起るようなあるいは倒産まで起るようなこういう状況といふのは、私どもの地域にとつては実は非常に大きな畜産の前途に対する挫折感という影響を及ぼしておるのであります。したがって、事実関係について十分の調査をされて、ひとつ将来の畜産農家に対して希望を持つことのできるような方向を政府は責任を持つて出していただかなければならぬと思

うのであります。

そこで私は実は少しいやらしい言い方をいたしますれば、農林省がしばしばこういう事実問題のデリケートな立場に立つとあまりはつきりした態度をとらぬ場合が多いように私思ひます。これは政務次官どうでしようか、やはり生産農家の立場に立つのが農林省じゃないでしようか。したがって、事実関係の調査といつても、生産農家の立場に立つのか、業者の立場に立つのかというところでたいへん違つてくると思ふのであります。そういう意味で生産農家の立場に立つて、いま起こつておる私どもの地域の農家に對して、畜産の前途に挫折感と不安感を持つような現状に、的確に方向と措置をとられる決意を期待したいのであります。所見を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺政府委員 事実関係の問題は非常に専門的なことですから、それはもちろん基準に照らしてはつきりした態度をとります。またその飼料会社にしきりした態度をとり、またその飼料会社でそれは私は大抵受け受けると思ひます。そういう評判だけでも品物はもう売れ行きはたつと減つて、飼料会社そのものは倒産するといふようなことだつて、もちろんあり得るわけですが、われわれはそういうようなことをいふように、やはり規格に合つたいいえさをこしらへさせるというののも農林省のつとめでありまして、両方相まってそういうような悪い飼料が出回らないような嚴重な措置をとるつもりです。

○阿部(昭)委員 もう一言だけ。

ちよつと奥歯にひつかかるのですが、私はいま問題なのは、やはり農家が畜産というものの對して意欲と情熱を持つことのできるような方向を農林省は第一義的にとるのかどうかということでありまして、さき会社のほうも不良なえさをつくつてつづけるだろ、それじゃお氣の毒だから、今度はいいえさをつくれというところで指導をする、こういうことだとすると事実関係の調査にしてもあいまいにされたのじゃ話にならぬと思ふのであります。やはり問題は将来の畜産というものに対して

して生産農家が希望を持つことのできるような嚴然たる態度を第一義的にとるべきだ、こう思ふのであります。どうでしよう。

○渡辺政府委員 それはもちろん畜産の振興という立場で嚴重な措置をとります。それは事実関係をあいまいにするようなことはいいたしません。

○阿部(昭)委員 以上で終わります。

○三ツ林委員長代理 合沢栄君。

○合沢委員 現行の家畜伝染病予防法は昭和二十六年にできたわけでごさいます。自來も二十年を経過しておるわけですが、特に最近の畜産の急激な発展というか、さらにまた近年の豚コレラあるいはニューカッスル病というような家畜伝染病の異常な発生というふうなこともございますし、当然現行法が改正されるべきであつて、今日の改正はむしろおそきに失するといふような感じもするわけでありまして、しかしながら、いすれにしましても、今回大幅な家畜伝染病予防法の改正が提案されたに對しては賛意を表するものでございます。提案されておられますこの改正案について私、二、三関連しましていろいろの問題を質問してみたいと思ふわけでごさいます。

まず第一に獣医師の關係でございまして、獣医師が家畜の衛生とかあるいは伝染病の予防、こういった關係について持つところの重要性というの、これはもう先ほどの指摘のとおりでございまして、しかしこの獣医師については最近非常に問題がある。特に獣医師の数が減つていふというふうな問題等もございまして、何かと問題があるわけですが、まずお聞きしたいのが、現在約二万の獣医師がおられるということでごさいます。しかしそのうち大とかネコ、そういった關係の獣医師もおおろし、また獣医師の免状は持つておるが、実際はもうやめていない、老齢化しておるとかあるいは他の職業に変わつていふとかいふようなこともあろうかと思ふ。実際第一線で獣医師の仕事で活躍されている獣医師はどの程度おられるのかというのが第一点。

それからもう一つは、最近家畜が平たん部から

だんだん奥地へ、山へ、こういうふうになつて

いふところのふうなこともあつて、獣医師の偏在といふ問題が指摘されておる。そういう獣医師の偏在といふた問題は非常に問題が起ると思ふ。そこで獣医師の偏在に對する問題といふような点についてはどうなつておるのか、今後どう対処されようとするのかというのが第二点の質問です。

それから第三点ですが、今後畜産が一そう伸びていくだらうと思ふのです。そういう畜産の増加、家畜の増加に見合うような獣医師の対策というの、そういうものはどうなつておるのかというの、もちろんこれにはいろいろの保健所等の統合等も考へて、効率的な運営といふことも考へておられるようでごさいます。しかし非常に大事な問題じゃないかと思ふので、今後家畜の増加に應ずる獣医師対策といふものはたしてどうなつておるのか。特に大学における獣医学科の生徒の数、こういうたもの定数が今後の必要とする獣医師の數にはたして適応されているのかどうかといふたような問題が第三点。

さらに今後獣医師に十分働いてもらふためには、數の問題はもちろんですが、何といつても待遇の改善が非常に大事じゃないかといふふうに考へるわけでごさいます。そういう点で獣医師の待遇の改善といふような問題については具体的にどのような方策が考へられておるのか、こういう点についてひとつとまとめて申し上げましたので、それぞれ御答弁願ひたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 最初に、現在獣医師の数がどれだけあつて、そのうち具体的にどれだけがどういふ業務に従事しているか、こういうことでございまして、現在二万七千二百二十八名の獣医師さんの數があるわけでごさいます。そのうち実際に広い意味で、たとえば県の職員だとか国の職員で、直接の診療はいたしませんけれども、広い意味で獣医師業務に従事しているという者が一万九千七百五十七人のごさいます。そのうち特に農林、畜産關係だけ——というのは獣医師といひまして

も、たとえば厚生省に行つてあちらの食品衛生だとかああいう形のものもございまして、そういう者も含めての數でございまして。そのうちに農林關係、畜産關係だけから申しますと一万二千五百五十五人のごさいます。そのうちに直接に産業動物の診療行為にタッチしている人間の數が五千二百九十八名。ですから全体の約四分の一というふうな御理解願ひたいと思ふわけでごさいます。

それから偏在の問題につきまして、先ほど申し上げましたとおり、私どものほうで昨年の十二月現在で約三千の町村について調べたわけでごさいます。それで畜産との關係で一体どういふ偏在状態が出ていふのかというのを調べましたところ、そのうちの約一割に近い三百六十という町村が実は無獣医村であつたわけでごさいます。

それで、そのほかの現在獣医さんがいるところにつきましても足りない、さらに五百名程度はほしいという声が現実にあるわけでごさいます。かなりの地域的な偏在があるのではないかと、ふうに考へられるわけでごさいます。

それから三番目に、今後の畜産振興の角度から見てどう確保していくかといふことでございまして、先ほど申し上げましたとおり現在の大学の獣医さん、獣医学を修めて千三百名が毎年卒業をしていっているわけでごさいます。実際に試験に通りますのはそのうちの八割といふことで、毎年約九百人程度といふことでございまして。

それで實際どれだけの數を確保すればいいのかという問題はいろいろ議論があるわけでごさいます。そのうち全部が農村には行きませんが、あるいは大ネコのはうに回つてしまふといふ實際が現実にはあるわけでごさいます。私は、數よりもどうやってこれを農村のほうに行かせるかといふことが一つの大きなポイントに相なるのではなからうかといふふうに考へておるわけでごさいます。

そういう意味で最後に先生のおっしゃいましたとおり、獣医師さんの待遇改善を一体どうするかと

も、たといは厚生省に行つてあちらの食品衛生だとかああいう形のものもございまして、そういう者も含めての數でございまして。そのうちに農林關係、畜産關係だけから申しますと一万二千五百五十五人のごさいます。そのうちに直接に産業動物の診療行為にタッチしている人間の數が五千二百九十八名。ですから全体の約四分の一というふうな御理解願ひたいと思ふわけでごさいます。

それから偏在の問題につきまして、先ほど申し上げましたとおり、私どものほうで昨年の十二月現在で約三千の町村について調べたわけでごさいます。それで畜産との關係で一体どういふ偏在状態が出ていふのかというのを調べましたところ、そのうちの約一割に近い三百六十という町村が実は無獣医村であつたわけでごさいます。

それで、そのほかの現在獣医さんがいるところにつきましても足りない、さらに五百名程度はほしいという声が現実にあるわけでごさいます。かなりの地域的な偏在があるのではないかと、ふうに考へられるわけでごさいます。

それから三番目に、今後の畜産振興の角度から見てどう確保していくかといふことでございまして、先ほど申し上げましたとおり現在の大学の獣医さん、獣医学を修めて千三百名が毎年卒業をしていっているわけでごさいます。実際に試験に通りますのはそのうちの八割といふことで、毎年約九百人程度といふことでございまして。

それで實際どれだけの數を確保すればいいのかという問題はいろいろ議論があるわけでごさいます。そのうち全部が農村には行きませんが、あるいは大ネコのはうに回つてしまふといふ實際が現実にはあるわけでごさいます。私は、數よりもどうやってこれを農村のほうに行かせるかといふことが一つの大きなポイントに相なるのではなからうかといふふうに考へておるわけでごさいます。

そういう意味で最後に先生のおっしゃいましたとおり、獣医師さんの待遇改善を一体どうするかと

も、たといは厚生省に行つてあちらの食品衛生だとかああいう形のものもございまして、そういう者も含めての數でございまして。そのうちに農林關係、畜産關係だけから申しますと一万二千五百五十五人のごさいます。そのうちに直接に産業動物の診療行為にタッチしている人間の數が五千二百九十八名。ですから全体の約四分の一というふうな御理解願ひたいと思ふわけでごさいます。

それから偏在の問題につきまして、先ほど申し上げましたとおり、私どものほうで昨年の十二月現在で約三千の町村について調べたわけでごさいます。それで畜産との關係で一体どういふ偏在状態が出ていふのかというのを調べましたところ、そのうちの約一割に近い三百六十という町村が実は無獣医村であつたわけでごさいます。

いのが一番最後のきめ手になる。そこで私のほうは、獣医師さんの職場というものが魅力あるものにはならないか、たとえば県の職員になって家畜保健衛生所に行ってもらう、こういうことになりたしても、従来の給与は一般職員並みで特別の待遇というものはされていないというように、それから管理職のポストも必ずしもないというふうないろいろな問題がありまして、必ずしも魅力のある職場ではなかった。

「三ツ林委員長代理退席、委員長着席」

そういう意味でわれわれとしましては調査研究費というところで特別の手当を出すということにいたしておるほかに、保健所の所長さんの十分の一は全部県の課長待遇にするという待遇改善も実はいたしてきております。そういう意味で県の段階まではやや魅力が出てきているという実態があるわけでございます。

問題は、末端の共済だとかあるいは農協だとかあるいは開業医だとか、こういうところに実は問題があるわけでございます。そういう意味でたとえば共済等については広域の診療所をつくって環境整備をしてやるとか、そういう適当な待遇改善をしてやるとかいうようなこともとおるわけでございます。

そのほかに先ほど申し上げましたとおり獣医師の雇入れの機会をできるだけ多くしてその手当をできるだけふやしてやるとか、あるいは家畜診療の共済の単位を四十四年度でございましたけれども、三五%引き上げたというように、われわれとしてもいろいろな手は考えておるわけでございますけれども、総合的に申し上げて必ずしもまだ成果があがっているとは思わない。現実に出ていく傾向というものは阻止し得ていないというのが実態で、その問題に苦慮しているというのが偽らないところでございます。

○合沢委員 獣医対策は非常に大事だと思うのです。特にいまのお話もございましたが、その中でも私は開業獣医が年々減っていくような傾向にあるのではないかとというように考えるわけなんです。

す。それぞれ市町村とかあるいは団体等は待遇改善ということが可能であろう。しかし開業獣医の問題についてはどうするか。これは非常に困難じゃないかと思う。そういうことを含め、今後の獣医対策ということは非常に大事だと思う。十分な御検討を願って適切な対策をお願いしたいと思ふわけでございます。

それから次に、第四条に「伝染性疫病についての届出義務」というのがございまして、今回は家畜を診断してその死体を検案した獣医師は、遅滞なく市町村長に届け出なければならぬということなんです。これを忘れた場合あるいは非常に届け出がなかったような場合の処罰というのか、対策は一体どうなっておるかということ、もう一つは、そういう届け出に伴う、そういう義務に伴う報酬というか費用弁償というものはどうなるのか、そういう点についてひとつ御説明願いたい。

○増田(久)政府委員 四条の届け出違反については、法律的には罰則は実はいっておりません。しかしこれは罰則をつけなかったのは、そういう法律的な違反行為がありますれば獣医師法のほうでその適正な縛りがきくわけでございますので、そのちのほうで措置をするということで、こちらのあれからは落としたいということでございます。

それから実際に使った費用弁償については実は特に考えておりません。

○合沢委員 その辺が非常に問題だと思うのですが、単に義務だけ課して、そして実際の届け出に伴う実費というもののについては全然見られぬ。これは先ほどの獣医師に対する待遇改善ということと全く相反する行為なんです。当然これは義務に對する報酬というか実費は出すべきだと思うのです。この点も一度ひとつ……

○増田(久)政府委員 そういう場合ですと、たとえば獣医師さんが診療させるといふような場合には、雇入れ手当というようにすることで手当を払うことは考えられる方法だと思ひます。

○合沢委員 当然これは実費が要るわけでございます。こういった報酬について考慮することを強

く要請しておきたいと思うのです。

それから家畜防疫員でございますが、これは先ほど御質問があつておりましたが、手当がきわめて少ないということで、今後ともこれは手当の増額を当然すべきだと思うのです。この資料を見てもみますと、最近防疫員の数が減っているわけですね。なぜこれはこういうふうな防疫員の数が減っているのかという、減っている理由ですね。

それともう一つは、各府県別の数をみてみますと、各府県別の防疫員の定数があるようでございしますが、この防疫員の定数というものが府県ごとにあるというのはいくつにわたっているのか。これはやはり家畜の数等によつていろいろ府県別のきめておるかどうか。そうなることは毎年相当増減等があるかと思うのですが、適正な数の割り当てが各府県にあるのかどうかという点についてお聞きしたいと思ふ。

○増田(久)政府委員 先生御指摘のとおり、防疫員の定数は四十二年をピークにして年々減つてきているというふうな形にあるわけでございます。が、実は四十二年から四十四年にかけまして、われわれ率直に言わなければ、実際に全然動いていないような人までが防疫員として任命されていくというふうな事実が具体的にあらわれるので、それから、そういう方はこの際御引退願うということ、実際に働ける人ということをまず念頭に置きまして、保健所ごとにそれぞれの受け持ち区域をきめまして再配置をさせた、そういうことで四十四年は減つたというよりも精鋭主義に切りかえたというふうな御理解願いたいと思ひます。

たといふに御理解願いたいと思ひます。それについては定員というわけでございます。特にこれについては定員という形があるわけではございませんので、家畜の移動なり何かに応じて増減させていくということとは当然やることでございします。

○合沢委員 いまの質問に對する答弁で、府県別の家畜数の資料をあつて御答弁いただきましたと思ひます。

続いて十七条の二で、疑似患畜の殺処分というので新しく加わった患畜があるわけでは

ございますが、この疑似患畜の殺処分というのは、殺処分を受ける農家にとっては非常にたいへんなことだと思ひます。特に最近の畜産は非常に多頭羽になつていくことなんです。そういうことでもし殺処分を受けると、その農家はほんとうに再起不能なような状況がでると思ひます。

したがつて疑似患畜の殺処分についてはよほど慎重な配慮が必要だと思ひます。そこで慎重な配慮なり疑似患畜殺処分についての心がまえをいったようなものについてもお聞きしたいのですが、同時に事後措置というのか、そういう殺処分を受けた農家に対する対策ということが非常に大事だと思ひます。殺処分を受けた農家を立ち直らせるためには、特別な低利の融資を考えると何かのことが必要だろうと思ひます。さらにまた共済制度の問題の拡充、こういったことも重要な問題ではないかと思ひます。

そういう点について、疑い患畜殺処分をする場合の慎重な配慮のしかたなり、さらにやつたあとの事後措置の問題、そういう点をひとつ御答弁願いたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 先生のおっしゃいますとおり、殺処分については慎重に対処すべきことはけだし当然だろうと思ひます。それでは、ただわれわれの一般的な感じ方、衛生の場合の考え方というのとは、われわれはまずワクチンがあればワクチンでコントロールして、それが一定の段階になればそのところで屠殺させるというところでワクチンもなくなっていくように絶滅させるといふわれわれの基本方針があるわけでございます。そういう方針をとるために今度新しい病気がやつたというわけではございますが、その運用について慎重を期すことはけだし当然であらうと思ひます。

なお、こういう屠殺を命ぜられたために、たとえば鶏とか豚とかいう農家は非常に打撃をこうむるということがあつたわけではございますので、これは前年度法律を改正いたしましたので、そういう場合の家畜の導入あるいは鶏の導入ということにつ

いは、総合資金あるいは近代化資金でめんどろを見るという制度をとっているわけでごさいます。なお、先ほど申し上げましたとおり、肉豚あるいは鶏の共済制度についても鋭意検討を進めている段階でごさいます。

○合沢委員 次に、検疫関係について二、三続けで質問します。

三十八条の二で新たに輸入動物の事前届け出というものが法制化されるわけでごさいます。その中で検疫の効率化のためには当然時期とか場所とか、そういつたことについての指定をするとかあるいは変更するというようなことはやむを得ない。特に輸入動物がふえてくる傾向にごさいますのでやむを得なかったと思うのです。しかし時期とか場所の変更ということの畜産農家にもたらす損害というか、それを考えると、安易な考えではたいへんな問題を起こすと思う。そういうことで、時期、場所の変更等についてはほど慎重でなければならぬと思う。そういう点についてひとつお考えを聞きたい。

同時に、このような時期、場所の変更が起るというのは、検疫の陣容なり設備の不備の結果、そういう必要が起ってくるのではないかと思う。並行して、先ほど御答弁なさっておりましたが、ことし検疫官を十七名増すということございますけれども、今後ふえてくる動物あるいは畜産物の輸入に対処し得るような現状の陣容になつておるのか。さらにまた検疫所が現状の四カ所です。さらに今後検疫官の増加とか検疫所の設備、場所の増設が大事になつてくるのじゃないかと思う。こういう点についてお伺いしたい。

第三は、これは検疫にあたって特に注意しなければならぬ問題じゃないかと思うのですが、疫卵等が輸入される、これなどは大腸菌が入っているというふうなことでたいへんな問題を起こすということもある。それからまた飼料の中にも、これは動物でなくて植物防疫にならうかと思うのですが、えさの中に発ガン性のかび菌が含まれて、そ

れらが家畜の中に入つてたいへんな問題を起こすこともあり得ると思う。またブローラーにもニューカッスル菌が入ってくる。ニューカッスルは聞くところによると凍結しても死滅しない、またこれが生き返るといふことにごさいます。こういう問題で、検疫はひとり動物だけでなく畜産物にも非常に問題があるかと思う。そういう点で動物の輸入の増加あるいは畜産物がうんと入ってくるというふうなことに対処する検疫の重要性は非常に大きいんじゃないか。そういつた面でも、単に効率化で場所とか時期とかを変更するというふうなことではなしに、根本的に輸入の増加に見合うような検疫官の増加さらに設備の増設ということが絶対必要じゃないかと思う。そういう点についての見解を聞きたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 届け出制について輸入業者あるいは輸入する者に非常な迷惑をかけるなどという御注意ございしますが、これはけだし当然でございまして、われわれとしてこれで輸入を阻害することかそういうようなことの絶対にならないように、運営については万全を期してまいりたいと思ひます。

要は先生のおっしゃいますとおり人員なり施設をどう整備していくかという問題であらうかと思うわけでごさいます。人員につきましては前年度二十名、ことし十七名増員して、これは防疫官だけでございすけれども、そういうことで輸入の増加に応じて人員の増加もはかつているわけでごさいます。整備につきましても、これは年次計画をもって設備をどんどん整備しておりますし、四十七年度までにはおおむね、われわれが当分考へ得る輸入の実態を考へて、これは成田空港も含めてございすますが、そういう施設の整備ができておるものと考えているわけでごさいます。

なお、そういう輸入なり何なりはどんどん増加していき、変化してまいりますので、それに応じて対処していくことはけだし当然であらう、かように考えるわけでごさいます。

○合沢委員 次に鶏の病気の問題についてちよつ

とお聞きしておきたいと思うのです。これは法定伝染病ではございせんが、最近鶏の多数羽飼育といったようなことで、鶏の病気が非常に多く発生している。その中でも最近鶏の育成率が非常に下がっている大きな原因はマレック氏病とか白血病にあるといわれているわけなんです。このマレック氏病と白血病については、有効な方法としてはワクチン以外にないように入聞きしているのですが、どうも安易に海外のワクチンを輸入して間に合わせるという傾向もあるようです。日本のワクチン、特に人体のワクチンは、小児麻痺のワクチンとかあるいは種痘のワクチン等は世界的にも權威のあるワクチンなんです。やはり鶏病等のワクチンについても、そういう權威のある学際等を動員して、そして有効なワクチンというものを早期に研究開発すべきじゃないかというように考えるわけでごさいます。そういうことで、そういった法定伝染病ではないがマレック氏病なり白血病についてのワクチン対策というものについて考え方を、それからもう一つ鶏について申し上げますが、こういった病気が出るというのは、いま外国鶏が七、八〇%と聞いておるわけでごさいます。日本に行く温度が多い、そういう病気の感染というふうなことができやすい気候風土があるのじゃないかと思うのです。やはり日本の気候風土に適した国産鶏の開発、特に強健なそして経済性の高い国産鶏の開発ということは急務じゃないかと思うのです。そういう意味で国産鶏開発についての現状等をひとつ簡単に御説明願いたいというように考えます。

○増田(久)政府委員 ワクチン、特にマレックにつきましてはワクチンのいまの開発状況でございすますが、もう諸外国ではほとんど開発が進んでいておるようでごさいます。わが国におきましては北里と阪大におきましてこの開発が非常に進んでまいりまして、不活化ワクチンにつきましてはこの夏ごろまで、それから生ワクチンにつきましては年末ごろまでには実用化されるのじゃない

か、現在野外実験をやっている段階でございすので、これは早急に実用化するものとわれわれは見ているわけでごさいます。

それから、先生のおっしゃいますとおり、こういう病気に強い国土に合った鶏の改良ということも根本でございす。それで御承知だと思ひますけれども、農林省で岡崎と白河に牧場を持っておりますが、これを主体といたしまして現在四元交配によりまして国産の改良を進めてまいりまして、現段階ではもう外国には負けないものが十分できる段階に入つてまいりまして、御承知と思ひますけれども、現在残念ながら全体の初生びなのシェアを見てまいりますと、外国のほうが七五%、国内が二五%にすぎないというふうな実態でございす。完全にいまや外国の伸びはとまつてまいりておる。とまつたということでは、だんだん国産の鶏が伸びる傾向をやや見せてきている。それから輸出につきましても、現在、羽数からいいますれば輸入のよりも国産のものが出ている数が多いという実態があるわけでごさいます。

なお、耐病性等のある品種につきましては、現在白河で一万羽のスケールをもちまして耐病性の改良というのを大々的に進めておるわけでごさいます。耐病性だけからいえば非常にいい品種ができつつありますけれども、問題は産卵率との関係でまだ十分ではないということ、まだ実用化に入っていないという段階でございす。

○合沢委員 時間がないので、最後に飼料の問題について質問して終わりにしたいと思ひます。先ほど飼料についての御質問があつておりましたが、今日、畜産については飼料対策が最も緊要ではないかというふうに私、考えるわけでごさいます。米の生産より以上に千五百万トンも海外から濃厚飼料が輸入されているという実情があると思ひます。このまあいくと、五年もすると二千万トンも海外からの濃厚飼料の輸入をせんならぬじゃないだらうかというふうな話も聞くわけでご

ざいます。こうなると鶏等にしてみても、鶏そのものが七、八〇％も海外から入っている。また動物の輸入の自由化ということからその他の動物も種畜はほとんど入ってくるということになってくると、鶏も、日本の動物はすべて海外の動物だ、その上々も海外のものだということになってくる。全く日本の畜産は、現状でもそれに近いと思うのですが、畜産じゃなくて、もう海外のえさの加工業だということになろうかと思うのです。そういつた意味で、やはりこの鶏なりその他の畜産物の国内での開発というが、国産の家畜を開発していくということが非常に重要だと思うのですが、同時にこの飼料対策が大事じゃないかと思うのです。今後はたしてこのような飼料対策をどう考えているのか、まあ米の生産調整との関連があると思うのですが、今後濃厚飼料等をどの程度国内で五年先あるいは十年先に自給しようとするのかというのが第一の質問でございします。

それから第二点は、いま入っているのがほとんどアメリカを中心に入っているというような情勢だと思ひます。しかし、アメリカもその輸出している飼料についてその大きな余力のあるものじゃない、一割かそこらしかアメリカの飼料の余力がないと聞いているわけなんです。そこでアメリカの畜産が少し伸びると、あるいはまたえさの豊凶によつては日本の飼料はいへんな高騰を招くということになる、また運賃等においてもしかりでございします。そういうことで、日本の畜産物が現状のようなアメリカ一辺倒の飼料依存では、これは価格の不安定というが、そのことは直ちにわが国の畜産の不安定につながるかと思うのです。たいへんな問題だと思ひます。そういう意味で今後やはり輸入飼料問題についてはもっと多元的な輸入をすべきじゃないか。特に東南アジア等についての開発輸入というやうなことを国が積極的にすべきでないか。現状私は、農林省が積極的に投資していると思ひつけないわけなんです。いろいろな商社がやっておりますが、むしろ国が積極的な東南アジア等に対する開発投資をすべき

でないかというように考えるのですが、この点についての考え方。

最後に、まあほとんどのものがアメリカから入っている、特にガルフ湾から入ってくるものが多い、ところがこのガルフ湾の船員労働者の労働協約が三年おきに更新になっている、ことしの九月がこの更新期だということでありまして、またその時期になると港務ストというやうなことでたいへんな問題が出てくる可能性があるのじゃないか。そこで、これらに対する措置が大事だ、そういう点のような対策を講じておるか。特に農林省の調整保管ですか、これあたりは最もこの際そういうものに対して考えなければならぬ措置じゃないかならうかと思うのです。調整保管等についてははたして十分かどうか、こういう点については、以上飼料に関連して御質問を申し上げます。

○増田(久)政府委員 畜産の体質を強化してその振興をはかるためにできるだけ国内に飼料基盤を求めていくということについてはもう基本的には私、賛成でございしますが、率直な意見を申し上げますと、濃厚飼料につきましては、鶏、豚のえさににつきましては特にトウモロコシ、マイロ等になります。国内で米の生産調整等の関連もございしますけれども、大々的に増産に励んでいくということに踏み切るまでにはもう若干の時間が、試験研究の準備期間というものが要るのではないだろうか、そういう意味でわれわれは米の生産調整とからみまして、ことしはマイロとトウモロコシについては試験的な生産をはかってみたい、かように考えているわけではございします。それで、それができるならば水田が余るわけではございします、それに応じた当然の需給体制というものを価格政策も考えながらとっていきたい、私はかように考えておるわけではございします。

きるだけ輸入ソースを多元化していくということでは当然やらなければいかぬことではございしますが、幸いにしてことしは南半球が非常に増産になった、アルゼンチン、南アフリカ、それから豪州が非常に増産になりましたわけ、そういうことで、こういふ国からの輸入をできるだけ促進していくということも一つの方法であらうかということを進めているわけではございします。

それから開発輸入の問題について基本的には私、何ら反対というが、賛成であるし、やらなければいかぬと思ひつておりますけれども、ただ東南アジアをいまやるためにはもう少し当該国に対する社会投資と申しますか、港務だとか道路だとかそういうものが先行してまいりませんとなかなか進まないという実態がありますので、即効的にはなかなかこの問題はむずかしい問題があるのではなからうかと思ひつております。

それから最後にガルフの問題、おっしゃるとおりでございまして、ことしの九月で切れて、タフト・ハートレー法で若干の延長はあるといいたしましても、年末には相当の問題が起こるのではなからうかという心配をしているわけではございします。そういうことで、いまわれわれ業界と相談をいたしておりますことは、できるだけ先買いができないものであろうかということ、先買ひ方策を考へているわけではございします。それから政府としてもできるだけ先に小麦等入れてくるということも考へているわけではございしますが、幸い調整保管という角度からだけ申しますと、幸か不幸か古々米が非常にあるというので、前のような非常な異常事態にはならないもの、そういうふうに考へておるわけではございします。

本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 請願の審査に入ります。今国会において本委員会に付託になりました請願は全部で九百三十件であります。

本日の請願日程第一から第九三〇までの請願を一括して議題といたします。

各請願の内容につきましては、請願文書表等によりましてすでに御承知のことと存じます。また、先刻の理事会におきまして慎重に検討をいたしましたので、この際、各請願についての紹介議員からの説明等は省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

これより採決いたします。

先ほどの理事会で決定いたしましたとおり、本日の請願日程中第一ないし第四、第六ないし第一六、第一八ないし第三三、第三五ないし第二四三、第二四五ないし第二五六、第二五八、第二五九、第二六一ないし第二七二、第二七五ないし第二九七、第五四四ないし第五五七、第五五九ないし第五七一、第五八〇ないし第五九一、第五九五ないし第五九八、第六四八ないし第六七五、第六

九七ないし第六九九、第七一〇、第七一一、第七一四、第七二〇ないし第七三八、第七四〇、第七四四ないし第七七〇、第七七三ないし第八一七、第八二〇、第八二二ないし第八四六、第八五五ないし第八九六、第八九八ないし第九一五、第九一八、第九二〇ないし第九二九の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 また、本委員会に参考送付されました陳情書は、国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案の成立促進に関する陳情書外五十一件でございます。

右、報告いたしておきます。

○草野委員長 この際、閉会中審査に関する件について、おはかりいたします。

内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案

農林水産業の振興に関する件

農林水産物に関する件

農林水産業団体に關する件

農林水産金融に關する件

農林漁業災害補償制度に關する件

以上の各案件につきまして、閉会中もお審査を行ないたい旨、議長に申し出たいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、議長への申し出に関する手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中の委員派遣に関する件についておはかりいたします。

ただいま議長に申し出ることに決しました閉会中審査案件が付託になり、その調査のため委員を派遣する必要が生じた場合には、その調査事項、派遣委員、派遣期間、派遣地並びにその承認手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○草野委員長 小委員会設置に関する件について、おはかりいたします。

ただいま議長に対し申し出ることになりました閉会中審査案件が付託になりました場合、閉会中もなお調査を行なうため、小委員十五名よりなる野菜生産出荷安定に関する小委員会を設置したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員、小委員長の選任、辞任、補欠選任並びに小委員会において参考人より意見を聴取する必要が生じた場合には、その人選等所要の手続につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長は、追って公報をもって指名いたします。

本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後二時四十四分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、昭和四十六年四月及び五月の降霜等による農作物の被害状況について、政府より説明を求めます。大河原参事官。

○大河原説明員 四月中旬以降五月上旬の降霜及び低温の被害につきましては要点を御報告申し上げます。

去る十八日付で被害状況は御報告申し上げましたが、四月中旬から五月上旬にかけては、北方の寒気団の影響を受けまして、東日本では気温が低目に推移いたしまして、各地でしばしば降霜を見ただけであります。このため、東北、関東地方を中心に、リンゴ、ナシ、黄桃等の果樹または桑、水稲苗しろ、野菜等に相当の被害が発生したわけでございます。

被害額は、先ほど当委員会に御報告申し上げましたとおり、数字といたしましては総額約七十七億三千万円でございます。内訳は御案内のとおり果樹約五十一億円、桑約十五億九千万円、水稲苗しろ約六億六千万円、その他約三億八千万円というふうに相なっておりますが、農林省のほうにまいります県報告の被害額は逐次ふえておりまして、なお相当増加する見込みでございます。農林省といたしましては、統計調査部の調査を現在早急に取りますと申しまして、各種対策の実施のためにも緊要でございますので、五月下旬に

は取りまとめの予定でございます。

とりあえずとっておりまして対策その他についてかいつまんで御報告申し上げます。技術指導につきましては、気象庁の暖候期の長期の予報がございましたので、本年の天候不順等が予想されるところに關連いたしまして、三月三十日に、各種作物についての技術対策を講ずるよう各都道府県に次官名をもって指導しておたところでございます。

今次の降霜、低温につきましては、果樹、桑樹等につきましては、それぞれ応急対策等についての技術指導を通達済みでございます。

また水稲につきましては、苗しろの被害、苗の生育遅延状況等にかんがみまして、再播種なりあるいは必要種子の確保、あるいは低温性病害虫の防除、苗しろ期間の延長による苗の回復のための追肥等各般の技術指導対策を現在講じておるわけでございますが、昨日発表になりました気象庁の向こう三カ月の長期予報におきましても、本年は北日本を中心として低温が予想され、かつ西日本におきましては干ばつぎみであるということもございまして、農林省といたしましては早急に災害対策に万全を期するための体制を整備いたしたいというふうに考えております。

なおこまかいことは省略いたしますが、今次の災害の発生と同時に地方農政局では水稲、果樹、桑関係の調査団を編成して、それぞれ関係県の調査を行ない、また本省自身からも現地に参りまして調査をしております。

所要の対策につきましては、最初の被害状況の際に申し上げましたとおり、統計調査部の国としての数字を早急に取りますと申しまして、融資その他諸般の施策を講じたいというふうに考えております。

○草野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。千葉七郎君。

○千葉(七)委員 私はただいま報告になりました本年の四月、五月に発生しました農作物に対する凍霜害の被害につきまして若干質問をいたしたい

と存じます。

この被害が発生してから、私も十日ほど前に地元へ帰りまして、被害の状況を、全体的にというわけではありませんが、部分的に調査をいたしましたわけでありまして、実にひどい災害でございまして、激甚災と申しても差しつかえない、想像以上の激烈な被害なのであります。そこで感ぜましたのは、霜の害でありまして、気象の状況が事前に予報されておたならば、これほどひどい災害を受けなくても済んだのではないかという感じを強くいたしましたわけでありまして。

というのは、果樹地帯の被害は私よく存じませんけれども、苗しろの被害は、事前に降霜が予知できるとしますならば、苗しろに水を張りまして、苗よりも高く水を張りますならば、霜の害を防げるわけでありまして。したがって、気象の状況の予報が迅速に行なわれ、事前に行なわれておりましたならば、このような激烈な被害を未然に防ぐことができたのではなかったか。また果樹園等につきましても、いままでも経験がありますように、古タイヤを燃やすとか、そういったような措置を講じますならば、果樹園等においても被害を最小限に食い止めることができたのではなかったかという感じを強くいたしましたわけでありまして。

そこでお尋ねをいたしたのであります。昭和四十三年の九月に衆議院の災害対策特別委員会におきましては、気象業務を整備拡充するようにというを中心として決議が行なわれておるわけでありまして。この決議に對しまして、気象庁当局といたしましてはどのような施策を講じられたか。その点を気象庁当局にお伺いをいたしたいと存じます。

○高橋(浩)政府委員 ただいまの点についてお答えしたいと思います。

防災のことに關しましては、気象庁といたしましては一つの大きな目標でございまして。ただいまの決議に對しましては、二つの面を考へております。

一つの面は、結局注意報なり、警報なり出す場

合に、予報をいかにして出すかという点と、もう一つは、実際の状況がどうなっているかという点を把握することであるかと思うわけでございます。

この点に關しまして、まず一つやりましたことは、レーダーの観測点をふやしまして、雨の状況、これはおもに大雨やなんかの関係でございまして、これもおもに大雨やなんかの関係でございまして、それを把握するということをも一つ重点に置いて考へております。それからもう一つの点は、気象衛星の受信をいたしまして、広い状況を觀察するという点、そういう点もございまして。

さらに、日本は海に囲まれておりますので、海の状況が非常に日本に影響するわけでございます。そういう点で観測船、従来もございまして、さらに一ぱいつくりまして観測を十分に行なう、そういう方面の措置を講じているわけでございます。

さらに将来に對しましては、やはり何と申しましても予報の精度を上げることが重要でございまして、この面につきましましては世界気象監視計画というふうな計画が進んでおります。非常に高性能の計算機を使いまして詳しい将来の予想図をつくる、こういう問題がございまして。この点につきましましては、従来も電子計算機は入っておりますけれども、さらに高性能の計算機を買いたいということとを現在計画中でございまして。

さらに、やはり予報をやります場合には、広い状況のことが問題になります。先ほど申しました気象衛星からの写真をとつてはおりますけれども、これは一日に二回なり、三回なりの、一定の、連続的に来るものではございせんので、その問題に關しましては静止衛星を上げまして、常時観測をするというふうなことを現在計画しております。そういう状況でございまして。

○千葉(七)委員 いろいろこの施設の整備につきましては答弁をいただいたわけでありまして、私、聞くところによりますと、気象の観測の業務を縮小するのではないか、たとえば気象庁の定員を第一次の定員削減によつて三年間に二百三十七

名も減らしたというふうな点、さらには第二次定員の削減を行なつて、そして測候所の予報の業務を測候所から取り上げる、あるいは予報業務を縮小しよう、さらには測候所が設置をされておる各地方で従来発表されておる長期予報とか、また海洋気象台から海上予警報等が行なわれておたわけでありまして、それらの権限を取り上げようとするような、いわゆる予報業務の系列化をやる、また気象通報所を廃止する、そういったような計画があるというふうなことも聞いたのであります。その点につきましましては、その計画がどの程度どういうふうに進んでおるか、またさらにこの計画を実行するとすれば、第二次の定員削減を今後何年間の間にどれだけの削減を要するかと、そういう点が、いま策定をされておるといたしたきたいと思ひます。

○高橋(浩)政府委員 ただいまの点にお答えいたします。

ただいまのことは、おそらく予報の系列化という問題のことであろうかと思ひます。この問題につきましましては、定員削減の起こるずっと以前から考へられていたことでありまして、これは予報をのものを小さくするとかいうことではございせん。気象の仕事も戦前と戦後では非常に変わつてまいりました。戦前では、極端に申すならば、測候所において空模様を見て天気予報を出す、こういうやり方——必ずしもそうではございせん。戦後では、家庭工業的なやり方で行つたわけではございせん。その後計算機が入り、情報化時代といわれるような時代になつてまいりました。予報をやり出す場合にも、日本だけの材料ではなく、極東あるいは世界じゅうの材料を集めて詳しい解析をして、それに基づいて予報を出すというふうな、いわば大工業的なふうになつてきたわけではございせん。したがって、予報をやり出す場合にも、その中でいろいろな段階があるわけではございまして、それを手分けしてよりよい予報を出すというのが

予報の系列化のねらいでございまして。したがつて、地方気象台あるいは測候所で予報を発表しないという点ではございせん。ただ、たとえば長期予報の点に考へてみますと、長期予報というふうな非常に長い時間のものでございまして、非常にスケールの大きい現象でございまして、もちろん局地的な問題もございまして、基本的な大きな場面に当たらないければ、結局予報にはならない。したがって、そういうことをやるためには、必ずしも全部の測候所でやる必要はないのでございまして、たとえば本庁なら本庁で十分そういうことを解析いたしまして、それをファックスなりあるいは電信なりで測候所に知らして、それに基づいてその地方の状況を加味して皆さまでお知らせする、これが最もいいやり方ではないかというのでそういう方向で進んでいるのであります。

海上予報につきましても同じようなことでございまして、基本的には本庁でつくるけれども、いろいろ海に對して必要なこまかいことはそこで加味してやる。ただ、昔やつておりましたようにこの測候所でも同じような天気図をつくつてやるということはむだであるから、それは本庁でつくつて、それをファックスで流して、それをもとにして予報を出す、こういう状況でございまして。

○千葉(七)委員 答弁によりまして、中央において観測をした気象の状況を地方に電報で通知をして、それを地方の測候所あるいは通報所等から発表するのだ、地方の状況を加味して発表するのだ、したがって気象の予報等については何ら差しつかえない、こういう答弁であります。しかし、私今度のこの霜害の状況を見まして強く感じますのは、たとえば明朝なら明朝の地方に強い降霜がある、そういう気象の状況になつておるといふことをその地域の住民に徹底して知らせることが大切だと思つております。中央で観測をして、そして測候所へそれを連絡をして、地方の測候所なり通報所なりでそれを一応発表したというだけでは決して親切なきめのこまかい

行政のやり方だとは言えないと思うのであります。ことに農業気象であるとか、あるいは海上の気象であるとかということは直接その産業なりあるいは海上予報等については人命等にも関係する問題でありますから、したがってその地域の住民に徹底的に知らせる。もちろんいまはテレビ等が普及をいたしております、一応テレビ等を注意しておりますればそれはわかりますけれども、その地域の住民が全部が全部テレビに注意して、天気予報に注意しておられるというわけではありせんから、したがって霜の害のおそれのあるような場合においても、もう少し親切にこまかに気象の仕事がその地域の住民に徹底してわかるように、そういう行政を進める必要があるのではないかと。台風なんかの場合にはテレビ等でも特別の時間を設けて刻々の状況を知らせておられますから知らせることが徹底しております。しかし霜の害というようなことは季節によつては苗代全体に被害を及ぼすのでありますから、したがってそういう点についてはもっと普及と申しますか、告知の方法を十分検討してもらいたいと思うのであります。そこでそういうきめのこまかいものと徹底した予防の業務を行なうといたしますならば、定員を削減するということは大きな支障を来たす結果になるのではないかと申すのであります。その点につきましまして御意見がありましたらばお聞かせ願いたいと存じます。

○高橋(浩)政府委員 ただいまの点にお答えいたします。先生のおっしゃる趣旨はよくわかります。現在注意報、警報につきましましては、東京の本庁で出すのではありません、これは各県に地方気象台がございまして、そこが中心になつて注意報、警報なりを出しておられるわけでございます。これはやはり先生おっしゃいますように、気象と申しますのも地方地方の状況が非常に問題がございまして、そういう点を加味いたしまして地方気象台で注意報、警報を出すようにしております。そういう意味でございまして、それは潮候所で出したらいいじゃないかというお考えもあるかと思ひますけれども、災害を防ぐ面におきましては、気象庁といたしましてはそういうことを周知させることが大きな任務でございまして、実際にそういう災害を防止するといふような実務的なことになつてまいりますと、これは気象庁以外のところであるべきものでございまして、たとえば農業の場合でありますと県が中心になつてやつていくものであろうかと思つております。そういう方面に對しましては注意報、警報をお知らせして、そこで適当な指導をするような体制にしているわけでございます。

もう一つの点は、先生がいまおっしゃいましたけれども、そういうような地域の住民一般に周知させる手段といたしましては、何と申しましてラジオとかテレビ、少し長いのでありますと新聞もございまして、そういうようなものを使う以外にないわけでございます。もちろん電話などでも問い合わせなんかございまして、これで知らせるのは測候所に幾ら人員がおりましてもとてんは切れることではございせんし、特にふだんは何にもないといふようなことがございまして、やはりラジオ、テレビ、こういうものを利用いたしまして周知させるのが一番よろしい方法ではないか、こう思つておられます。また災害防除に關しましてはやはり気象だけではございせん、いろいろな対策がございまして、そういう面につきましましては、これはいろいろな県によつて多少違ふと思ひますけれども、県なりとの間の連絡会のようなものをつくりまして、そういうところで十分そういう面につきましまして検討してやつて、そういうような状況でございまして、

○千葉(七)委員 いろいろ御答弁がございまして、いづれにいたしまして、県なり市町村なりの行政当局と十分連絡がとれるような機構を整備をしていただかしまして、そういういまの気象観測の発展した状態から申しますならば、三カ月前に長期の予報観測もできるというよりな状態にまで気象観測が進歩しておるわけでありまして、

したがつて明朝降霜があるというよりなことは当然前日にはわかるわけでありまして、そういう気象の状況をラジオ、テレビで放送するよりほかにないんといふようなことは見ればわかります。あるいはラジオを聞けばわかります。しかし住民全体、農村における農民全体がそれを見ればそれに対する対策等も立てられるわけでありまして、市町村のそれだけの産業の係等もあるわけでありまして、また農協にはそれぞれ営農の指導員等もあるわけですから、明朝なら明朝霜の危険性があるというよりな場合には、それらを通じて徹底してそれに対する対策を事前に立てるというよりな行政のやり方が必要ではないかと、さう考へますので、その点は気象庁ばかりでなく、農林省当局においてもさらに研究を進めていただかしたい、そのように要望するわけでありまして、これは答弁は要りません。

そこでお伺いをいたしますが、手元に配られた被害の状況についてであります。この被害概況報告書によりまして、これは「県報告」となつておりますが、県から国のほうへ五月の十二日現在と聞きました、十二日現在で報告が参つておる、それを配られた、こういう説明であります。しかし、これは県から国のほうへ来た報告でありますけれども、これは私も私どもとしましては国のほうで県から報告を求めておる国がわれわれに報告をした、かように私は受け取るわけでありまして、したがつてこれは国の報告であると受け取るわけでありまして、けさ東北自治協議会長山形県知事の安孫子さんから今度の異常気象による農作物の被害に對する緊急対策についての要望書が配られたわけでありまして、これによりまして被害の額は大きく相違をいたしておるわけでありまして、国から配られた概況報告によりまして七十七億三千二百萬、自治協議会のほうから配られました要望書によりまして百二十七億三百萬、実に倍に近い被害額、それに対する対策を講じてもらいたい、こういう要望書が来ておるわけなのであります、昨日岩手県の被害を私のほうで調べた

のであります、各県の被害の内容、これはわかりませんが、この配られた報告以外にはわからないのであります、岩手県の状況は、この配られた概況報告によりまして、水稲苗しろの被害が四千二百萬程度の調査になっておるのでありまして、私の調べましたところによると六億六千三百十五萬、こういう調べになつておるのです。これはあまりにも違い過ぎるのです。四千二百九十六萬円に對して六億六千萬元でありますから大体十四倍、十五倍ぐらゐの被害がある、こういうことになつておるわけでありまして、一体これはどつちをほんとうにしたいかわからぬといふような状態なんです、国のほうでは直接調査をなさつておる状態がどうなつておるのか。これは確かに県のほうからの報告で、逐次県のほうでは詳細に調査をした結果こういふふう被害額がふえておるんだらうと思つておるわけでも、それはそれとして、国のほうでも調査を進めておるはずであります、いまだにその国のほうの調査の結果がわからないといふことではどうも被害に對する対策の立て方があまりにおそ過ぎるのではないかと、そういう結果になるのではないかと感じますのであります、国の調査の状況はどうなつておりますか。

○大河原説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の点でございますが、災害がございまして、先生御案内のように、各県とも被害地域につきましまして県独自の調査を早急につかまえて逐次報告してまいりまして国の施策の樹立に資するといふようなこととございまして、その報告は二度、三度同一被害についてわたりまして最終的に数字が固まるという関係にあるわけでございます。今回各県の報告は調査時点がそれぞれ違つておつたところ、これは報告の時期が違つておる。ただし国といたしましてはこれらの調査を一段階でまとめましてとりあえず御報告したのが七十七億の数字でございまして、国といたしましては天災融資法その他必要な施策の樹立のための調査は統計調査部の組織を使ひましてただいま最大限

したがつて明朝降霜があるというよりなことは当然前日にはわかるわけでありまして、そういう気象の状況をラジオ、テレビで放送するよりほかにないんといふようなことは見ればわかります。あるいはラジオを聞けばわかります。しかし住民全体、農村における農民全体がそれを見ればそれに対する対策等も立てられるわけでありまして、市町村のそれだけの産業の係等もあるわけでありまして、また農協にはそれぞれ営農の指導員等もあるわけですから、明朝なら明朝霜の危険性があるというよりな場合には、それらを通じて徹底してそれに対する対策を事前に立てるというよりな行政のやり方が必要ではないかと、さう考へますので、その点は気象庁ばかりでなく、農林省当局においてもさらに研究を進めていただかしたい、そのように要望するわけでありまして、これは答弁は要りません。

そこでお伺いをいたしますが、手元に配られた被害の状況についてであります。この被害概況報告書によりまして、これは「県報告」となつておりますが、県から国のほうへ五月の十二日現在と聞きました、十二日現在で報告が参つておる、それを配られた、こういう説明であります。しかし、これは県から国のほうへ来た報告でありますけれども、これは私も私どもとしましては国のほうで県から報告を求めておる国がわれわれに報告をした、かように私は受け取るわけでありまして、したがつてこれは国の報告であると受け取るわけでありまして、けさ東北自治協議会長山形県知事の安孫子さんから今度の異常気象による農作物の被害に對する緊急対策についての要望書が配られたわけでありまして、これによりまして被害の額は大きく相違をいたしておるわけでありまして、国から配られた概況報告によりまして七十七億三千二百萬、自治協議会のほうから配られました要望書によりまして百二十七億三百萬、実に倍に近い被害額、それに対する対策を講じてもらいたい、こういう要望書が来ておるわけなのであります、昨日岩手県の被害を私のほうで調べた

のであります、各県の被害の内容、これはわかりませんが、この配られた報告以外にはわからないのであります、岩手県の状況は、この配られた概況報告によりまして、水稲苗しろの被害が四千二百萬程度の調査になっておるのでありまして、私の調べましたところによると六億六千三百十五萬、こういう調べになつておるのです。これはあまりにも違い過ぎるのです。四千二百九十六萬円に對して六億六千萬元でありますから大体十四倍、十五倍ぐらゐの被害がある、こういうことになつておるわけでありまして、一体これはどつちをほんとうにしたいかわからぬといふような状態なんです、国のほうでは直接調査をなさつておる状態がどうなつておるのか。これは確かに県のほうからの報告で、逐次県のほうでは詳細に調査をした結果こういふふう被害額がふえておるんだらうと思つておるわけでも、それはそれとして、国のほうでも調査を進めておるはずであります、いまだにその国のほうの調査の結果がわからないといふことではどうも被害に對する対策の立て方があまりにおそ過ぎるのではないかと、そういう結果になるのではないかと感じますのであります、国の調査の状況はどうなつておりますか。

○大河原説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の点でございますが、災害がございまして、先生御案内のように、各県とも被害地域につきましまして県独自の調査を早急につかまえて逐次報告してまいりまして国の施策の樹立に資するといふようなこととございまして、その報告は二度、三度同一被害についてわたりまして最終的に数字が固まるという関係にあるわけでございます。今回各県の報告は調査時点がそれぞれ違つておつたところ、これは報告の時期が違つておる。ただし国といたしましてはこれらの調査を一段階でまとめましてとりあえず御報告したのが七十七億の数字でございまして、国といたしましては天災融資法その他必要な施策の樹立のための調査は統計調査部の組織を使ひましてただいま最大限

の努力をして調査中のごさいます。これは大体五月の下旬に取りまとめ、今回の対策に遺憾なからしめたいというようにしております。数字等については近々取りまとめるといふ予定でございますので御了承願いたいと思ひます。

○千葉(七)委員 国の調査はぜひ早く進めていたが、ましてして被害に対する対策を早急に立てていただきたいと思ひます。

そこでお伺いをいたしたいのは、今度の水稲の被害の問題といふ行なわれておる稲作の減反の問題、その関連の問題についてであります。というのは、今度の霜害によつて苗しろがたいへんな面積が被害を受けておるのであります。たとえば岩手県の例を申し上げますと、岩手県の水田の面積は約十萬町歩程度であります。その十萬町歩から八萬町歩ぐらいが作付になるのではないかと、思ふのであります。この八萬町歩の水田に要する苗しろは大体五割と見ますと四萬町歩必要、多少上下があるでしょうけれども大体四萬町歩から五萬町歩ぐらいだろふかと思ひます。その四、五萬町歩の苗しろのうち実に二萬四千三百十三ヘクタールの苗しろが被害を受けておるわけでありまして、私の見た範囲ではこの被害を受けた苗しろをまき直しをしなければ田植えができな、そういう状態の苗しろが多かつたように見受けてまいりましたが、もしこのまき直しをするといふことになりましたらば田植えが一カ月ぐらゐおくれるのではないかと感じますのであります。余つては苗をもらひ集めて田植えをするにいたしました。半月かそこら田植えがおくれる、こういう結果になるわけでありまして、このように田植えがおくれるといふことになつて、そしてさつきお話をいたしましたが東北、北海道としては夏の気温が低いといふことになりました。ならば、水稲の作柄は予想もできないほど凶作といふたような不作の状態になるのではないかと、かように考えられるのであります。もしそういうことになるとするならば、いま政府が各県に対して要

請をしておる減反の反別にもいろいろ影響してゐるのではないかと、かように考えられるわけであり。二割減反をした上に作柄が通常の状態ではないといふことになりまして農民の所得が非常に減る、こういうことになるわけでありまして、したがつて二割減反の政府の要請を受け入れた農民も考え直して昨年度の減反にとどめる、一割程度の減反にとどめる、こういう状態が出てくるのではないかと、かように考えられるわけでありまして、もしそういうことになつたとしても、政府におきましてはこの出来秋の米の政府に対する売り渡し予約の数量を、減反を受け入れたその最初の約束と違ひがあるからして、予約の申し入れの米の全量を買入れるといふことに對して、いろいろな問題を、物議をかもしといふようになつておる。そこそこのことは絶対にやつてもらつては困るわけでありまして、もし今度の霜害によつて減反の最初の約束が実行されなかつた場合においても、申し込んだ米の買入れは必ず実行する。そういう態度で扱つていただきたいと思ひます。そのわけでありまして、その点に對する政府の考えをひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○岡安説明員 お答えいたします。今回の北日本等におきまして苗しろ期におきまして低温のために、特に東北地方におきましては全般的に苗の生育の遅延を來たしてゐるのであります。五月中旬ごろから多少気温も上昇いたしてございまして、苗の生育は著しく回復をいたしてございまして、したがつて、一部後期の追肥等によりまして生育促進をはかりました。ほとんどの地域におきましては六月初めごろまでは田植えは終了できるといふふうに考えております。また一部の地方におきまして苗不足等を來たしましたため追いまきをいたしました苗しろにつきましても、その後やはり気温が上昇いたしてございまして、おおよそ半年に對しまして一週間から十日程度のおくれでもつて稲の植えつけが終了するのではあるまいかと、かように考えております。したが

がいまして、現在予想されますような田植えの遅延といふことによりましては、そう今後の農作業計画あるいは作況等に大きな被害はなからうかと思つております。さらに今後はそれに対応するような技術指導は十分いたしてまいりたい、かように考えております。したがつて現在稲の作況といふものは必ずしも確定をいたした状況でございませぬので、四十六年度の米の単年度需給の均衡をはかるという目標で設定いたしました二百三十萬トンの生産調整の目標は現在これを變更するといふ考えはございませぬ。

○千葉(七)委員 どうも米が七百萬トンも余つてゐるといふので、不作を希望してゐるのじゃないかといふたような説を唱へる向きもありませんが、政府においては絶対そういふことのないように、ことにもうことしの気象の予報は東北地方にとつては絶対油断のない予報になつております。せんだつての農業災害補償法の審議の際にもいろいろ気象の問題については自民党の別川さんから質問がありまして、それに対する気象庁長官の説明によりまして、ことしの気象の状況は百年前のシベリアの状況と同じであつて、そして北極の寒氣団と申しますか、それが東北地方をことしの夏にも襲うのだ。梅雨も例年よりは早く梅雨になつて、そしておそく梅雨が切り上げになる、こういったような答弁もありました。そういう点から考えてみますと、どうもこの霜害で苗しろが被害を受けて田植えがおくれる。その上に冷害といふことになりまして、政府のほうでは喜ぶかもしれない。しかし農民にとってはこれはたいへんなこととです。二割も三割も減反になる。こういうことになりましたらたいへんでありまして、したがつて、その対策につきましては十分万全を期していただきたい、かように要請をいたしておくわけでありまして。

時間がかかりましたので結論を申し上げますが、今度の霜害に對しましては、被害地の北海道、東北六県、その他の各県から対策についての要望が出ております。たとえば被害に對しては天災融資

法の適用あるいは自作農維持資金の融資ワクの拡大、さらには苗不足に對処するための追いまき等に對する経費に對する助成あるいは桑とか果樹とかそういう園芸特殊作物に對する樹勢の回復に必要な資材購入費に對して助成をされたいとか、あるいは水稲の大規模共同育苗施設設置数をふやしてもらいたい。果樹の共同開花施設、花粉の冷蔵施設等の設置に對して助成をされたいとかあるいは果樹共済制度の実現、これはもちろんいふ部分的には試験的に実施をされておるわけでありまして、これらに對する全面的な早期の実現をはかつてもらいたいとか、あるいは被害農家に對する所得税等の減免の措置を講ぜられたい。さらには被害地方公共団体に對しては、いろいろ経費がかさむわけでありまして、特別交付税の増額をしてもらいたい。さらには米の生産調整実施計画書の変更あるいは提出期限等の延期をしてもらいたい、こういう要望書が出ておるわけでありまして、したがつてこれらの被害対策についての要望に十分こたえられるような施策を特に講じていただきますように強く要請をいたしまして、時間が参りましたので私の質問を終わります。

いろいろありがとうございました。

○草野委員長 長谷部七郎君。

○長谷部委員 私もただいま御報告のありました四月ないし五月にかけての低温、降霜による農作物の被害につきましてその対策を中心としてお尋ねをいたしたい、こう思ふわけでありまして。

先ほど御説明がありましたように、私たちの予想以上の被害の実態でありまして、政府が発表いたしました七十七億圓をはるかに上回る被害額がもう出ておるわけでありまして。しかもこれから日数がたつに従ひましてますます被害額といふものがふえてくるのではなからうか、かように心配をされております。私の秋田県では、ここに約八億五千萬という把握でございまして、本日、本日の連絡によりまして、すでに十四億圓をこえておる。北海道、東北全体でも五月十五日現在ですでに九十四億四千萬円という被害が出ておる。特に

水稻の苗しろは局部的には霜による立ち枯れあるいは低温による苗腐れ、こういうことで全滅という地域も実は出ておるわけでありませう。

このように深刻な苗不足を来たしておりまして、県では緊急対策として、県内に入力所の大型の育苗センターがございまして、そこに急遽まき直しを委託をいたしておる次第でありますけれども、先ほどお話があったように、田植えが出来ることによつて作況への影響はなからうというきわめて楽観的なお話であつたようでありまして、私はそれは少し甘いのではないかと思つたのです。いまから育苗いたしてもどうしても少なうとも二十日以上はかかるわけでありまして、われわれ古老から話を聞いてまいりましたが、五十年以上農業をやつてきたけれども、ことしのように苗を痛めつけられた年はかつてなかった。田植えがこれから二十日おくれるということになると、その被害による減収というものは必ず大きなものが出てくるであらう、こういうことを心配されております。ですからもう少しこの被害対策について真剣な検討を加えていただかなければならぬのじゃないか、私は実はかように考えておるところでございます。この点につきましてまず政府の考え方を承つておきたい、こう思うわけでありませう。

○岡安説明員 お話のとおり相当被害の激甚であります。被害におきましては、広範囲にわたつて苗の再仕立てというようになつておられるわけでございますが、私も推測いたしておるわけでは、非常におくれています。大体六月の十日ころまでは本田の移植が終わるというふうに実は見込んでおるわけでありませう。したがってその程度のおくれであるならば、もちろんその後におきまして各種の技術指導が適切に行なわれることが必要でございますが、そういうことが確保されるならば、私も一応米の収穫というものは確保できるというふうに実は考えております。

なお、今後におきまして技術の指導について申し上げますと、特に被害がひどく苗不足を来したところにおきましては苗しろの再仕立てというところが必要でございます。それ以外に苗しろ期間の延長とか生育を促進するための追肥、それから低温性の病害虫の防除対策というものを行ないます一方、本田移植及びその後の対策といたしましては漏水の防止によりまして水と地温の上昇、それから深植えをなるべくしないようにするとか、それから特に病害虫の防除に力を入れるというふうな技術指導を徹底いたしまして、極力減産の防止につとめたい、かように考えておるのでございませう。

○長谷部委員 そこでお尋ねをしたいと思います、これから天候がある程度持ち直す、こういうことであれば最終的な作況にはあまり影響がなからうという考えのようでございますけれども、前からいわれておりますようにどうもことしは冷害型の気象が予想される、こういうお話も聞いておりますし、いわんや寒冷地帯におきましては十分稔実できるかどうかという点についても非常に心配されております。ですからこの際気象庁のほうから、当面これから三カ月ぐらいの予報は一体どうなつておるのか、もしおわかりになりましたら承つておきたい、こう思うわけでありませう。

○高橋(浩)政府委員 この問題につきましては、専門の大野予報官に説明をいたさしたいと思います。

○大野説明員 お答え申し上げます。昨年以來の波乱含みの天候でございますが、これも今後なお継続するであろうというふうな状態でございます。ただいま発表になりました長期予報によりまして、つゆはことしは早目に入るであらう。しかし六月の半ばころには中休みもある。しかし半ば以降は梅雨前線が活発になりまして、一方オホーック海方面から南下する高気圧の影響を受けましてかなり低温が見込まれる。またそのころには集中豪雨その他低温障害というものがあつてはあらわれるのではないだろうか、こういうふうな考えをおるわけでありませう。

それから七月になりまして上旬はやはり同じような傾向になりまして、つゆが明けけるのは例年より多少おくれてまして、おそらく北日本方面は七月の二十日前後にわたるのではないだろうか。しかしその後盛夏を迎えてもときおり、たとえば八月の上旬とかあるいは下旬あたりにまた北極方面の寒気の影響を受けまして、北日本を中心に不安定な天候が現在見込まれておるわけでございます。

それでその後の九月、十月の照り込みでございますけれども、ただいまのところは八月までの三日月予報が出ておりますのでその後の秋の照り込みのほうでございまして、これは六月二十日の三日月予報で、あるいはその次の予報によつて逐次その辺は農林省とも御連絡をとりながら天候の推移を見守つてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○長谷部委員 ただいま気象庁の見解の御発表がございましたが、これによりまして六月以降八月の上、中旬にかかまして低温型の気候で推移をするというところで、稲作にとりましては一番大事に分けつ、穂ばらみ期に低温にぶつかる。こういうことだとすれば、非常に憂慮されることしの稲作の状態だと思つておられます。したがつて農林省としてはこれに対応した指導方針、技術指導というものを当然用意されておられると思うのであります。その具体的な対策についてこの機会に承つておきたいと思つたのです。

○大河原説明員 お答え申し上げます。先ほど農政局参事官のほうからお答え申し上げましたのは稲作期間の苗しろにおける遅延がまだ決定的な不作原因ではなくて、非常に心配しておるが技術指導により、また農家の努力によつて克服し得る余地があるということをお申し上げたわけでございます。

それで、ただいま気象庁のほうからもお話がございまして、先生からも御指摘がございましたように、本年の北日本における低温型の気候については、われわれといたしましては米の収穫確保の観点から非常に懸念しておるわけでございます。

て、われわれのほうといたしましては近々、その後の各種の災害等も含めまして、事前にこれを防止するために災害対策本部等を設置いたしまして、稲作の推移を見て適時適切な手を打つていきたいというふうに考えております。また先ほど農政局のほうから申し上げました当面の稲作の低温性気候に対する技術指導を含めまして、総合的な技術指導を早急に成案を得まして末端に対しても通知いたしたいというふうに考えております。体制の整備と個々の具体的な技術指導の内容につきまして体系的に整理いたしまして末端を指導したいというふうに考えております。

○長谷部委員 各地方でもこの低温の気象条件というところでたいへん心配をしておるのが現状でありますから、ことしは農林省としても関係各県の責任者を招集するなりあるいは各関係団体と連絡を密にするなりいたしまして特別対策を強化していただくように強く御要請を申し上げておきたい、こう思うわけでございます。

それから具体的な対策といたしまして、いま二百三十万トンの減収割り当てがおろされておるわけでありませうが、苗の不足によつてあるいはこれからの苗の育成の結果どうなるかわかりませんが、間合つてくれればけっこうでございますけれども、最終的に苗不足のために作付けが不能になつた、こういう場合にはいまの減収の対象になるのかどうか、この点も非常に不安と動揺を持っておりますので、この際ひとつ明確にお答えをいただきたい、こう思うわけでありませう。

○岡安説明員 今回の災害苗害によりましてが被害を受けまして苗不足が生じた場合でございます。農業者が稲を作付けしなかつたというときにおきましては、一般的に生産調整の交付金を払い出す場合には要件がございまして、その要件に該当する場合には諸補助金の交付の対象になり得るものというふうに考えております。

○長谷部委員 次に、これからの今回の冷害に対する幾つかの緊急な対策についてお尋ねをしたい

第一点は、まず、果樹、桑あるいは稲作も含めて被害激甚地帯に対しては天災融資法の適用をされる御用意があるのかどうか、この点。

さらにもう一つ、被害農家に対して自作農維持資金の融資、これを当然考えていただかなければならませんが、従来のようなワクじやなくて貸し付けのワクについても今後ふやしていただきたい、こういう強い要望が出されていますが、農林省はこれにどう対処されるつもりか、承っております。

○大河原説明員 天災融資法の発動につきましては、先ほど千葉先生からの御質問にも被害状況に因りては、先ほど申し上げたわけでございますけれども、被害は七十七億の中間報告をこえまして県報告も非常にふえておりますし、おそらくわれわれの統計調査の数字も相当な額にのぼるであろうというふうに推測されますので、天災融資法の発動については前向きに発動の準備を進めておるわけでございます。関係当局と協議中でございます。

なお自作農資金につきましては、天災融資法が発動になりますと、従来の例にならないとして災害の特別ワクを設定いたしましたので、災害農家の資金需要にこたえないというふうに考えております。

○長谷部委員 次に、いま私の県内では各町村とも苗不足を来たしまして、新たにまき直しをやつておるわけであります。そこで限られた時間で短期間にこれをまかなつていかなければならぬため

にいま県内にある八つの大規模な共同育苗施設をフル回転をさせてやっているわけなんです、将来ともことしのような冷害なりあるいは降霜に対処するためには、どうしても健苗育成という問題

が最も大事だと思ふのでございます。したがって、もつともつこのような施設を各地域に増設する必要があるんじゃないか、実はかように考えておるわけですが、そのお考えがあるかな

いかにひとつこの際事で、おきたいと思ひます。

○岡安説明員 四十六年度から新しく大規模共同育苗施設補助金を交付することにいたしましたわけで

ありますが、これはお話のとおり、この目的は融雪の遅延または低温等によります被害を克服するための恒久施設として私どもは期待をいたしておるわけでございますけれども、現在四十六年度から四十八年度までの三カ年間に大体一カ年百カ所見当のテンポでもって設置をしていくというふうには実は考えておるのでございます。しかし今回のように北日本を中心といたします低温障害等によりましてこのような施設の設置の要望が高まっておりますので、次年度以降の設置数なり設置の場所につきましてはさらに実情に応じまして検討いたしてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○長谷部委員　特に寒冷地帯等につきましては今後ともこのような低温障害、こういうものは予想されるわけでありますから、これを防ぐために健苗育成のための施設をより充実、拡大するようになぜひとつ御配慮を願わなければならぬ、こう思っております。

それから今回の緊急対策のために各県、各市町村とも種子の確保あるいは苗しろのまき直し、こういうようなことでもかなりの思わざる経費が大きい支出をされておる現状でございます。したがってまして当然国としても農林省としても、こういった苗の確保のために要する経費等については特別めんどろを見てやる必要があるのではないか、かように実は考えていますが、これに対する御見解をひとつ承っておきたい。

○岡安説明員 お話のとおり、今回の被害により、ます苗しろ対策といしまして、追加の代替苗しろの造成または苗の緊急輸送というものがすでに各県におきまして行なわれております。そこで今

後まだ被害その他が調査が進めばもっと増大するおそれもあるわけでございますので、さらに実態を十分調査しまして、必要ならば対処してまいりたい、かように考えております。

○長谷部委員 同じく被害農家に対しての所得税関係についてお尋ねをしたいと思うのです。これは大蔵省の関係になるかもしれませんが、大蔵

省、来ていますか。——減反、さらに今度最悪の場合には苗不足のために予定したたんぼに田植をができない、こういう事態になりますと、ますます農家の経済は窮迫する一方でございますので、所得税の面等につきましても何らかの減反措置を考へてもらわなければならぬ、こういう事態になるのかも知れませんが、こういう場合の大蔵省の考へ方について承つておきたいと思ひます。

○中村説明員 所得の問題としましては、昭和四十六年度の問題になりますので、ことし一年たつてみなければ所得がどういうふうになるかという問題がわからないわけでございますが、とりあえずの問題といたしまして、これだけの被害があり、経費がよけい要するということは十分わかりますし、また所得もそれだけ減少するということはわかるわけでございます。

そこでことしの納税としましては、まず予定納税というのがありまして、去年の税金の大部分が農業の所得の方ですと、去年の税金の半分だけをまず十一月に納めておく、残りを来年の三月十五日までに納める、こういうような状況になっております。それから農業の所得が七割に満たない場合ですと、これは去年の所得を三分しまして、そうしてことしの七月に三分の一、十一月に三分の一、そして残りを今年の所得を計算して納める、こういうようになるわけでございますが、この七月に納める税金あるいは十一月に納める税金は、かりに納めるという意味で前年の税金を基礎にし

て計算をするということを原則にしておりますので、ところがこの災害のようなことが起こりますれば、その税額を減少さすということになっております。したがいまして、そのほうの予定をますするよりに国税局あるいは税務署を通じて、農協なり関係市町村等とも十分連絡をとって善処していくようにということで処理したいと思っております。

○長谷部委員 いまのお話につきましては私もし
ろうとですけれどもわかっています、いま聞い
ておることは、かりに植えつけ不能になった、そ

ういふ場合の農家の所得の減収というものは、これはもう当然なわけです。それからもう一つは、これからまき直しをした苗で田植えをする、作柄につきましてはそれは最終的には減収にはならなかった、こういうことになりますと、この災害農家の場合は、やはり所得税の課税の際における必要経費の中に、非常に大きな種子の確保なりあるいはまき直しの経費なり、いろいろなものが出てくる。いわんや雇用労働力というものもかなりふえてくるわけがあります。したがって、そういうものは、ことしの課税標準を決定する場合に、やはりある程度必要経費の中に考えていただかなければならないのではないかとという問題も、実はあるわけがあります。この二つの問題でございまして、ひとつ御見解を承っておきたいと思つております。

○中村説明員　ただいまの問題は、先生のおことばのとおりでございます。当然そういう多くの経費の要つた分は、所得計算においては必要経費として計算する結果になるということでございます。しかし、それらにつきましても、やはり現在からどういうように上げようか、またどういふことを見きわめておかないか、来年になって標準をこしらえるときにいろいろ問題を起すようなことがあつてはならないので、できるだけいままら調査をして関係団体とよく調整をするようにということを示したい、こういうふうに思つております。

○長谷部委員　もう一つで終わりますが、先ほど来申し上げておりますように、思わざる災害のために、関係市町村はもとより、県当局におきましても予想以上の経費が増大しておるわけでありませんが、これに対しては当然自治省のほうで特別交付税で見てやるべきじゃないだろうか、実はかように考えておりますが、自治省の御見解をひとつ承つておきたいと思います。

○石見説明員 ただいまお話のございました四月の下旬から五月の下旬にかけて、東北、北陸あるいは北海道を襲いました低温霜害に対しまして

て、地方負担が当然出てくるわけであります。その点につきましては現在農林省のほうで被害状況を調査しておられるようでございます。あるいはまたお話のごさいましたように関係地方団体におきましても現在調査を進めておりますので、私どものほうといたしましてはこれらの調査の結果を待ちまして、四十六年度分の特別交付税をもちまして実態に即した適切な財政援助措置をとっていききたいというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

○長谷部委員 以上で終わります。

○草野委員長 この際、果樹農業の振興に関する件について決議をいたしたいと存じます。

各党の理事間におきまして御協議願っておりますが、その協議がととのい、案文がまとまりました。

便宜委員長から案文を読み上げます。

果樹農業の振興に関する件(案)

一、グレープ・フルーツの自由化が国内果樹産業に甚大な影響を与えることにかんがみ、政府は、今後、果樹の生産、流通、加工対策全般にわたり、さらに一層その対策の拡充を図るべきである。

二、昭和四十四年十月の日米協議の経緯に基き、政府は、米国側における温州みかんの解禁州の実質的拡大に見合つて、その実施時期を定めるべきである。

右決議する。

以上でございます。

ただいま読み上げました案文を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

なお、ただいまの決議の関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○草野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会